

第 3 編 災害応急対策計画

第3編 災害応急対策計画

第1章 災害対策本部等運用計画

(各機関)

第1節 計画の方針

府の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、防災関係機関がその有する全機能を發揮して、災害の予防及び災害応急対策を実施するための体制について定める。

第2節 府の活動体制

第1 責務

府は、府の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、法令又は府防災計画の定めるところにより、指定行政機関、指定公共機関、その他防災機関の協力を得て、職員の安全の確保に十分配慮しつつ、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、その所掌事務に係る災害応急対策をすみやかに実施するとともに、府内市町村が処理する災害応急対策の実施を支援し、かつ総合調整を行う。

第2 災害警戒本部の設置等

1 府の地域に災害が発生するおそれがあるときは、知事は災害警戒本部の設置を決定し、直ちに危機管理監が関係部局等に対して、被害情報の収集・集約等の指示・調整を行う。(災害警戒本部長 知事)

ただし、府の地域に大雨注意報、洪水注意報、洪水警報、暴風警報、波浪警報、高潮警報若しくは大雨警報、震度4、5弱若しくは5強の地震又は津波注意報、津波警報若しくは大津波警報が発表されたときは、直ちに設置する。

また、災害が発生するおそれが解消したときは、知事(災害警戒本部長)が閉鎖を決定する。

2 災害警戒本部の職員配備体制は、次の基準による。

ただし、地震等の場合は別に「震災対策計画編」等で定める。

(1) 災害警戒本部基本配備

大雨注意報、洪水注意報、洪水警報、暴風警報、波浪警報、高潮警報が府内全域又は一部の地域に発表されたとき。

(2) 災害警戒本部1号配備((1)の場合を除く。)

ア 気象業務法に基づく予警報が、府内全域又は一部の地域に発表され、災害の発生が予想されるとき。

イ 1のただし書により災害警戒本部を設置したとき。

(3) 災害警戒本部2号配備

ア 大雨その他異常な自然現象により、公共施設(主として土木、農林水産施設)に災害が発生しはじめたとき。

イ 台風が近畿地方に接近することが予想されるとき。

(4) 災害警戒本部3号配備

特別警報が府内全域又は一部の地域に発表されたとき

(5) 職員の配備体制については、第3編第2章による。

3 災害警戒支部の設置及び閉鎖

- (1) 災害警戒本部の地方組織として、府広域振興局長を支部長とする「災害警戒支部」を設置する。
- (2) 災害警戒支部の設置及び閉鎖については、本部長の指示によるほか、府広域振興局長（支部長）の判断により、本部長との協議を経て決定する。
- (3) 災害警戒支部の職員配備については、地域の実情に応じ、あらかじめ支部長が定めるものとする。

4 災害警戒本部（支部）は、主として次の業務を行う。

- (1) 本部長の指示事項の伝達
- (2) 降雨状況、河川水位の観測及び気象通報等の収集並びに伝達
- (3) 市町村及び防災機関との連絡調整
- (4) 危険箇所の状況把握及び応急措置
- (5) 被害状況の調査及び収集

5 京都府危機管理緊急参集チームの参集等

- (1) 府の地域で被害が発生するおそれがあるとき又は被害が発生したときは、危機管理監及び次の関係部局の長等で構成する緊急参集チームが参集する。

知事直轄組織（職員長）

危機管理部

総合政策環境部

健康福祉部

農林水産部

建設交通部

警察本部

教育庁

- (2) 緊急参集チームの参集は、次の基準による。

ア 次の場合は直ちに参集する。

- (ア) 府内全域又は一部の地域に特別警報が発表されたとき
- (イ) 府の地域に避難指示が発令されたとき
- (ウ) 府の地域に震度5強の地震が観測されたとき又は津波警報若しくは大津波警報が発表されたとき

イ 危機管理監は、被害状況に応じて必要と認めたときは、緊急参集

- (3) 緊急参集チームは、主として次の業務を行う。

- ア 迅速かつ円滑な被害状況の情報共有及び応急措置
- イ 災害対策本部設置等の協議
- ウ その他災害予防及び被害軽減に係る必要な措置

- 6 災害対策本部（支部）が設置された場合においては、災害警戒本部（支部）は自動的に閉鎖し、その業務を災害対策本部（支部）に引継ぐものとする。

第3 雪害警戒（対策）本部の設置等

1 雪害警戒本部及び支部

雪害は、風水害あるいは火災等とは若干その様相を異にするため、次の事項に該当するときは、直ちに知事を本部長とする「雪害警戒本部」を設置するとともに、当該地域を所管する広域振興局に府広域振興局長を支部長とする「雪害警戒支部」を設置し、被害情報の収集・集約、指示・調整を行うなど、厳重な警戒体制をとる。また、雪害が発生するおそれが解消したときは、知事（雪害警戒本部長）が閉鎖を決定する。

- (1) 雪害警戒本部の設置基準

ア 雪害警戒本部基本配備

大雪注意報が府内全域又は一部の地域に発表されたとき。

イ 雪害警戒本部1号配備

大雪警報又は暴風雪警報が府内全域又は一部の地域に発表されたとき。

- (2) 雪害警戒支部の設置及び閉鎖
- ア 雪害警戒本部の地方組織として、府広域振興局長を支部長とする「雪害警戒支部」を設置する。
 - イ 雪害警戒支部の設置及び閉鎖については、本部長の指示によるほか、府広域振興局長（支部長）の判断により、本部長との協議を経て決定する。
 - ウ 雪害警戒支部の職員配備については、地域の実情に応じ、あらかじめ支部長が定めるものとする。
- (3) 雪害警戒本部（支部）の主な業務
- ア 雪害警戒本部（支部）基本配備
 - (ア) 降・積雪情報の収集
 - イ 雪害警戒本有（支部）1号配備
 - (ア) 降・積雪情報の収集・連絡
 - (イ) 道路除雪
 - (ウ) 除雪計画路線外の路線除雪についての協議
 - (エ) 雪崩防止及び応急対策
 - (オ) 被害状況の調査及び収集(市町村への職員派遣等)
 - (カ) 教育等についての必要な対策
 - (キ) その他緊急事項の処理
- (4) 雪害対策本部（支部）が設置された場合においては、雪害警戒本部（支部）は自動的に閉鎖し、その業務を雪害対策本部（支部）に引継ぐものとする。
- 2 雪害対策本部及び支部
- 雪害警戒本部の設置後、高速道路、国道及び府道等の主要道路における車両通行支障、鉄道における列車運行支障又は孤立集落の発生、若しくは発生するおそれがある場合等、被害の状況に応じて知事を本部長とする「雪害対策本部」を設置するとともに、当該地域を所管する広域振興局に府広域振興局長を支部長とする「雪害対策支部」を設置する。また、雪害が発生するおそれが解消したときは、知事（雪害対策本部長）が閉鎖を決定する。
- (1) 雪害対策本部の設置基準
- ア 降雪により、次のいずれかが発生し、又は発生するおそれがあるとき。
 - (ア) 高速道路、国道及び府道等の主要道路における車両通行支障
 - (イ) 鉄道における列車運行支障
 - イ 雪害による孤立集落が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
 - ウ その他雪害対策本部の設置の必要があるとき。
- (2) 主な業務
- ア 雪害応急対策等の実施
 - イ 市町村及び防災関係機関との連携・連絡調整
 - ウ 国、他都道府県及び防災関係機関に対する応援要請
 - エ その他情報の収集連絡
- (3) 雪害対策支部の設置及び閉鎖
- ア 雪害対策本部の地方組織として、府広域振興局長を支部長とする「雪害対策支部」を設置する。
 - イ 雪害対策支部の設置及び閉鎖については、本部長の指示によるほか、府広域振興局長（支部長）の判断により、本部長との協議を経て決定する。
 - ウ 雪害対策支部の職員配備については、地域の実情に応じ、あらかじめ支部長が定めるものとする。
- (4) 現地雪害対策本部の設置
- ア 雪害対策本部長は、被災地と雪害対策本部との連絡調整及び機動的かつ迅速な災害応急対策のため、特に必要と認めるときは、現地雪害対策本部を設置する。
 - イ 現地雪害対策本部は、雪害の状況に応じて広域振興局に設置する。
 - ウ 現地雪害対策本部長は、雪害対策本部長が、雪害対策副本部長又は本部員のうちから指名する。
 - エ 現地雪害対策本部の所掌事務、職員及び運営については、現地災害対策本部の例によることとする。
- (5) 災害救助法の適用を必要とする程度の被害が生じたときは、雪害対策本部を直ちに災害対策本部に切り替え、必要な対策を実施する。
- また、災害対策本部（支部）が設置された場合においては、雪害対策本部（支部）は自動的に閉鎖し、その業務を災害対策本部（支部）に引き継ぐものとする。

第4 道路雪害対策本部の設置

府内の指定雪量観測点のうち1/2以上がおおむね警戒積雪深（第3編第23章）に達した時、国土交通省近畿地方整備局長から協議があり、知事が必要と認めた場合、知事を本部長とした「京都府道路雪害対策本部」を設置し、次の業務を行うものとする。

- 1 情報連絡の強化
- 2 除雪機械、オペレータの借上げ及び応援に関する事前手続き
- 3 除雪作業の強化

雪害発生時の本部設置基準

雪害警戒本部		
設置基準	本部長	活動内容
大雪警報又は暴風雪警報が府内全域又は一部の地域に発表されたとき（1号配備） ※大雪注意報が府内全域又は一部の地域に発表されたときは基本配備とする。	知事	○降・積雪情報の収集・連絡 ○道路除雪 ○除雪計画路線外の路線除雪についての協議 ○雪崩防止及び応急対策 ○被害状況の調査及び収集（市町村への職員派遣等） ○教育等についての必要な対策 ○その他緊急事項の処理
	事務局	
	危機管理総務課 災害対策課 原子力防災課 消防保安課	
	委員	
	防災監 危機管理総務課長 災害対策課長 原子力防災課長 消防保安課長 健康福祉総務課長 農政課長 監理課長 道路管理課長 交通政策課長 危機管理対策室長	

道路雪害対策本部の実施		
設置基準	本部長	活動内容
①府内の指定雪量観測点のうち1/2以上が概ね警戒積雪深に達した時、国土交通省近畿地方整備局長から協議があり知事が必要と認めたとき	知事 事務局 道路管理課	○情報連絡の強化 ○除雪機械、オペレータの借上げ及び応援に関する事前手続き ○除雪作業の強化

※状況に応じて、知事を本部長とする「雪害対策本部」を設置する。



雪害対策本部		
設置基準	本部長	活動内容
①降雪により、次のいずれかが発生し、又は発生するおそれがあるとき ア 高速道路、国道及び府道等の主要道路における車両通行支障 イ 鉄道における列車運行支障 ②雪害による孤立集落が発生し、又は発生するおそれがあるとき ③その他雪害対策本部の設置の必要がある場合	知事 ※事務局及び委員は、雪害警戒本部に同じ	○雪害応急対策実施 ○市町村及び防災関係機関との連携・連絡調整 ○国、他都道府県及び防災関係機関に対する応援要請 ○その他情報の収集連絡



災害対策本部	
設置基準	本部長
①災害救助法の適用を必要とする程度の被害が生じたとき	知事 1号～3号動員（全動員）

第5 事故警戒（対策）本部の設置

一時に多数の人命に危険が生ずる突発的大事故及び社会的影響が著しい事故（列車転ぶく、航空機、船舶遭難、油、放射性物質等の流出、爆発等）が発生した場合は「〇〇事故警戒本部」又は「〇〇事故対策本部」を設置し、関係機関と直ちに協議して救急医療、救出その他の応急救助を実施する。

ただし、災害救助法の適用を必要とする程度の被害が生じたときは、直ちに災害対策本部に切り換え、必要な対策を実施する。

1 事故警戒本部

(1) 事故警戒本部の設置等

突発的大事故が発生し、被害が予測されるときは、知事は事故警戒本部の設置を決定し、直ちに危機管理監が関係部局等に対して、被害情報の収集・集約、救急医療・救助等初期活動等の指示・調整を行う。

（本部長 知事）

(2) 事故警戒本部の組織及び要員

事故警戒本部の組織は「事故警戒（対策）本部の組織」のとおりとし、要員の動員は、個別の事故対策計画によるものとする。

(3) 事故警戒本部の閉鎖

知事は、突発的大事故による被害のおそれがないと判断したときは、事故警戒本部を閉鎖する。

(4) 事故警戒支部の設置及び閉鎖

ア 事故警戒本部の地方組織として、府広域振興局長を支部長とする「事故警戒支部」を設置する。

イ 事故警戒支部の設置及び閉鎖については、本部長の指示によるほか、緊急の場合、府広域振興局長（支部長）の判断により、設置及び閉鎖を決定する。

ウ 事故警戒支部の職員配置については、地域の実情に応じ、支部長が決定するものとする。

(5) 事故警戒本部（支部）の主な業務

ア 事故及び被害状況の調査並びに情報の収集及び伝達

イ 本部長の指示事項の各部及び支部への伝達

ウ 市町村等関係防災機関及び関係団体との連絡調整

エ 警戒活動の実施

(6) 緊急参集チームの招集等

危機管理監は、被害の程度等に応じて必要と認めたとき、関係部局の長等及び防災監で構成する緊急参集チームを招集する。

緊急参集チームは、「一般計画編第3編第1章第2節」に掲げる業務を行う。

(7) 事故対策本部（支部）又は災害対策本部（支部）が設置された場合においては、事故警戒本部（支部）は自動的に閉鎖し、その業務を事故対策本部（支部）又は災害対策本部（支部）に引き継ぐものとする。

2 事故対策本部

(1) 事故対策本部の設置

突発的大事故が発生し、相当な被害が予想される場合は、緊急参集チームによる協議の結果を踏まえ、知事が事故対策本部の設置を決定する。（本部長…知事）

(2) 事故対策本部の組織要員及び業務

事故対策本部の組織、要員の動員及び業務は、一般編第3編第1章第7節第1に定める災害対策本部の組織等を基準とする。

(3) 事故対策本部の閉鎖

知事は、突発的大事故による被害が拡大するおそれが解消し、その応急対策が概ね終了したときは、事故対策本部を閉鎖する。

(4) 事故対策支部の設置及び閉鎖

ア 事故対策本部の地方組織として、府広域振興局長を支部長とする「事故対策支部」を設置する。

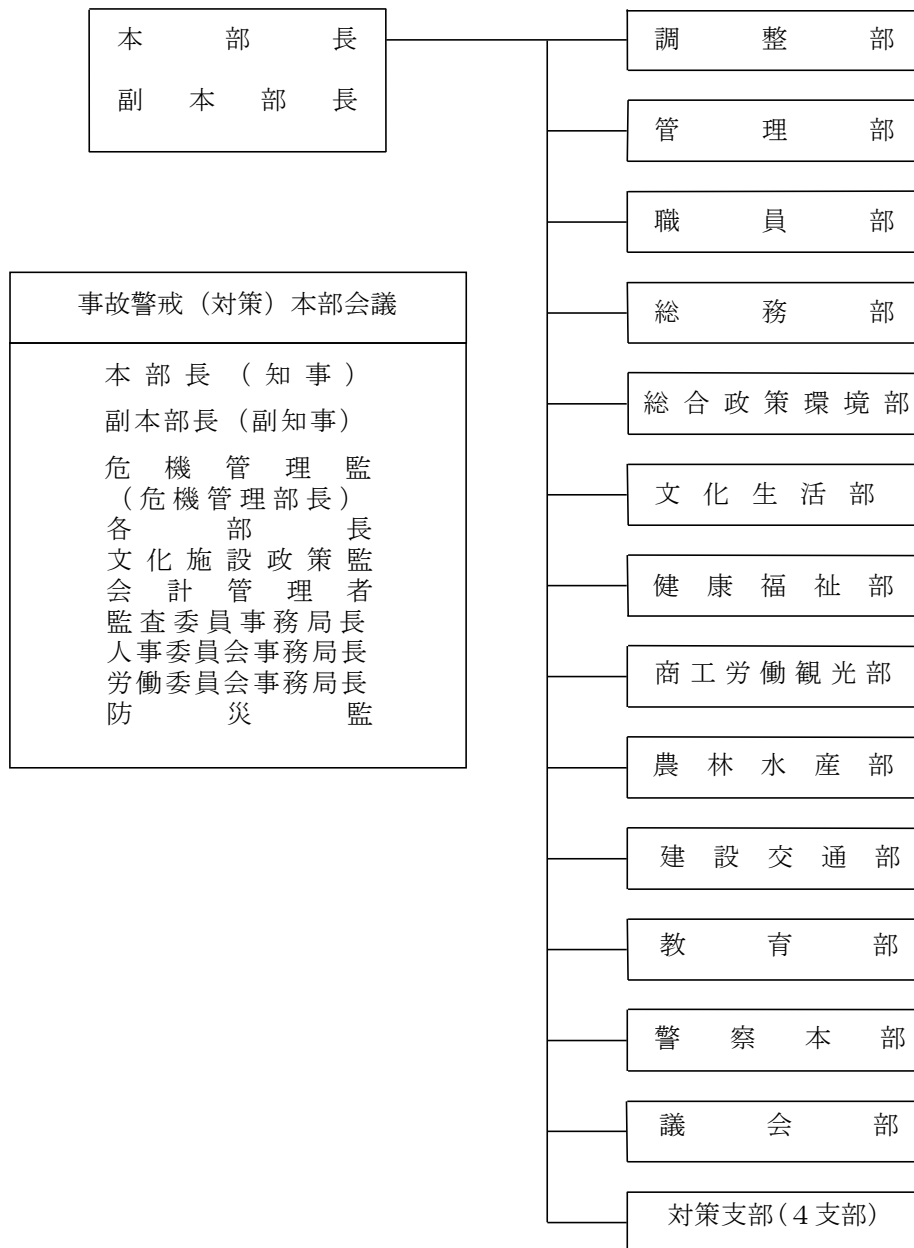
イ 事故対策支部の設置及び閉鎖については、本部長の指示によるほか、府広域振興局長（支部長）の判断により、本部長の承認を得て設置及び閉鎖を決定する。

ウ 事故対策支部の職員配置については、地域の実情に応じ、支部長が決定するものとする。

(5) 災害救助法の適用を必要とする程度の被害が生じたとき、又は長期的に総合的な対策を講ずる必要があるときは、事故対策本部を直ちに災害対策本部に切り替え、必要な対策を実施する。

また、災害対策本部（支部）が設置された場合においては、事故対策本部（支部）は自動的に閉鎖し、その業務を災害対策本部（支部）に引き継ぐものとする。

事故警戒（対策）本部の組織



第3節 防災会議の開催

府の地域において、災害が発生し、各種の応急対策及び災害復旧について必要のある場合は、京都府防災会議あるいは京都府防災会議幹事会を開催し、関係機関相互の連絡調整その他必要な措置を行う。

第4節 市町村の活動体制

第1 責務

市町村は、当該市町村の区域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、第1次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、府防災計画及び市町村防災計画の定めるところにより、他の市町村、府及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能をあげて災害応急対策の実施に努める。

また、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努める。

第2 活動体制

市町村災害対策本部については、市町村災害対策本部条例で基本的な事項を定めるが、組織編成及び細部にわたる運営上の手続き等具体的な事項についても、災害の特性を考慮して所要の規程を整備する。

なお、本部長には市町村長をもってあて、本部機構は本来の行政機構を主体に機能別に編成するのが望ましい。

第3 動員体制

災害が発生した場合に、市町村災害対策本部の組織体制を確立するため、本部職員、消防職団員等の動員について、伝達系統及び伝達方法をあらかじめ具体的に定めておく。

1 動員の配備、伝達系統及び方法

(1) 本部職員等に対する伝達

ア 平常執務時の伝達系統及び方法

イ 勤務時間外における伝達

(2) 連絡責任者の設定

(3) 消防機関に対する伝達及び出動

第5節 指定地方行政機関等の活動体制

第1 責務

1 指定地方行政機関

府の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、法令、防災業務計画及び府地域防災計画の定めるところにより、災害応急対策を実施するとともに府及び市町村が実施する災害応急対策が円滑に行われるようにするため、必要な措置を講じるものとする。

2 指定公共機関及び指定地方公共機関

府の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、法令、防災業務計画及び府地域防災計画の定めるところにより、災害応急対策を実施するとともに、その業務の公共性又は公益性にかんがみ府及び市町村が実施する災害応急対策が円滑に行われるよう協力するものとする。

第2 活動体制

1 組織等の整備

指定地方行政機関、指定公共機関及び防災上重要な施設の管理者等は、それぞれ「第1責務」を遂行するため、必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配備及びサービスの基準を定めておく。

2 職員の派遣

府災害対策本部長は、災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要があると認める時は、指定地方行政機関等の長に対して、その所属職員を必要な場所に派遣するよう要請する。

第3 動員体制

指定地方行政機関、指定公共機関及び防災上重要な施設等における応急対策要員の動員は、それぞれの機関においてあらかじめ計画を定めておき、これを実施する。

第6節 広域応援協力計画

第1 国に対する応援要請

1 知事は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があると認めるときは、災害対策基本法第29条第1項に基づき指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請し、又は同法第30条第1項に基づき内閣総理大臣に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣についてあっ旋を求める。

(参考資料：資料編3-5)

内閣総理大臣及び指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対して職員の派遣の要請及びあっ旋を求めるときは、次の事項を記載した文書をもって行う。

- (1) 派遣を要請（あっ旋）する理由
 - (2) 派遣を要請（あっ旋）する職員の職種別人員数
 - (3) 派遣を必要とする期間
 - (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項
- 2 知事は、応急措置を実施するため、又は市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、災対法第70条第3項に基づき指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し、応急措置の実施を要請し、又は求める。
- 3 そのほか、知事は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、災対法第74条の3に基づき指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。
- 4 知事は、地震、台風、水火災等の非常事態の場合においてこれらの災害が発生した市町村の消防からの消防組織法第44条の3の規定による応援要請に基づき、同条の規定により消防庁長官に応援要請する。

消防応援に関する緊急時の特例

- (1) 消防庁長官は、災害の規模等に照らし緊急を要し、都道府県の知事からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで、災害発生市町村のため、他の都道府県の知事に対し、消防の応援のため必要な措置をとることを求めることができるものとする。
- (2) 消防庁長官は、人命の救助等のために特に緊急を要し、かつ、広域的に消防機関の職員の応援出動等の措置を的確かつ迅速にとる必要があると認められるときは、災害発生市町村のため、他の市町村の長に対し、応援出動等の措置をとることを自ら求めることができる。

第2 他の都道府県に対する応援要請

- 1 知事は、災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第74条第1項に基づき他の都道府県知事に対し、応援要請する。

なお、必要に応じて全国知事会、関西広域連合に対し調整を要請する。

- 2 知事は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、「近畿圏危機発生等の相互応援に関する協定」に基づき、関西広域連合に応援要請する。
- 3 知事は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」に基づき、近畿ブロック知事会の幹事府県に応援要請する。

第3 国による応援制度

1 応急対策職員派遣制度

- (1) 府は、被災市町村の避難所の運営、り災証明書の交付等の災害対応業務を支援するため、関西広域連合と調整して、総務省等に対し、まず近畿ブロック内を中心とした地方公共団体による応援職員の派遣を要請し、それだけでは対応困難なときは全国の地方公共団体による追加の応援職員の派遣を要請する。
- (2) 被災市町村は、災害マネジメントの支援が必要なときは、府を通じて総務省に対して、災害マネジメント総括支援員等から成る総括支援チームの派遣を要請する。

2 内閣府調査チーム

府及び市町村は、大規模な被害が想定される場合に、被害状況を迅速に把握し、被災自治体を支援できるよう直ちに派遣される内閣府調査チームに支援を要請する。

第4 市町村に対する応援指示等

- 1 知事は、市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするために、特に必要があると認めるときは、災対法第72条に基づき被災市町村長に対し応急措置について必要な指示をし、又は他の市町村長に対し被災市町村を応援するよう指示する。
- 2 知事は、消防庁長官の求めに応じ当該必要な措置をとる場合において、必要があると認めるときは、消防組織法第24条の3第2項に基づきその区域内の市町村長に対し、消防機関の職員の応援出動等の措置をとることを求める。

第5 広域的応援体制

- 1 災害の規模が大きく、被害が甚大な場合に、関西広域連合による広域応援体制の整備を図る。
- 2 府警察本部は大規模災害が発生し、又は発生しようとしている場合に、広域的な災害警備活動にあたる警察災害派遣隊を編成し、広域応援体制の整備を図る。
- 3 人命の救助活動等をより効果的かつ充実するため編成した緊急消防援助隊による広域応援体制の整備を図る。
- 4 市町村等は、災害時における相互応援を円滑に実施するため、あらかじめ相互応援に関する協定などを締結する等、広域応援体制の整備に努める。

なお、知事は、市町村の相互応援協定の締結について指導・助言する。

第6 他府県又は市町村への支援

他府県又は市町村から職員の派遣の要請又はあっ旋要求があったときは、所掌事務の遂行に支障がない限り適任と認める職員の派遣について協力するものとする。

さらに、被災市町村の被災状況に応じて、府内市町村の理解と協力を得て、必要な災害応急対応業務について応援体制として支援チームを確保する。

第7 近畿地方整備局

1 計画の方針

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下、「災害が発生した場合」という。）、近畿地方整備局は「災害時の応援に関する申し合わせ（平成17年6月14日締結）」に基づき、京都府に対し応援を行う。

2 計画の内容

(1) 応援の内容

- ア 被害情報の収集・伝達
- イ 災害の応急復旧
- ウ 二次災害の防止
- エ その他必要と認められる事項

(2) 応援の要請

京都府建設交通部長は災害が発生した場合、近畿地方整備局統括防災官へ口頭又は電話等により応援要請を行い、事後速やかに文書を提出する。

近畿地方整備局は、京都府から応援の要請を受け応援を行う場合は、京都府に応援する旨を口頭又は電話により伝え、事後速やかに文書対応を行う。

(3) 応援の実施

近畿地方整備局は京都府の応援要請に対し、災害対策用資機材等及び人員配置の状況を勘案し、可能な応援を行う

(4) 応援要請によらない応援

近畿地方整備局は災害が発生した場合、その事態に照らし特に緊急を要し、応援要請を待ついとまがないと認められるときは、被害情報の収集・伝達に関し独自の判断で応援を行う。

第7節 災害対策本部の設置及び閉鎖

第1 状況判断

- 1 府内における降雨状況及び降雨予想
- 2 府内主要河川の水位変動状況
- 3 台風の進路予想
- 4 府内各地の被害発生状況
- 5 近畿地方各府県の防災体制

災害警戒本部によって収集された上記に掲げる情報等が、深刻化した場合は、緊急参集チームは災害対策本部の設置について協議する。

第2 災害対策本部の設置及び閉鎖等

1 設置

災害対策本部の設置は、暴風雨若しくは大雨、地震等のため、相当の被害が発生するおそれがあるとき、又は発生したときに、第1の状況判断を踏まえ、知事が決定する。

ただし、府の地域に震度6弱以上の地震が発表されたときは、直ちに設置する。

2 閉鎖

被害が拡大するおそれが解消し、応急対策活動がおおむね終了したときは、知事（災害対策本部長）が閉鎖を決定する。

3 本部長の代理

災害対策本部長に事故があるとき、又は災害対策本部長が欠けたときは、災害対策副本部長がその職務を代理する。

第8節 災害対策本部の組織等

第1 災害対策本部の運用

- 1 府の災害に対処する組織は、
 - ① 指揮命令系統を確立すること。
 - ② できる限り簡素化し名目的、形式的なものを排除すること。
 - ③ 責任分担を明確にすること。
 等を考慮し、直接応急対策活動に関係のある部課のみで組織し、その他のものについては動員要員とする。
- 2 災害対策本部の設置及び閉鎖は、前節の基準によって行うものとし一般に公告する。
- 3 災害対策本部の組織は別図に、また、事務分掌は別表に示すとおりとし、災害対策本部の活動は災害の規模、程度によってそれぞれの体制をとるものとする。
- 4 災害対策本部の運営は、対策本部会議で決定した災害の予防及び応急対策の総合的な基本方針に基づき事務分掌の迅速な処理に努める。
- 5 災害対策本部の各部各班の事務分掌の活動細目は、京都府災害時応急対応業務マニュアル及び各部活動計画により定める。
- 6 災害対策本部の事務局は調整部が担う。事務局長を危機管理監、事務局次長を防災監とし、事務局員（調整班）は危機管理部職員及び非常時専任職員等とする。調整班に業務に応じたグループを設置し、各グループの事務分掌は、京都府災害時応急対応業務マニュアルに定める。
- 7 災害対策本部の各部各班の連絡を密にし、災害対策業務を円滑に実施するため、必要に応じ、事務局次長（防災監）を長とし、調整班長、各主管班長等で構成する災害対策本部連絡会議を設置する。
- 8 国が非常（緊急）災害現地対策本部又は政府現地連絡調整室若しくは政府現地災害対策室を、関西広域連合が現地支援本部を設置した場合は、被害状況の報告、関係機関との連絡調整等積極的な連携を図ることとする。
- 9 なお、府は市町村と連携して、京都府災害時応急対応業務マニュアルを活用した訓練を実施する。

第2 災害対策本部会議

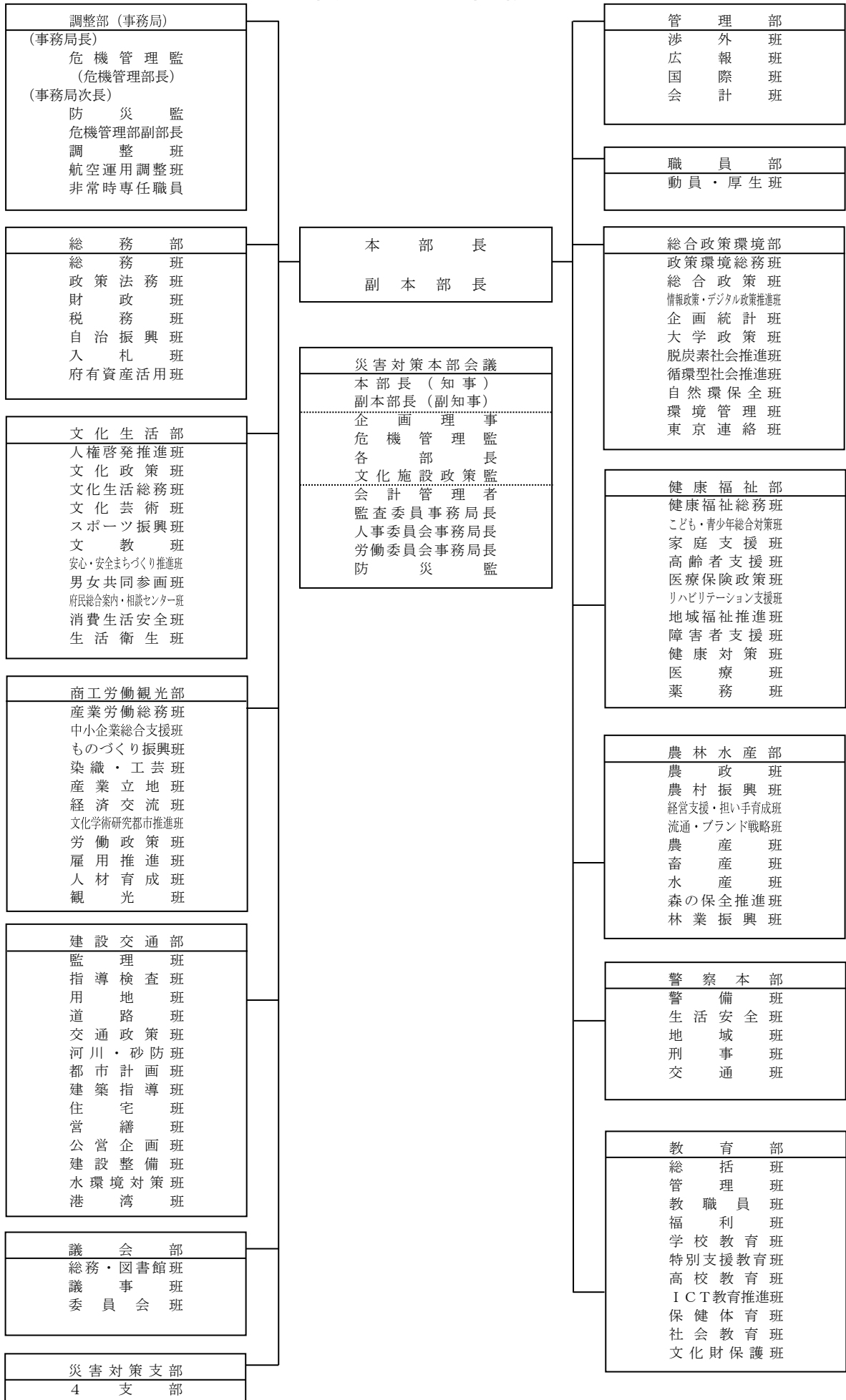
- 1 本部長（知事）は、府の災害応急対策を推進するため、本部長、副本部長及び本部員等で構成する災害対策本部会議を開催し、災害の予防及び応急対策の総合的な基本方針を決定し、次の事項について具体化するものとする。
 - (1) 本部の非常配備態勢に関すること。
 - (2) 災害救助法の適用に関すること。
 - (3) 国、他府県及び市町村の応援に関すること。
 - (4) 自衛隊に対する災害派遣要請に関すること。
 - (5) 部長及び支部長に対する事務の委任に関すること。
 - (6) その他重要な災害対策に関すること。
- 2 本部長は、必要に応じて、自衛隊、気象台、ライフライン事業者、その他関係機関に災害対策本部会議への出席を求めるものとする。
- 3 災害対策本部の各部各班は、災害対策本部会議の決定した方針に基づき、災害対策業務の実施にあたる。

第3 災害対策支部

- 1 災害対策本部の地方組織として、応急対策を実施するため必要があるときは、各府広域振興局管内ごとに府広域振興局長を支部長とする災害対策支部を設置する。
- 2 災害対策支部の設置及び閉鎖は、災害対策本部長の指示に基づき、対策支部長が行うものとする。

- 3 災害対策支部の組織及び編成は、各地域の実情に応じ、対策支部長があらかじめ定めるものとする。その際、初動期における被害状況の迅速な把握、連絡調整、助言等を行う職員の派遣など、市町村との連携強化を図るよう配慮するものとする。
- 4 災害対策支部の活動に必要な事項は、別に対策支部活動計画により定めるものとする。その際、迅速かつ適切な住民対応を図るものとして、被災地域への訪問、被害への相談対応、市町村が行う住民支援活動のバックアップなどが行われるよう配慮するものとする。

京都府災害対策本部組織図



災害対策本部の事務分掌

部 名	部 長 及 び 副 部 長 担 当 職	班 名	班 長 担 当 職	事 務 分 掌
調 整 部	部長 (事務局長) 危機管理監 (危機管理部長) 副部長 (事務局次長) 防 災 監 副部長 危機管理部副部長	調 整 班	災害対策課長 (副班長： 危機管理総務課長 原子力防災課長 消防保安課長)	1 対策本部の設置及び閉鎖に関すること。 2 災害対策本部の事務局に関すること。 3 本部会議及び連絡会議に関すること。 4 各部及び各対策支部との調整に関すること。 5 防災会議に関すること。 6 被害状況及び災害応急対策状況等の総括及び情報、資料等の収集整理、伝達、記録に関すること。 7 自衛隊その他政府関係機関等に対する連絡及び要請に関すること。 8 災害時応援協定団体等に対する連絡及び要請の総括に関すること。 9 ライフライン事業者等との連絡及び調整の統括に関すること。 10 消防機関の活動の把握及び指示に関すること。 11 市町村災害対策本部に対する応援の総括に関すること。 12 災害救助法の運用に関すること。 13 備蓄物資の供給及び救援物資の調達並びに供給に関すること。 14 緊急輸送体制の整備に関すること。 15 帰宅困難者等対策に関すること。 16 京都BCPの実施に関すること。 17 危険物の防災対策に関すること。 18 被災者の生活再建支援に関すること。 19 災害復旧・復興の調整に関すること。 20 義援品の受付及び配分に関すること。
		航空運用調整グループ	災害対策課参事	1 ヘリコプターの派遣要請の受付及び関係機関への任務の分担調整・出動要請に関すること。 2 ヘリコプターの活動状況の把握及び活動記録の作成に関すること。 3 ヘリコプターの活動基盤に関する調整に関すること。 4 ヘリコプターの活動に必要な気象情報の収集・提供に関すること。 5 ヘリコプターの安全運行対策の調整に関すること。
管 理 部	部長 知 事 室 長	渉 外 班	秘 書 課 長	1 部内各班の体制の確立及び関係各部及び部内各班との連絡調整に関すること。 2 部内各班の所管に属さないこと。 3 各種陳情の応接（他班の所管に属さないもの）及び被災地の慰問に関すること。 4 特に命じられたこと。 5 部内関係ボランティアの登録、受入れ及び派遣に関すること。
		広 報 班	広 報 課 長	1 広報活動に関すること。 2 記者発表、資料提供等報道機関等への対応に関すること。
		国 際 班	国 際 課 長	1 外国公館等との連絡に関すること。 2 在住外国人支援に関すること。 3 旅券の発給に関すること。
		会 計 班	会 計 課 長	1 災害関係費支出の審査及び支払いに関すること。 2 関係各部との連絡及び入札班との連絡調整に関すること。 3 義援金品の受け、保管に関すること。 4 部内関係ボランティアの登録、受入れ及び派遣に関すること。
職 員 部	部長 職 員 長	動 員 ・ 厚 生 班	職 員 総 務 課 長	1 部内の体制の確立及び関係各部との連絡調整に関すること。 2 対策本部要員、職員の動員及び健康管理に関すること。 3 市町村に対する応援派遣に関すること。 4 府職員の被災状況調査及び見舞いに関すること。
総 務 部	部長 総 務 部 長 副部長	総 務 班	総 務 調 整 課 長	1 部内各班の体制の確立及び関係各部との連絡調整に関すること。 2 他部及び部内各班の所管に属さないこと。 3 部内関係ボランティアの登録、受入れ及び派遣

	総務部副部長			に關すること。		
		政策法務班	政策法務課長	1 部内各班の応援に關すること。		
		財政班	財政課長	1 災害予算等府財政に關すること。		
		税務班	税務課長	1 被災納税者への減免措置等に關すること。 2 京都市内における義援金品の受付窓口に關すること。		
		自治振興班	自治振興課長	1 被災市町村行財税政の調査助言に關すること。 2 市町村職員派遣の斡旋に關すること。		
		入札班	入札課長	1 衣料、寝具、日用必需品等救助物資及び応急復旧資材の調達及び搬送に關すること。 2 公用車の配車に關すること。		
総合政策環境部	部長 総合政策環境部長	政策環境総務班	政策環境総務課長 地域政策室長	1 部内各班の体制の確立及び関係各部との連絡調整に關すること。 2 関係機関・団体との連絡調整に關すること。 3 部内関係ボランティアの登録、受入れ及び派遣に關すること。		
		総合政策班	総合政策室長	1 関係機関・団体との連絡調整に關すること。 2 政府等に対する要望に關すること。		
	副部長 総合政策環境部副部長	情報政策・デジタル政策推進班	情報政策課長 デジタル政策推進課長	1 京都デジタル疎水ネットワークの機能確保に關すること。 2 各種情報システムの機能確保に關すること。		
		企画統計班	企画統計課長	1 部内各班の応援に關すること。		
		大学政策班	大学政策課長	1 府大学の被害調査に關すること。		
		脱炭素社会推進班	脱炭素社会推進課長	1 部内各班の応援に關すること。 2 災害時電気自動車等協力協定団体との連絡調整に關すること。		
		循環型社会推進班	循環型社会推進課長	1 関係機関・団体との連絡調整に關すること。 2 廃棄物処理及びし尿処理に關すること。		
		自然環境保全班	自然環境保全課長	1 自然公園等の施設の被害状況調査に關すること。		
		環境管理班	環境管理課長	1 被災に伴う環境への影響把握に關すること。		
		東京連絡班	東京事務所長	1 政府、国会等に対する情報連絡及び広報に關すること。 2 中央の情報収集及び連絡に關すること。		
		文化生活部	部長 文化生活部長	人権啓発推進班	人権啓発推進室参事	1 隣保館等の被害状況調査に關すること。 2 関係機関との連絡調整に關すること。
				文化政策班	文化政策室長	1 関係機関・団体との連絡調整に關すること。 2 所管施設の被害状況調査及び応急措置に關すること。 3 社寺等の被害調査に關すること。
			副部長 人権啓発推進室長	文化生活総務班	文化生活総務課長	1 部内各班の体制の確立及び関係各部との連絡調整に關すること。 2 関係機関・団体との連絡調整に關すること。 3 部内関係ボランティアの登録、受入れ及び派遣に關すること。 4 所管施設の被害状況調査及び応急措置に關すること。
文化芸術班	文化芸術課長			1 部内他班の応援に關すること。		
スポーツ振興班	スポーツ振興課長			1 体育関係施設等の被害状況調査及び応急措置に關すること。		
文教班	文教課長			1 私立学校の被害調査及び応急措置に關すること。 2 私立学校への被災者の受け入れ等に關すること。		
安心・安全まちづくり推進班	安心・安全まちづくり推進課長			1 警察との連絡調整に關すること。		
男女共同参画班	男女共同参画課長			1 男女共同参画関係施設の被害状況調査及び応急措置に關すること。 2 女性関係団体との連絡調整に關すること。		
副部長 文化生活部副部長	府民総合案内・相談センター班	府民総合案内・相談センター長	1 被災者に対する相談活動に關すること。 2 住民の被災地等に係る照会、質問及び要望の処理に關すること。			
	消費生活安全班	消費生活安全センター長	1 協定に基づく衣料、寝具等生活必需品の救助物資及び応急復旧資材の確保及び斡旋に關すること。 2 その他協定に基づく応急対策用食料品の調達又は斡旋に關すること。			

		生活衛生班	生活衛生課長	<ol style="list-style-type: none"> 生活衛生に関すること。 遺体の埋葬に関すること。 獣医師会及び動物愛護関係団体との調整に関すること。
健康福祉部	部長 健康福祉部長 副部長 健康福祉部副部長	健康福祉総務班	健康福祉総務課長	<ol style="list-style-type: none"> 部内各班の体制の確立及び関係各部との連絡調整に関すること。 健康福祉部に必要な情報収集及び調査並びに連絡に関すること。 保健医療福祉調整本部の事務局に関すること。 保健師の派遣に関すること。 部内関係ボランティアの登録、受入れ及び派遣に関すること。
		こども・青少年総合対策班	こども・青少年総合対策室長	<ol style="list-style-type: none"> 児童福祉施設及び青少年育成施設の被害状況調査及び応急措置に関すること。 災害地における臨時保育所の指導に関すること。 各種青少年団体との連絡調整に関すること。
		家庭支援班	家庭支援課長	<ol style="list-style-type: none"> 児童養護施設等の被害状況調査及び応急措置に関すること。 ひとり親世帯の被害状況調査及び母子及び父子並びに寡婦福祉資金の緊急貸付に関すること。
		高齢者支援班	高齢者支援課長	<ol style="list-style-type: none"> 老人保健施設及び老人福祉施設の被害状況調査及び応急措置に関すること。 関係団体との連絡調整に関すること。
		医療保険政策班	医療保険政策課長	<ol style="list-style-type: none"> 関係団体との連絡調整に関すること。 部内各班の応援に関すること。
		リハビリテーション支援班	リハビリテーション支援センター長	<ol style="list-style-type: none"> 生活不活発病への予防等リハビリテーション支援に関すること。 関係団体との連絡調整に関すること。
		地域福祉推進班	地域福祉推進課長	<ol style="list-style-type: none"> 社会福祉施設（他班の所管を除く。）の被害状況調査及び応急措置に関すること。 一般ボランティアの登録、受入れ及び派遣の総括に関すること。 京都府災害ボランティアセンターに関すること。 義援金の受付及び配分に関すること。 見舞金品の受付に関すること。 関係団体との連絡調整に関すること。
		障害者支援班	障害者支援課長	<ol style="list-style-type: none"> 心の健康相談に関すること。 障害者支援施設等の被害状況調査及び応急措置に関すること。 関係団体との連絡調整に関すること。
		健康対策班	健康対策課長	<ol style="list-style-type: none"> 保健師・栄養士の派遣及び保健活動に関する情報収集に関すること。 感染症の予防に関すること。
		医療班	医療課長	<ol style="list-style-type: none"> 医療救護及び助産に関すること。 日本赤十字社京都支部、京都府医師会及び関係医療機関との連絡調整に関すること。 医療機関の被害状況調査及び応急措置に関すること。 洛南病院及び看護学校との連絡調整に関すること。
薬務班	薬務課長	<ol style="list-style-type: none"> 医療品の整備及び補給に関すること。 防疫用薬品の確保に関すること。 毒劇物の流出対応に関すること。 		
商工労働観光部	部長 商工労働観光部長 副部長 港湾局長 副部長 企画調整理事 副部長 観光政策監 副部長 商工労働観光部副部長	産業労働総務班	産業労働総務課長	<ol style="list-style-type: none"> 観光関係の被害状況調査に関すること。 商工労働観光部の活動に必要な情報収集に関すること。 部内関係ボランティアの登録、受入れ及び派遣に関すること。
		中小企業総合支援班	中小企業総合支援課長	<ol style="list-style-type: none"> 被害企業等の復興金融措置に関すること。 商業関係の被害状況調査及び応急措置の連絡・要請に関すること。 店舗等の応急復旧資材の確保及び斡旋に関すること。
		ものづくり振興班	ものづくり振興課長	<ol style="list-style-type: none"> 工業関係の被害状況調査及び応急措置の連絡・要請に関すること。 工業等の応急復旧資材の確保及び斡旋に関すること。

		染織・工芸班	染織・工芸課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 染織・工芸関係の被害状況調査に関すること。 2 店舗・工場等の応急復旧資材の確保及び斡旋に関すること。
		産業立地班	産業立地課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における府営工業団地についての連絡調整に関すること
		経済交流課長	経済交流課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 貿易に係る障害についての連絡調整に関すること。 2 貿易機能確保についての連絡調整に関すること。
		文化学術研究都市推進班	文化学術研究都市推進課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 関西文化学術研究都市関係機関との連絡調整に関すること。
		労働政策班	労働政策室長	<ol style="list-style-type: none"> 1 勤労者福祉施設の被害状況調査及び応急措置に関すること。 2 災害地における勤労者福祉施設の活用に関すること。 3 労働（救援）団体との連絡調整に関すること。
		雇用推進班	雇用推進課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 労働関係機関との連絡調整に関すること。
		人材育成班	人材育成課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 各高等技術専門校の被害状況調査及び応急措置に関すること。
		観光班	観光室長	<ol style="list-style-type: none"> 1 観光関係の被害状況調査に関すること。 2 観光関係施設の応急復旧資材の確保及び斡旋に関すること。 3 観光客支援に関すること。
農林水産部	部長 農林水産部長 副部長 農林水産部副部長 副部長 農林水産部技監	農政班	農政課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内各班の体制の確立及び関係各部との連絡調整に関すること。 2 農林関係被害状況（凍霜害を除く。）の収集整理に関すること。 3 部内関係ボランティアの登録、受入れ及び派遣に関すること。 4 食の安心・安全に関する情報の収集・発信に関すること。
		農村振興班	農村振興課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 河川・砂防班との連絡に関すること。 2 ため池に係る水防活動及び管理指導に関すること。 3 農地農業用施設等の被害状況調査及び応急復旧指導に関すること。
		経営支援・担い手育成班	経営支援・担い手育成課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害農林漁業者の復興金融措置に関すること。 2 担い手施策関連施設の応急復旧指導に関すること。 3 農林水産省所管固有財産の応急復旧に関すること。
		流通・ブランド戦略班	流通・ブランド戦略課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害後の農作物への栽培技術支援に関すること。
		農産班	農産課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 近畿農政局に対する連絡及び食糧確保の要請に関すること。 2 農作物被害状況調査及び農機具等の損害調査に関すること。 3 凍霜害による農林関係被害状況の収集整理に関すること。 4 肥料、農薬等生産資材の確保に関すること。 5 肥料、農薬等の安全性確保に関すること。 6 米穀の確保に関すること。
		畜産班	畜産課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 家畜・家きんの被害状況調査に関すること。 2 家畜の待避及び防疫指導に関すること。 3 飼料の確保に関すること。 4 動物用医薬品の確保に関すること。
		水産班	水産課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 水産関係の被害状況調査及び応急対策に関すること。 2 水産関係施設の応急復旧指導に関すること。 3 被害漁業者の復興金融措置に関すること。 4 宮津漁業用海岸局の利用に関すること。
		森の保全推進班	森の保全推進課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 治山施設の被害状況調査に関すること。 2 治山施設の整備点検に関すること。 3 山崩れの応急措置の指導に関すること。 4 林道の整備点検に関すること。 5 林道の被害状況調査に関すること。
		林業振興班	林業振興課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 森林被害状況調査に関すること。 2 林木及び治山施設の被害状況調査に関すること。

建設交通部	部長 建設交通部長	監理班	監理課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内各班の体制の確立及び関係各部との連絡調整に関する事。 2 部内関係ボランティアの登録、受入れ及び派遣に関する事。
	副部長 港湾局長	指導検査班	指導検査課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共土木施設等の応急復旧工事の技術指導に関する事。
	副部長 建設交通部副部長	用地班	用地課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 用地事務の指導に関する事。 2 被災地における応急的な土地利用情報に関する事。
	副部長 建設交通部技監	道路班	道路計画課長 道路建設課長 道路管理課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路、橋梁等の整備点検に関する事。 2 道路、橋梁等及び通行規制の情報の把握及び通報、情報共有、府民・道路利用者への情報提供に関する事。 3 道路、橋梁等の被害状況調査及び応急復旧に関する事。 4 近畿地方整備局及びその出先機関に対する連絡及び要請に関する事。 5 道路除雪の情報の把握及び通報に関する事。 6 道路除雪対策に関する事。 7 交通政策班との連絡に関する事。 8 都市施設のうち道路の被害調査に関する事。
	副部長 公営企業管理監兼副部長	交通政策班	交通政策課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共交通関係機関との連絡調整に関する事。
		河川・砂防班	河川課長 砂防課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 水防に関する事。 2 ダム等河川附属物の運用についての指導又は監督に関する事。 3 河川・砂防及び海岸（国土交通省水管理・国土保全局所管）関係施設の整備点検に関する事。 4 水防関係情報の把握及び通報に関する事。 5 河川・砂防及び海岸（国土交通省水管理・国土保全局所管）の被害状況調査及び応急復旧に関する事。 6 公共土木施設等被害状況の収集整理に関する事。 7 公共土木施設等の応急復旧調整に関する事。 8 雨量水位観測施設等の運用に関する事。 9 調整班及び農村振興班との連絡に関する事。 10 京都地方気象台及び近畿地方整備局及びその出先機関に対する連絡及び要請に関する事。 11 排水ポンプ車に関する事。
		都市計画班	都市計画課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 都市計画事務の指導に関する事。 2 公園等の施設の被害状況調査に関する事。
		建築指導班	建築指導課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災住宅に対する独立行政法人住宅金融支援機構復旧費の指導に関する事。 2 地震被災建築物の応急危険度判定に関する事。 3 被災宅地危険度判定に関する事。
		住宅班	住宅課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 府営住宅の応急修理に関する事。 2 公営住宅の被害状況調査及び応急復旧の指導に関する事。 3 応急仮設住宅に関する事。
		営繕班	営繕課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 府有建築物の被害状況調査及び応急復旧の指導に関する事。
		公営企画班	公営企画課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 関係機関・団体との連絡調整に関する事。 2 飲料用水等の供給に関する事。
		建設整備班	建設整備課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 関係機関・団体との連絡調整に関する事。 2 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事。
		水環境対策班	水環境対策課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 流域下水道施設の運転管理、被害状況調査、雨水幹線に関する事。 2 公共の汚水処理施設、市町村の雨水排水施設の被害状況調査に関する事。
	港湾班	港湾局副局長	<ol style="list-style-type: none"> 1 港湾関係施設及び海岸（国土交通省港湾局所管）関係施設の整備点検に関する事。 2 港湾関係施設及び海岸（国土交通省港湾局所管）の被害状況調査及び応急復旧に関する事。 	
教育部	部長 教育長	総括班	総務企画課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内各班の体制の確立及び関係各部との連絡調整に関する事。 2 教育関係被害状況の総括整理に関する事。 3 広報活動及び報道機関との連絡に関する事。 4 部内関係ボランティアの登録、受入れに関する事。
	副部長 教育次長			
	副部長 教育監兼学校危機管理監			

	副部長 管理部長 副部長 指導部長	管理班	管理課長	1 教育施設設備の管理に関する事 2 教育施設設備の被害状況調査及び応急復旧、指導に関する事。
		教職員班	教職員企画課長 教職員人事課長	1 教職員の被害状況の収集整理に関する事。 2 応急教育のための教職員体制に関する事。
		福利班	福利課長	1 公立学校共済組合施設及び教職員住宅の被害状況調査及び応急、復旧指導の収集整理に関する事。
		学校教育班	学校教育課長	1 災害地における小学校、中学校及び義務教育学校児童生徒等の応急教育に関する事。 2 小学校、中学校及び義務教育学校の教育計画の変更に関する事。 3 教科書の調達及び配分に関する事。
		特別支援教育班	特別支援教育課長	1 災害地における特別支援学校児童生徒等の応急教育に関する事。 2 特別支援学校の教育計画の変更に関する事。 3 学用品の調達及び配分に関する事。
		高校教育班	高校改革推進室長 高校教育課長	1 災害地における府立高校生徒の応急教育に関する事。 2 府立高校の教育計画の変更に関する事。
		ICT教育推進班	ICT教育推進課長	1 部内各班の応援に関する事。
		保健体育班	保健体育課長	1 児童生徒等の被害状況の収集整理に関する事。 2 学校給食の措置及び指導に関する事。 3 児童生徒等の保健管理に関する事。 4 社会体育施設の被害状況の収集整理に関する事。
		社会教育班	社会教育課長	1 社会教育施設の被害状況の収集整理に関する事。 2 社会教育関係団体に関する事。
		文化財保護班	文化財保護課長	1 文化財の管理に関する事。 2 文化財の被害状況調査及び応急復旧に関する事。
警察本部	部長 警察本部長 副部長 警備部長 副部長 生活安全部長 副部長 地域部長 副部長 刑事部長 副部長 交通部長	警備班長	警備第一課長	1 部内各班の体制の確立及び関係各部との連絡調整に関する事。 2 被災地における応急措置に関する事。 3 被害及び治安状況の把握に関する事。 4 警察部隊の応援派遣に関する事。 5 航空機の運用に関する事。
		生活安全班	生活安全企画課長	1 被災地の犯罪予防に関する事。 2 行方不明者の相談に関する事。 3 危険物の応急対策に関する事。
		地域班	地域課長	1 被災地の警戒警らに関する事。 2 警ら用無線自動車の運用に関する事。
		刑事班	捜査第一課長	1 遺体の検視、死体調査、身元確認に関する事。
		交通班	交通規制課長	1 被災地及びその周辺における交通規制に関する事。 2 緊急交通路の確保に関する事。 3 緊急通行車両の確認、標章及び証明書の交付に関する事。
議会部	部長 事務局長 副部長 事務局次長	総務・図書館班	総務課長	1 部内各班の体制の確立及び関係各部との連絡調整に関する事。
		議事班	議事課長	1 議員との連絡調整に関する事。
		委員会班	委員会課長	1 議員への情報提供に関する事。

第9節 航空運用調整班運用計画

京都府災害対策本部航空運用調整班の運用計画について定める。

なお、あらかじめ消防防災ヘリ、警察ヘリ、ドクターヘリ等災害時の航空機及び無人航空機の利用について協議する。

第1 航空運用調整班の設置

災害対策本部長は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機の運用に関し、関係機関の航空機との活動調整を図るため、府災害対策本部に航空運用調整班を設置する。

第2 航空運用調整班の所掌事務

航空運用調整班は、関係機関の航空機運用関係者などの参画を得て、ヘリコプターの派遣要請の受付及び参画機関への任務の分担調整・出勤要請、ヘリコプターの活動状況の把握及び活動記録の作成、ヘリコプターの活動基盤の調整、ヘリコプターの活動に必要な気象情報の収集・提供、ヘリコプターの安全運航対策に関する調整などを行うものとする。

この際、災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものとする。また、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。

第3 航空運用調整班の班員

- 1 航空運用調整班の班長は、災害対策課参事とする。
- 2 航空運用調整班の構成員は、次のとおりとする。
 - (1) 京都市消防局航空隊員
 - (2) 関係機関航空隊員等
 - (3) その他災害対策本部長が必要と認める者

第10節 保健医療福祉調整本部等運用計画

第1 保健医療福祉調整本部・調整支部の設置趣旨

災害時に被災状況、関係機関の対応状況等の情報を集約・分析・提供し、健康福祉部の本庁及び保健所、各地域機関、保健医療福祉活動チームが、一体となって組織的な保健医療福祉活動を行うため、保健医療福祉調整本部（以下「調整本部」という。）・同調整支部（以下「調整支部」という。）を設置する。

※ 保健医療福祉活動チームとは、災害派遣医療チーム（DMAT）、救護班（医師会、日本赤十字社等）、保健師・管理栄養士チーム、災害時健康管理チーム（DHEAT）、災害派遣福祉チーム（DWAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）等を指す。

第2 保健医療福祉調整本部・調整支部の設置

- 1 調整本部は、災害対策本部の組織下に属し、本庁に設置する。
- 2 調整支部は、災害対策支部の組織下に属し、各保健所に設置する。

第3 保健医療福祉調整本部・調整支部の構成

- 1 保健医療福祉調整本部長は、健康福祉部長とする。
- 2 保健医療福祉調整支部長は、各保健所長とする。

第4 保健医療福祉調整本部・調整支部の機能

- 1 調整本部は、府地域防災計画に定める対策の遂行のため、健康福祉部各班の指揮命令及び情報の統括を行うとともに、他の部、関係団体等との調整機能を担う。
- 2 調整本部は、府内に派遣された保健医療福祉活動チームを調整支部に派遣するなどの指揮・連絡を行うとともに、調整支部等と連携し、保健・医療・福祉等に係る活動の情報共有・支援を行う。
- 3 調整支部は、保健所の各対策班の指揮命令を行うとともに、管内の保健・医療・福祉等に係る情報を統括し、関係機関と情報共有する。
- 4 調整支部は、管内に派遣された保健医療福祉活動チームへの指揮・連絡を行うとともに、現地活動を支援する。

第5 保健医療福祉調整本部・調整支部の役割

- 1 保健・医療・福祉等に関する災害対応の統括
 - (1) 部内又は保健所内各班の体制の確立・対策の進捗管理
 - (2) 関係機関との調整等
- 2 被害状況・保健医療福祉ニーズ等に関する情報収集・分析、情報共有
- 3 保健医療福祉活動チームの派遣調整
- 4 不足物資、ライフライン復旧等に係る関係機関との調整

第1 1 節 企業等の事業継続に係る情報提供・収集窓口

企業等の事業継続に係る情報提供・収集が必要であるときは、災害対策本部にそのための窓口を設置する。

第1 2 節 ライフラインの復旧調整

人命に関わる施設、防災関係機関等の施設の復旧又は企業等の事業継続等のため、各ライフラインの復旧について情報収集又は調整の必要があるときは、災害対策本部は各ライフライン事業者に連絡調整員の派遣を要請して、各ライフラインの被災状況、復旧状況等を情報共有する場を設置することとし、被災状況に応じて復旧の日程や箇所等の調整を行う。

第1 3 節 現地災害対策本部運用計画

第1 現地災害対策本部の設置

- 1 災害対策本部長は、災害地と災害対策本部との連絡調整及び機動的かつ迅速な災害応急対策のため、特に必要であると認める場合には、現地災害対策本部を設置する。
- 2 現地災害対策本部の設置は、原則として一の災害に一つとする。
- 3 現地災害対策本部は、原則として最も被害の大きいと見込まれる市町村を所管する府広域振興局に置くこととする。

第2 現地災害対策本部の所掌事務

現地災害対策本部は、災害地において機動的かつ迅速に処理することが適当なものであると災害対策本部長が認める事務を行う。

第3 現地災害対策本部の職員

- 1 現地災害対策本部長は、災害対策本部長が災害対策副本部長のうちから指名する。
- 2 現地災害対策本部長は、下表に定める基準による災害対策本部各部からの推薦に基づき、現地災害対策本部員及びその他の職員を指名する。

現地災害対策本部長	現地災害対策本部員	その他の職員
副知事	総合政策環境部副部長 健康福祉部副部長 農林水産部副部長 建設交通部技監 教育庁教育監 警察本部警備部理事官 その他関係部局の職員で必要と考えられる者	危機管理総務課長 広報課参事 健康福祉総務課参事 農政課参事 監理課参事 教育庁総務企画課長 警察本部危機管理対策室長 その他関係部局の職員で必要と考えられる者

注 被害の状況又は事態の推移に応じて、適宜変更するものとする。

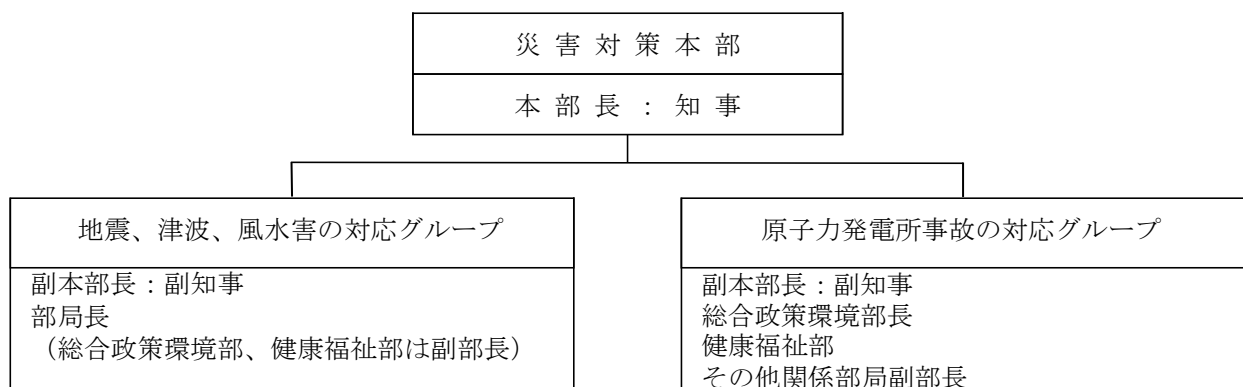
第4 現地災害対策本部の運営

- 1 現地災害対策本部においては、総務、広報、被害情報、交通規制、救助、消火、医療、避難者対策緊急輸送等ごとの担当者を定めるものとする。
- 2 現地災害対策本部長は、連絡要員を被災市町村の災害対策本部に常駐させ、現地災害対策本部との連絡を密にするよう努めるものとする。
- 3 現地災害対策本部長は、定期的に現地災害対策本部会議及び被災市町村との打合せを行うよう努めるとともに、現地の状況について現地災害対策本部員又はその他の職員に調査させるとともに、適宜報告を求め、必要に応じて指示を行うものとする。
- 4 現地災害対策本部は、災害対策本部との連絡を密にし、定期的な報告を行わなければならない。この場合災害対策本部は、災害対策本部員を通じて各部局に情報を提供するものとする。

第14節 複合災害時の対応

地震、津波、風水害、原子力発電所事故等が複合的に発生した場合（複合災害時）は、災害対策本部内に次のとおりグループを編成し対応する。

原子力発電所事故の対応グループは、府民環境部長、健康福祉部長、その他関係部局副部長をグループ員とする。



第15節 職員の証票

災害応急対策において、府、市町村及び指定地方行政機関の職員が、災害対策基本法に基づき施設、土地、家屋又は物資の所在する場所、若しくは物資を保管させる場所に立ち入り、検査を行う場合における職員の身分を示す証票は、それぞれ所属の機関において発行する身分証明書とする。

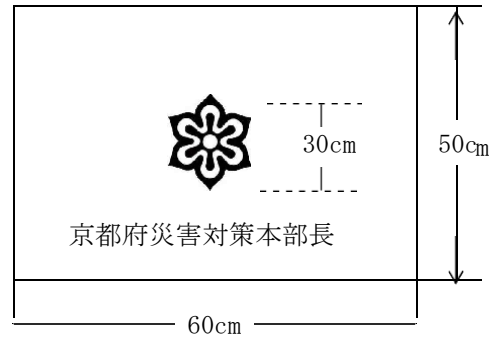
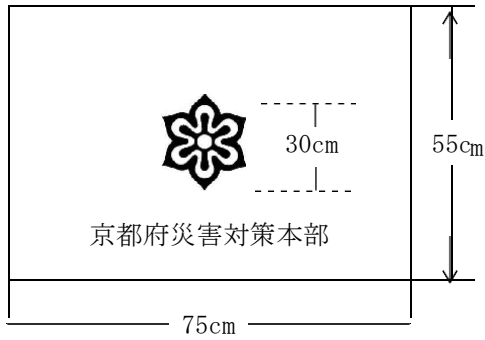
第16節 災害対策本部等の標識

第1 災害応急対策の業務に従事するときの関係機関の標識は、それぞれの機関において定めるものとする。

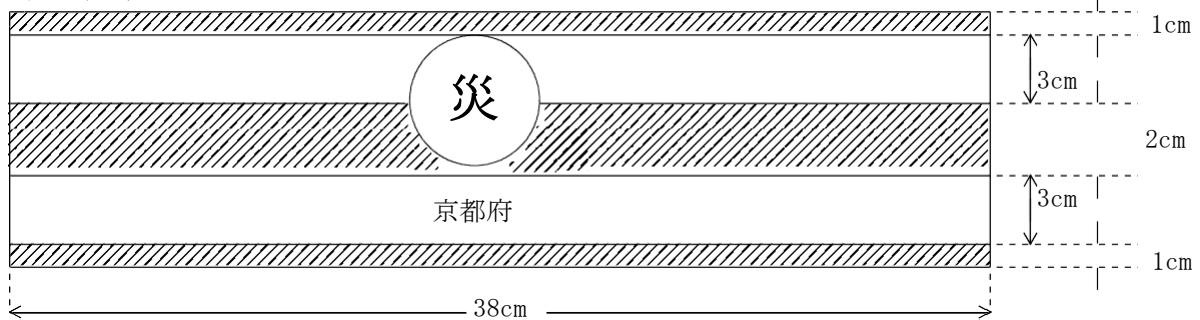
第2 京都府災害対策本部及び本部長の標識並びに腕章

京都府災害対策本部を設置し、災害応急対策の業務に従事する場合は、次の標識及び腕章をつける。

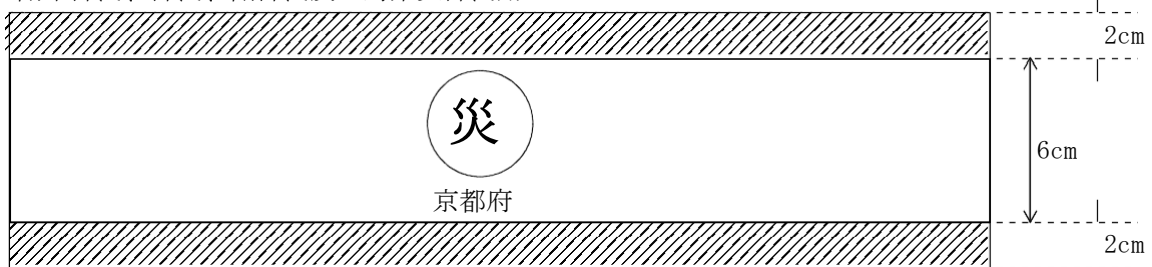
- 1 本部長用
- 2 副本部長、部長、副本長及び対策支部長用
- 3 班長及び対策副支部長用
- 4 本部及び対策支部要員用



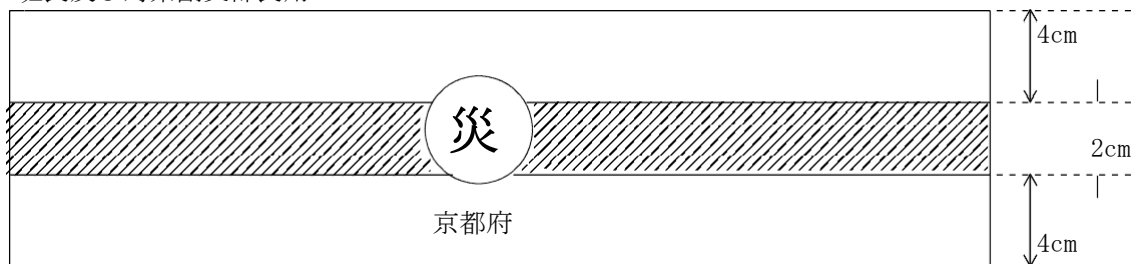
1 本部長用



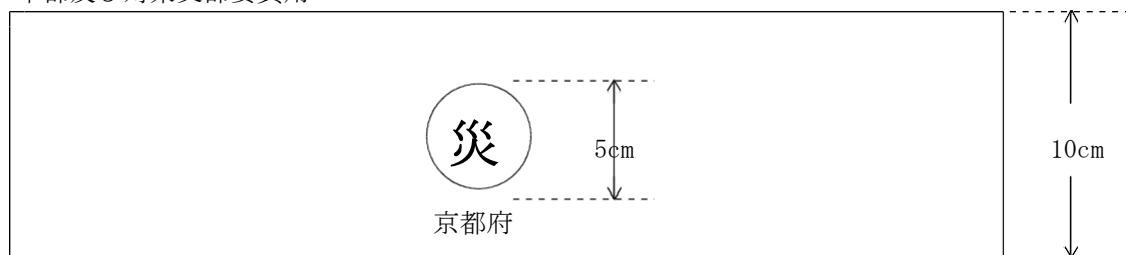
2 副本部長、部長、副部长及び対策支部長用



3 班長及び対策副支部長用



4 本部及び対策支部要員用



斜線の部分及び文字は赤色とする。

第17節 市町村地域防災計画で定める事項

市町村災害対策本部については、市町村条例で基本的な事項を定めるが、組織編成及び細部にわたる運営上の手続等具体的な事項について定めるものとする。

- 1 市町村災害対策本部の設置及び閉鎖の基準
- 2 本部の組織機構及び編成

本部長は市町村長をもってあて、本部機構は本来の行政組織を主体に機能別に編成するのが望ましい。

- (1) 本部
 - (2) 支部
- 3 各部、班の任務分担
 - 4 本部の標識及び職員の証票

第2章 動員計画

(各機関)

第1節 計画の方針

災害の予防及び災害応急対策を迅速かつ適確に実施するため、災害対策本部要員及びその他職員の動員についてその要領等を定める。

第2節 災害警戒本部の動員

災害警戒本部を設置した場合における要員の動員は、次によるものとする。

ただし、地震等別に定めるものについては除く。

配備	部名	危機管理部	健康福祉部	農林水産部	建設交通部	警察本部
基本配備	危機管理総務課 災害対策課 原子力防災課 消防保安課 2	—	—	—	道路計画課 道路建設課 道路管理課 2 河川課 砂防課 3	警備第一課 2
1号配備	危機管理総務課 災害対策課 原子力防災課 消防保安課 6	健康福祉総務課 1	農村振興課 1	道路計画課 道路建設課 道路管理課 2 河川課 砂防課 6	警備第一課 2	
2号配備	危機管理総務課 災害対策課 原子力防災課 消防保安課 10	健康福祉総務課 2	農村振興課 1 森の保全推進課 1	監理課 3 道路計画課 道路建設課 道路管理課 5 交通政策課 1 河川課 砂防課 11 水環境対策課 1	警備第一課 3	
3号配備	災害対策本部設置に備えた対応とする。					

(備考) 基本配備の要員の動員は上記を基本とし、必要に応じた体制とする

第3節 雪害警戒本部、雪害対策本部の動員

雪害警戒本部、雪害対策本部を設置した場合における要員の動員は、次によるものとする

体制	配備	危機管理部	健康福祉部	農林水産部	建設交通部	警察本部
雪害警戒本部	基本配備	危機管理総務課 災害対策課 原子力防災課 消防保安課 2	—	—	道路計画課 道路建設課 道路管理課 2	警備第一課 2
	1号配備	危機管理総務課 災害対策課 原子力防災課 消防保安課 6	—	林業振興課 1	道路計画課 道路建設課 道路管理課 3	警備第一課 2
雪害対策本部	(2号配備相当)	危機管理総務課 災害対策課 原子力防災課 消防保安課 10	健康福祉総務課 1	農政課 1 林業振興課 1	監理課 道路計画課 道路建設課 道路管理課 交通政策課 9	警備第一課 3

(備考) 要員の動員は上記を基本とし、必要に応じた体制とする。

第4節 災害対策本部の動員

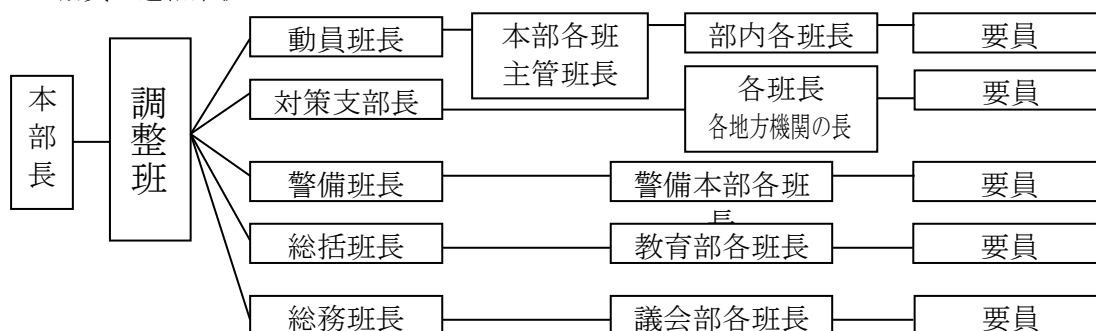
第1 動員計画

災害対策本部及び災害対策支部要員の動員は、事務局要員及び3段階による標準動員とし、あらかじめ各部、各班ごとに動員数を設定し、災害対策本部の指令に基づき各部長又は各班長及び各災害対策支部長が災害の状況に応じ本部指令を基準として臨機応変に実施するものとする。

災害の規模・状況により、本部事務局員が不足すると予測される場合は、危機管理監が動員班長と協議して、職員の早期参集指示や追加動員を求める。

第2 動員要請

1 動員の連絡系統



2 動員の方法

- (1) 動員の伝達は、災害対策本部指令により無線又は電話若しくは連絡員等の方法で1の系統によって行う。
- (2) 勤務時間外の場合の動員の伝達は、各部活動計画によるものとするが、電報により動員するときは、次の文章を使用するものとする。

略 文……………サイガイコイ フ

解 読 文……………災害緊急事態のため至急出動せよ 京都府

- (3) 標準動員以外の職員の動員は災害対策本部職員については災害対策本部の指令により動員班長が（緊急の場合にあっては、調整班長と動員班長との協議により動員班長が）、地方機関の職員については災害対策支部長がそれぞれ実施するものとする。
- (4) 京都市内地域機関の職員の動員は、動員班長から本部各部主管班長を通じて動員するものとする。
- (5) 京都府監査委員事務局、京都府人事委員会事務局、京都府労働委員会事務局等に属する職員の動員は、動員班長から各事務局長を通じて行うものとする。
- (6) 京都海区漁業調整委員会事務局に属する職員の動員は、当該事務局所在の対策支部長が事務局長を通じて行うものとする。
- (7) 災害対策本部設置後の有効稼働状況を把握するため、各部主管班長は、動員班長の指示するところにより、部内各班の動員状況を報告するものとする。

3 参集場所

- (1) 職員は、動員の指示があった場合及び自動参集の場合は、原則として、勤務時間の内外を問わず、直ちに各所属に参集する。
- (2) 勤務時間外に動員の指示を受けた場合及び自動参集する場合において、交通が遮断し、あらゆる手段を講じて、勤務所属に参集することが不可能な場合には、職員は各自の所在地から出動可能な最も近接した本庁又は総合庁舎に参集する。

ただし、災害対策本部員及び副部長、班長、非常時専任職員等についてはこの限りでない。

4 非常時専任職員

- (1) 災害等の発生時に、災害対策本部等の必要な体制を確保するため、通常業務を離れて、災害対応業務に専任する職員をあらかじめ指定する。（以下「専任職員」という。）

(2) 専任職員は次の職務を行う。

ア 通常業務を離れ、危機管理監の直属のスタッフとして各部局（室）との調整等に関わる職務

イ 通常業務を離れ、危機管理監又は災害対策支部長若しくは副支部長の指揮の下、災害対策本部又は災害対策支部等の設置、情報収集等の初動業務に関わる職務

ウ 通常業務を離れ、災害対策支部長（京都市域での緊急事態にあつては、災害対策本部長）等の指揮の下、災害対策本部、災害対策支部、市町村災害対策本部、京都府災害ボランティアセンター等の支援、連絡調整等に関わる職務

(3) その他専任職員に関する必要事項は、別に定める。

5 府の退職者等の協力

(1) 府退職者等協力制度

大規模災害時における災害応急対策のため、府の退職者並びに京都府の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例に定める団体及び府大学法人に勤務する者のうち、府からの事前の要請に応じ、府の指揮下で災害応急対策に従事することをあらかじめ承諾した者により予備的な体制を確保する。

(2) 活動の実施

全動員により対応する場合であつて、さらに体制を拡充する必要があるときは、府退職者等協力制度に登録された者を、その都度、意向を確認した上で動員し、災害対策本部各班及び支部業務の人的サポート、居住地周辺における現地情報の報告、市町村業務の支援、専門知識を活かした業務支援その他必要な災害応急対策に従事させることができる。

災 害 対 策 本 部

次表に掲げる計画は、標準動員とし、この適用については、本部長がその都度指示するものとする。

動員の種類	状 況	調 整 部	管 理 部 職 員 部	総 務 部	総合政策環境部	文化生活部	健 康 福 祉 部
1号 動員	暴風雨又は局地的集中豪雨などのため相当の被害が発生するおそれがある場合	全 動 員	渉外班 8 広報班 5 国際班 1 会計班 2 動員・厚生班 13	総務班 3 財政班 2 税務班 2 入札班 2 府有資産活用班 3	政策環境総務班 4 総合政策班 1 情報政策・デジタル政策推進班 2 企画統計班 2 大学政策班 1 脱炭素社会推進班 1 循環型社会推進班 1 自然環境保全班 1 環境管理班 1 東京連絡班 2	文化生活総務班 3 人権啓発推進班 1 文化政策班 1 文化芸術班 1 スポーツ振興班 1 文教班 1 安心・安全まちづくり推進班 2 男女共同参画班 1 府民総合案内・相談センター班 1 消費生活安全班 1	健康福祉総務班 6 医療班 3 健康対策班 2 家庭支援班 1 薬務班 1 地域福祉推進班 1 医療保険政策班 1
2号 動員	数市町村の地域において住家の被害が災害救助法の適用規準に達する程度となりなお被害が拡大するおそれがある場合	全 動 員	渉外班 11 広報班 12 国際班 5 会計班 3 動員・厚生班 18	総務班 6 政策法務班 3 財政班 4 税務班 3 自治振興班 4 入札班 7 府有資産活用班 7	政策環境総務班 8 総合政策班 3 情報政策・デジタル政策推進班 6 企画統計班 5 大学政策班 1 脱炭素社会推進班 2 循環型社会推進班 2 自然環境保全班 2 環境管理班 2 東京連絡班 2	文化生活総務班 5 人権啓発推進班 2 文化政策班 2 文化芸術班 1 スポーツ振興班 1 文教班 2 安心・安全まちづくり推進班 3 男女共同参画班 3 府民総合案内・相談センター班 2 消費生活安全班 2 生活衛生班 3	健康福祉総務班 12 医療班 9 健康対策班 6 薬務班 3 こども・青少年総合対策班 3 家庭支援班 4 高齢者支援班 2 地域福祉推進班 4 障害者支援班 1
3号 動員	多数の市町村の地域において災害救助法による応急救助の実施を必要とする大規模な被害が発生した場合	全 動 員	全 動 員	全 動 員	全 動 員	全 動 員	全 動 員

要 員 動 員 計 画 表

(注) 数字は動員数を示す。

商工労働観光部	農 林 水 産 部	建 設 交 通 部	教 育 部	警 察 本 部	議 会 部	備 考
産業労働総務班 1 中小企業 総合支援班 1 ものづくり振興班 1 染織・工芸班 1 産業立地班 1 経済交流班 1 文化学術研究 都市推進班 1 雇用推進班 1 労働政策班 1 人材育成班 1 観光班 1	農政班 3 農村振興班 4 経営支援・ 担い手育成班 2 流通・ブランド 戦略班 1 農産班 1 畜産班 1 水産班 1 森の保全推進班 1 林業振興班 1	監理班 3 指導検査班 2 用地班 1 道路班 8 交通政策班 1 河川・砂防班 21 都市計画班 2 建築指導班 1 住宅班 3 営繕班 2 公営企画班 2 建設整備班 2 水環境対策班 1 港湾班 2	総括班 3 管理班 1 学校教育班 1 特別支援教育班 1 高校教育班 1 保健体育班 1 文化財保護班 1	警備班 3 生活安全班 2 地域班 2 刑事班 2 交通班 2	総務・図書館班 2 議事班 2 委員会班 2	他対策本部 要員待機 時間外は自 宅待機
産業労働総務班 3 中小企業 総合支援班 1 ものづくり振興班 1 染織・工芸班 1 産業立地班 1 経済交流班 1 文化学術研究 都市推進班 1 雇用推進班 1 労働政策班 1 人材育成班 1 観光班 1	農政班 8 農村振興班 7 経営支援・ 担い手育成班 5 流通・ブランド 戦略班 5 農産班 8 畜産班 4 水産班 3 森の保全推進班 2 林業振興班 5	監理班 6 指導検査班 5 用地班 4 道路班 15 交通政策班 4 河川・砂防班 41 都市計画班 6 建築指導班 5 住宅班 12 営繕班 6 公営企画課 5 建設整備班 3 水環境対策班 5 港湾班 3	総括班 9 管理班 4 教職員班 2 福利班 2 学校教育班 3 特別支援教育班 2 高校教育班 2 保健体育班 2 ICT教育推進班 2 社会教育班 2 文化財保護班 10	警備班 5 生活安全班 3 地域班 3 刑事班 3 交通班 3	総務・図書館班 5 議事班 5 委員会班 5	同 上
全動員	全動員	全動員	全動員	全動員	全動員	

※交通遮断等で勤務所属に参集できない場合の対応については、別に定める。

第3章 通信情報連絡活動計画

(各機関)

第1節 活動方針

大規模な災害時においては、通信回線のふくそう、寸断等が予想されるため、府、市町村及び防災関係機関は、災害に関する予報、警報及び情報並びにその他の災害応急対策に必要な報告、指示、命令等に関する重要通信の疎通を確保する。

また、迅速かつ的確な情報の収集伝達を図るため、有線、無線等の通信手段を利用するほか、非常通信、放送事業者への放送の要請等を行い、府、市町村及び防災関係機関相互の効果的な通信の運用を図る。

第2節 災害規模の早期把握のための活動

第1 防災関係機関の情報収集

防災関係機関は、それぞれの担当する災害等の情報をあらゆる手段により、収集するとともに、当該情報を迅速に府災害対策本部に報告するものとする。

第2 早期の被害状況の収集

早期に被害状況を把握するため、必要に応じヘリコプター等からの画像を災害対策本部に伝送し又は災害現場において災害対策支部が撮影した被害状況写真を携帯電話等を通じて災害対策本部に伝送し、情報収集するものとする。

第3節 災害情報、被害状況等の収集伝達

第1 計画の方針

府、市町村及び防災関係機関は、災害時において、災害応急対策を適切に実施するため相互に密接な連携のもとに、迅速かつ的確に災害に関する情報、被害状況の収集、伝達及び報告に努める。

第2 災害情報等の収集伝達系統

被災市町村長から、府災害対策支部を通じて府災害対策本部へ災害情報等を伝達する系統「被災市町村長からの災害情報等の伝達系統」に示したとおりである。

第3 責務

1 市町村

市町村は、当該区域内に災害が発生した時は、本計画の定めるところにより、速やかにその被害状況を取りまとめて知事に報告するとともに、災害応急に関する市町村のすでに措置した事項及び今後の措置に関する事項についても報告しなければならない。

(1) 被害の認定基準

災害による被害程度の認定に際しては、「被害程度の認定基準」の定めるところによる。

(2) 報告の要請及び内容

ア 災害情報報告

市町村が当該市町村の区域内に災害が発生し、災害対策本部を設置した場合又は災害の状況、社会的影響等から報告の必要がある場合に、その状況を速やかに知事（災害対策本部長）に報告する。府災害対策本部は、内閣総理大臣（消防庁）に報告する。

ただし、市町村が知事に報告できない場合にあっては、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、府と連絡がとれるようになった後は、府に報告するものとする。

なお、消防機関への119番通報が殺到した場合においても、市町村は直ちに府及び消防庁に報告することとする。

(7) 報告の内容

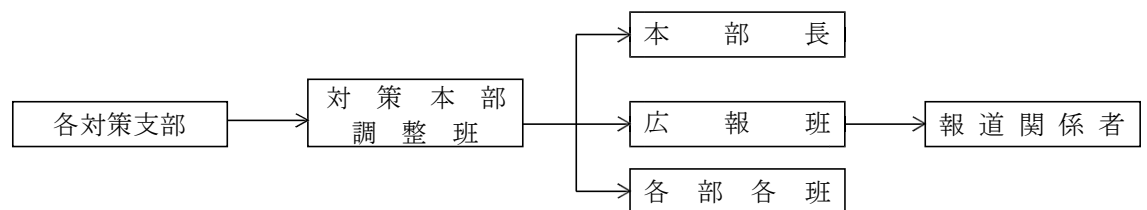
- a 被害の概要
- b 市町村災害対策本部設置の状況
- c 避難勧告及び指示、災害発生の状況
- d 消防（水防）機関の活動状況（消防（水防）職団員別とし、使用した機材と主な活動内容）
- e 応援要請状況
- f 要員及び職員派遣状況
- g 応急措置の概要
- h 救助活動の状況
- i 要望事項
- j その他の状況

(イ) 報告の概要

- a (ア) に掲げる事項が発生次第、その都度、様式-1により報告すること。
- b 自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときには、速やかにその規模を把握するための概括的な情報を収集するように特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努めること。

(ウ) 報告の処理概要

- a 市町村長は、所轄府広域振興局長（災害対策支部長）を経由して（京都市にあっては直接）知事に報告すること。
- b aの報告に基づき、対策本部は次の要領により報告を処理すること。



- c 災害救助法を適用した市町村における救助活動の詳細については、別に指示するところにより報告すること。

イ 災害概況即報

初期的段階で被害の有無及び程度の全般的概況について報告し、まず迅速性を主とすることが望ましく、様式-2により行う。ただし、警報が発表されたときは被害の有無にかかわらず、原則として発表後1時間以内に報告すること。

ウ 被害状況報告

災害概況即報後、被害状況がある程度まとまった段階において、逐次、様式-3により報告する。ただし、知事（災害対策本部長）が必要と認める場合は、その指示に従って報告しなければならない。

エ 被害確定報告

被害の拡大の恐れがなく、被害が確定した後15日以内に様式-3に基づいて報告する。

ただし、知事（災害対策本部長）が必要と認める場合は、その指示に従って報告しなければならない。

オ 被害詳細報告

保健環境・商工・農林・土木及び教育関係の被害詳細については、別に指示するところに従って報告する。

カ 被害写真報告

被害状況の写真による報告は、最も迅速な便をもって報告する。

(3) 報告の方法

報告は、原則として京都府防災情報システム等をもって行うこととし、災害の経過に応じて、把握した事項から逐次報告する。

なお、京都府防災情報システム等により報告を行った場合は、様式-1～3により報告したものと見なす。また、京都府防災情報システム以外の通信設備を利用する際には、次の事項に留意すること。

ア 電話による場合

「災害時優先電話」を利用するものとし、場合によっては衛星携帯電話を利用する。必要に応じて「定時通話」により一定間隔によって報告を行う。

イ 防災行政無線による場合

次の通信優先順位により防災行政無線を利用する。

なお、この他無線の取扱いについては、別に定める取扱要綱による。

(7) 緊急要請

(イ) 災害対策本部指令及び指示

(ロ) 応急対策報告

(エ) 被害状況報告

(オ) その他災害に関する連絡

ウ 西日本旅客鉄道株式会社の通信設備等の利用

警報の伝達及び応急措置の実施に必要な連絡等緊急を要するもので、かつ一般の公衆電話が途絶した場合は最寄りのＪＲ駅、警察署及び消防署の通信設備を利用する。

エ 通信途絶時における措置

公衆電気電信、ＪＲ通信及び防災行政無線等いかなる通信設備によっても連絡不能の場合は、連絡員を急派して連絡の確保に努める。

2 府

府の地域に災害が発生したときには、府は本計画及び京都府防災規程の定めるところにより、市町村及び関係機関と密接に連絡して、市町村別にその被害状況をまとめる。

そのほか、マスコミ報道、ホームページ、ツイッターやフェイスブックなどのSNS等多様な手段で情報収集する。

(1) 情報の収集

ア 被害報告の集計

支部は、管内区域内の市町村の被害状況を取りまとめて本部に報告し、本部は、各支部の報告を取りまとめて、これを報告する。（京都府防災情報システム等により被害報告を集計する場合を除く。）

イ 現地調査班の派遣

本部及び支部等においては、市町村から応援を求められたときは、速やかに職員を応援又は、派遣して調査するものとする。

また、市町村において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断される場合等、必要に応じて、職員を派遣して被害情報等を把握する。

ウ 写真の撮影

状況に応じて現場写真、空中写真等を撮影して被害状況の収集にあたる。

(2) 情報の報告及び通報

ア 本部と防災関係各機関は、各種情報の収集について十分連絡調整を行い、又は相互に情報を交換して、応急対策活動が円滑に実施されるよう努める。関係機関と本部各部の分担は「防災関係機関と災害対策

本部各部の分担」のとおりとする。

イ 府は市町村の被害状況をまとめ、これを消防庁に報告する。この報告は、消防組織法第22条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防防第267号）により行う消防庁への報告と一体的に行うものとする。

(ア) 府は、市町村からの報告及び自らの情報収集等により把握した被害状況等を整理して、必要な事項を消防庁に報告するものとする。

(イ) 人的被害の数については、府が関係機関と連携しながら、一元的に集約・調整を行うものとする。なお、広報を行う際には市町村等と綿密に連携しながら適切に行う。

(ウ) 自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときには、速やかにその規模を把握するために概括的な情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努めるものとする。

ウ 府は、関西広域連合の求めに応じ、取りまとめた被害状況を応援受援調整支援システムを活用して、遅滞なく報告するものとする。

エ 確定報告は、応急措置完了後20日以内に災害対策基本法第53条第2項に基づく内閣総理大臣あての文書及び消防組織法第22条に基づく消防庁長官あての文書を各1部ずつ消防庁に報告するものとする。

3 防災関係機関

(1) 情報の収集

防災関係機関は、災害が発生した場合、直ちに府内の被害状況を調査する。

(2) 被害状況等の報告

京都府災害対策本部が設置されたとき、市町村災害対策本部が設置されたとき、災害救助法適用基準に該当する程度の災害が発生したとき、災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等から見て報告の必要があると認められるときの報告系統は、「防災関係機関と災害対策本部各部の分担」の分担のとおりとする。

第4節 通信手段の確保

第1 災害時の通信連絡

府、市町村、及び防災関係機関が行う予報、警報及び情報の伝達若しくは被害の状況の収集報告、その他の災害応急対策に必要な指示、命令等は、防災行政無線、加入電話、無線通信等により速やかに行う。

また、被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し、被災地へ向けての電話がつながりにくい状況（ふくそう）になっている場合には、西日本電信電話株式会社は「災害用伝言ダイヤル（171）」を提供し、西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ関西支社、KDDI株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社は災害用伝言板サービスを提供する。なお、提供時にはテレビ・ラジオを通じて、利用方法、伝言登録エリア等を広報する。

第2 非常通信の利用

人命の救助、災害の救援等のための連絡であり、防災行政無線、有線電話等が使用不能又は著しく使用が困難である場合は、電波法第52条の規定による非常通信の利用を図る。府の市町村、防災関係機関等においては、「第2編第2章第2節」に示した計画の定めるところにより、これを利用する。その運用要領は、以下のとおりである。

1 非常通信の内容

(1) 人命の救助に関すること。

- (2) 天災の予報及び天災その他の災害の状況に関する事。
- (3) 緊急を要する気象、地震等の観測資料に関する事。
- (4) 電波法第74条実施の指令及びその他の指令に関する事。
- (5) 非常事態に際しての事態の收拾、復旧、交通制限その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関する事。
- (6) 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関する事。
- (7) 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関する事。
- (8) 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関する事。
- (9) 鉄道線路、道路、電力設備、電信電話回線の破壊又は障害の状況及び修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保、その他緊急措置に関する事。
- (10) 災対法第57条の規定により、知事又は市町村長が発受する通知、要請、伝達又は警告で特に必要があると認められたもの。
- (11) 災対法第79条の規定により指定地方行政機関の長、都道府県知事又は市町村長が災害の応急措置を実施するために必要な緊急通信に関するもの。
- (12) 防災関係機関相互間発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分等に関するもの。
- (13) 救助法第24条及び災対法第71条第1項の規定により、都道府県知事から医療、土木、建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関する事。
- (14) 民生の安定上必要と認められる緊急を要するニュース。

2 非常通報を発信できる機関

非常通報は、無線局を開設している者が自ら発受するほか、次に掲げる者の依頼により発受することができる。

- (1) 官庁（公共企業体を含む。）及び地方自治体
- (2) 地方防災会議及び災害対策本部
- (3) 日本赤十字社
- (4) 全国都市消防長連絡協議会
- (5) 電力事業者
- (6) 地方鉄道会社
- (7) その他人命の救助及び急迫の危険又は緊急措置に関して発信を希望する者

3 非常通報の依頼事項

発信を希望する者は、次の事項を明記して最寄りの無線局に依頼する。

- (1) あて先の住所、氏名（かっこをもって電話番号を付記する。）
- (2) 本文（字数は、1通200字以内とし、末尾に発信者の名称を記入すること。）
- (3) 発信者の住所、氏名（電話番号を付記する。）

第3 JR通信設備の利用

知事又は市町村長が災害に際して通知、要請、伝達又は警告若しくは応急措置の実施に必要な通信のため、緊急かつ特別の必要があるときに、西日本旅客鉄道株式会社が設置する通信設備を利用するについて、災害対策基本法に基づき、社長と知事との間に協定を締結している。

第4 漁業用海岸局設備の利用

宮津漁業無線局（漁業用海岸局）は中短波・短波・超短波帯の周波数を使用し、遠方の海岸局、船舶局とも通信が可能であることから、補完的通信設備として利用を図る。

第5 移動通信機器の貸与

災害が想定される場合、近畿総合通信局は府に対して、災害応急対策のため必要となる移動通信機器（衛星携帯電話、MCA無線、簡易無線）を事前貸与を含めてプッシュ型で提供するとともに、災害発生後に、府は無線機器が不足する場合は近畿総合通信局や通信事業者へ移動通信機器の貸与申請等を行うことにより、通信手段の確保を図るものとする。

第6 放送の要請

知事又は市町村長が災害に際して通知、要請、伝達又は警告若しくは応急措置の実施に必要な通信のため緊急かつ特別の必要があるときには、放送局に放送を要請するについても災害対策基本法に基づき、関係放送局と知事との間に協定を締結している。

また、本協定第6条に基づき「緊急警報放送の要請に関する覚書」を日本放送協会京都放送局長と知事との間に締結している。

第5節 災害地調査計画

第1 計画の方針

本部は、災害応急対策活動を円滑に実施するため、災害現地の実態を把握する必要があるときは、調査班を編成して、被害状況をはじめ、応急対策実施状況等、現地の実態調査を行う。

第2 現地調査要領

1 調査班の編成

調査班の数、構成及びその他必要事項については、事態の状況に応じて本部で決定する。

2 調査事項

調査事項は、次のとおりである。

- (1) 災害原因
- (2) 被害状況
- (3) 応急対策実施状況
- (4) 防災関係機関の活動状況
- (5) 住民避難状況
- (6) 現地活動のあい路
- (7) 災害地住民の動向及び要望事項
- (8) 現場写真
- (9) その他必要な事項

第3 調査報告

現地調査で得られた結果については、すみやかに本部長に報告する。

第6節 市町村地域防災計画で定める事項

災害情報の収集、報告を迅速適確に行うため、地区ごとの担当責任者、連絡先、連絡事項等を定めるものとする。

また、被害状況報告についても、担当者、報告の種類及び連絡先等を定め、各種情報は、市町村長のもとに一元化を図るものとする。

第1 災害情報の調査実施者

災害状況の調査は、関係課（班）が主体となり行うが、各地域に点在する消防機関の職団員にも依頼し、迅速に報告させるよう定める。

第2 災害情報及び被害報告

1 災害情報

管内の災害情報を関係機関に連絡する責任担当係、連絡先、連絡事項等について具体的に定める。

2 災害情報の収集

情報収集に万全の措置をとるため、次の連絡員を定める。

- (1) 市町村部内災害情報調査連絡員
- (2) 各区域ごとの情報調査連絡員又は協力員
- (3) 消防職団員の情報調査連絡員

3 被害状況の収集及び報告

被害の状況を取りまとめ、府及び関係先へ報告する体制を次のように定める。

- (1) 報告責任者
- (2) 連絡先
- (3) 報告の種類及び報告要領

第3 被害状況調査

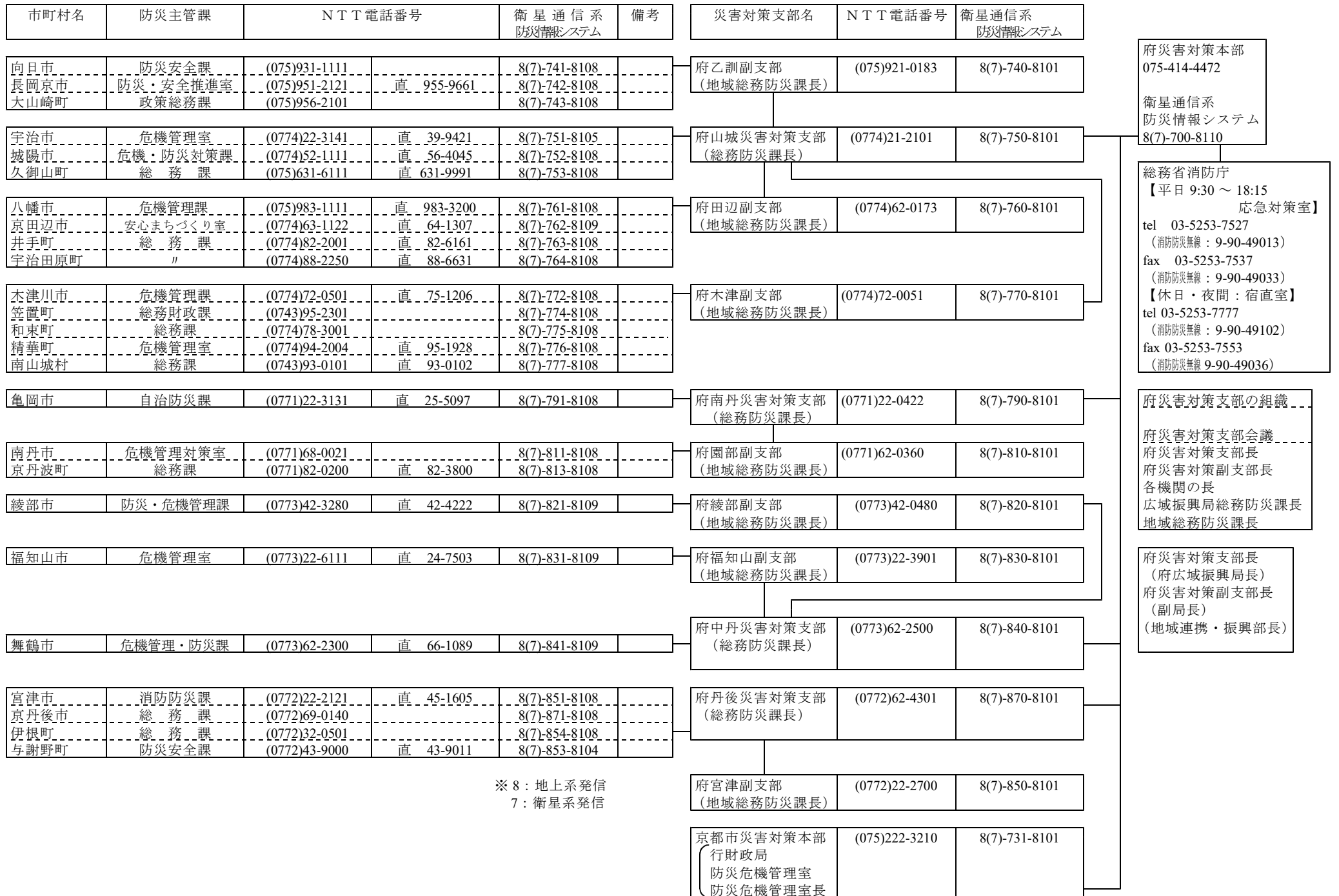
1 被害状況調査の分担

2 調査要領

3 調査報告のとりまとめ

4 被害写真の撮影

被災市町村長からの災害情報等の伝達系統



被害程度の認定基準

分類	用語	被害程度認定基準		
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者。		
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者。		
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者。		
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みの者。		
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。		
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、または住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のも。		
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分とその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のも。		
	大規模半壊	居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分とその住家の延べ床面積の50%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のもとする。		
	中規模半壊	居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分とその住家の延べ床面積の30%以上50%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のもとする。		
	半壊	住家半壊（半焼）のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分とその住家の延べ床面積の20%以上30%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のもとする。		
	準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分とその住家の延べ床面積の10%以上20%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のもとする。		
	床上浸水	全壊・半壊には該当しないが、住家の床より上に浸水したもの又は、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないもの。		
	床下浸水	浸水が住家の床上以上に達しない程度のも。		
	非住家被害	非住家被害	住家以外の建物で、全壊又は半壊の被害を受けたもの。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。	
公共建物		官公署庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物。		
その他		公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物。		
田		冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったもの。	
		畑	流失・埋没	田に準ずる。
			冠水	
文教施設		小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校、及び幼稚園における教育の用に供する施設。		
道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち橋りょうを除いたもの。			

	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋。	
	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理に必要な堤防、護岸水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸。	
	港湾	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、廃棄物埋立護岸又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設。	
	砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸。	
	崖くずれ	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条に規定する急傾斜地崩壊防止施設及び急傾斜地の崩壊（いわゆる崖くずれを含む。）による災害で人命、人家、公共的建物に被害のあったもの。	
	地すべり	地すべりによる災害で、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第2条に規定する地すべり防止施設及び人命、人家、公共的建物に被害のあったもの。	
	土石流	土石流による災害で、人命、人家、公共的建物に被害のあったもの。	
	林地崩壊	森林法（昭和26年法律第249号）第2条第1項に規定する土地の崩壊とし、山腹崩壊箇所数及び荒廃溪流数の合計数とする。	
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設。	
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害。	
	被害船舶	ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたもの。	
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数。	
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数。	
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数。	
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数。	
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数。	
り災世帯等	り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯。 例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱う。	
	被災者数	被災世帯の構成員とする。	
	公立文教施設	公立の文教施設とする。	
被害	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。	
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港及び下水道とする。	
	その他の公共施設	公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。	
金額	その他	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス、農作物の被害とする。
		林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とする。
		畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば、家畜、畜舎等の被害とする。
		水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
		商工被害	建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

防災関係機関と災害対策本部各部の分担

関係機関	対策本部担当部・班
第八管区海上保安本部 陸上自衛隊第7普通科連隊 日本郵便株式会社(京都中央郵便局) 西日本電信電話株式会社(京都支店) KDDI株式会社(関西総支社) 株式会社NTTドコモ関西支社 ソフトバンク株式会社 楽天モバイル株式会社 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 (一社)京都府LPガス協会 大阪ガス株式会社(京滋導管部) 丹後ガス株式会社 関西電力株式会社 関西電力送配電株式会社(京都支社) 近畿運輸局(京都運輸支局) 日本通運株式会社(京都支店) 大阪管区气象台 (京都地方气象台) 近畿総合通信局	調整部調整班(危機管理総務課・災害対策課・原子力防災課・消防保安課)
大阪航空局(大阪空港事務所) 西日本旅客鉄道株式会社(京都支社) 東海旅客鉄道株式会社(関西支社) 北近畿タンゴ鉄道株式会社 WILLER TRAINS株式会社(京都丹後鉄道)	建設交通部交通政策班(交通政策課)
日本放送協会(京都放送局) 株式会社京都放送 株式会社エフエム京都	管理部広報班(広報課)
近畿財務局(京都財務事務所)	調整部財務班(財政課)
近畿厚生局 日本赤十字社(京都府支部) 一般社団法人京都府医師会 公益社団法人京都府看護協会 一般社団法人京都府歯科医師会	健康福祉部医療班(医療課)
一般社団法人京都府薬剤師会	健康福祉部薬務班(薬務課)
近畿経済産業局 中部近畿産業保安監督部(近畿支部) 日本銀行(京都支店)	商工観光労働部
近畿農政局	農林水産部農産班(農産課)
近畿中国森林管理局(京都大阪森林管理事務所)	農林水産部森の保全推進班(森の保全推進課)
近畿地方整備局 (淀川河川事務所) (福知山河川国道事務所) (京都国道事務所) (淀川ダム統合管理事務所) (木津川上流河川事務所) (独)水資源機構(関西・吉野川支社)	建設交通部水防班(砂防課)
近畿地方整備局(舞鶴港湾事務所)	建設交通部港湾班(港湾課)
西日本高速道路株式会社 京都府道路公社	建設交通部道路総括班(道路管理課)
独立行政法人都市再生機構	建設交通部住宅班(住宅課)

様式-2

[災害概況即報]

災害名 (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
振興局名	広域振興局
報告者名	

災 害 の 概 況	発生場所					発生日時	月 日 時 分				
被 害 の 状 況	死傷者	死者	人	不明	人	住 家	全 壊	棟	一部損壊	棟	
		負傷者	人	計	人		半 壊	棟	床上浸水	棟	
応 急 対 策 の 状 況											

様式-3-1

被害状況報告(1)

災害名:

第 報		対策本部 支部		月 日 時現在		受信 時刻	月 日 時現在		発信者	
									受信者	
市町村名										
発生年月日										
項 目		単 位	符 号							
人 的 被 害	死 者		人	(1)						
	行方不明者		人	(2)						
	負傷者	重傷	人	(3)						
		軽傷	人	(4)						
住 家 被 害	全 壊 (焼)	棟	(5)							
		世帯	(6)							
		人	(7)							
	半 壊 (焼)	棟	(8)							
		世帯	(9)							
		人	(10)							
	一 部 破 損	棟	(11)							
		世帯	(12)							
		人	(13)							
	浸 水	床 上	棟	(14)						
世帯			(15)							
人			(16)							
床 下		棟	(17)							
		世帯	(18)							
		人	(19)							
非住家 被 害	公共建物	棟	(20)							
	その他	棟	(21)							
そ の 他 の 被 害	田	流出埋没	ha	(22)						
		冠 水	ha	(23)						
	畑	流出埋没	ha	(24)						
		冠 水	ha	(25)						
	文教施設		箇所	(26)						
	病 院		箇所	(27)						
	道 路	冠 水	箇所	(28)						
		崩 壊	箇所	(29)						
		その他	箇所	(30)						
	橋 り よ う		箇所	(31)						
	河 川		箇所	(32)						
	港 湾		箇所	(33)						
	砂 防		箇所	(34)						
	崖 く ず れ		箇所	(35)						
	地 す べ り		箇所	(36)						
	土 石 流		箇所	(37)						
	林 地 崩 壊		箇所	(38)						
	清 掃 施 設		箇所	(39)						
	鉄 道 不 通		箇所	(40)						
	被 害 船 舶		隻	(41)						
水 道		戸	(42)							
電 話		回線	(43)							
電 気		戸	(44)							
ガ ス		戸	(45)							
ブ ロ ッ ク 塀 等		箇所	(46)							
ビ ー ニ ー ル ハ ウ ス 等		棟	(47)							
農 道		箇所	(48)							
農 林 水 産 業 施 設		箇所	(49)							
畦 畔 崩 壊		箇所	(50)							
農 作 物 ()		ha	(51)							
火 災 発 生	建 物		件	(52)						
	危 険 物		件	(53)						
	そ の 他		件	(54)						
り災世帯数(全・半壊+床上浸水)		世帯	(55)							
り災者数(全・半壊+床上浸水)		人	(56)							

様式-3-2

被害状況報告(2)

災害名：

市町村名								
発生年月日								
項目	単位	符号	-	-	-	-	-	-
公立文教施設	千円	(a)						
農林水産業施設	千円	(b)						
公共土木施設	千円	(c)						
その他の公共施設	千円	(d)						
小計	千円	(e)						
公共施設被害市町村		(f)						
その他の	農産被害	千円	(g)					
	林産被害	千円	(h)					
	畜産被害	千円	(i)					
	水産被害	千円	(j)					
	商工被害	千円	(k)					
	林地被害	千円	(l)					
	その他	千円	(m)					
	小計	千円	(n)					
被害総額	千円	(o)						
災害対策本部	設置	年月日	(p)					
	解散	年月日	(q)					
災害警戒本部	設置	年月日	(r)					
	解散	年月日	(s)					
消防職員出動延人数	人	(t)						
消防団員出動延人数	人	(u)						
市町村職員出動延人数	人	(v)						
その他出動延人数	人	(w)						
出動延人数合計	人	(x)						

第4章 災害広報広聴計画

(各機関)

第1節 計画の方針

京都府の地域にかかる災害について被害の状況及び応急対策あるいは応急復旧等に関する情報を、府、市町村及び関係機関が迅速かつ適確に被災地住民をはじめ府民に広報を行い民心の安定と、速やかな復旧を図るものとする。

また、災害が終息してからは、民心の安定と速やかな復旧を図るため、府、市町村及び関係機関は広聴活動を展開し、災害地住民の動向と要望活動の把握に努める。

第2節 計画の内容

第1 広報担当部課及び担当者の設置

各関係機関ごとに広報を担当する部・課及び担当責任者を定め、情報の収集と公表の一元化を図る。

第2 報道機関に対する発表

報道機関に対する発表あるいは報道機関からの問合せの受付、応答について実施要領を定めておく。

発表の内容はおおむね次の事項とする。

- 1 災害の種別
- 2 発生日時及び場所
- 3 被害の状況
- 4 応急対策実施状況
- 5 住民に対する避難指示等の状況
- 6 府民及び被災者に対する協力及び注意事項

第3 関係機関の相互協力

災害の広報にあたって必要があるときは、他の関係機関に対し情報の提供を求めるとともに、Lアラート（災害情報共有システム）を利用した被害の状況や応急復旧等に関する情報の提供を行うなど、相互に資料の交換を行う。

第4 府民への広報要領

災害及び対策の状況は府民に協力を要請すべき事項については次の要領により広報する。

災害の規模、動向、今後の予想を検討し、これに対処するため被害の防止等に必要な注意事項をとりまとめ次の方法のうち必要にして適切な手段を講ずるものとする。

- 1 新聞、ラジオ、テレビ等に対し、特に報道方要請すること。
- 2 市町村防災行政無線(戸別受信機を含む。)、CATV、市町村有線放送による広報を要請すること。
- 3 広報紙、チラシ、ポスター、緊急速報メール、事前登録によるメール、SNS、ホームページ、アプリケーション等の情報通信環境を利用すること。

被害の推移、避難準備及び避難の指示、応急措置の状況が確実にゆきわたるよう広報する。

例えば、電力、ガス、水道等の復旧状況、交通機関の運行状況、河川の水防活動、災害救助活動、生活関連情報等に重点をおき、人心の安定と事故防止及び激励を含め、沈着な行動を要請する等の事項を上記に掲

げた方法により迅速に行うものとする。

第5 広聴活動

- 1 被災地及び避難場所等に臨時被災相談所等を関係機関の協力を得て設置し、被災者が抱える生活上の多くの不安を解消するため、被災者からの相談、要望、苦情等多彩な生活等の問題について適切に相談に応じるほか、速やかに関係機関に連絡して早期解決に努める。
- 2 各機関は、必要に応じ、発災後速やかに住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図る。また、情報のニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信を行うものとする。
- 3 府及び市町村は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、府及び市町村は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、府警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

第3節 市町村地域防災計画で定める事項

市町村地域の住民に対する災害時の広報広聴活動を迅速かつ適確に実施するための計画を、第2節に準じて詳細に定めておくものとする。

第5章 災害救助法の適用計画

(危機管理部)

第1節 災害救助法の適用基準

第1 災害救助法の適用基準

災害救助法による救助は、市町村（京都市を除く。以下この章において同じ。）単位の被害が次の各号の一以上に該当する災害で、かつ、現に応急的な救助を必要とするときは、市町村ごとに実施する。

- 1 市町村の区域（京都市にあっては市及び区の区域。以下この章において同じ。）内の人口に応じ、次に定める数以上の世帯の住家が滅失した場合。

市町村人口と滅失世帯数

市町村の人口	住家が滅失した世帯の数
5,000人未満	30世帯
5,000人以上 15,000人未満	40世帯
15,000人以上 30,000人未満	50世帯
30,000人以上 50,000人未満	60世帯
50,000人以上 100,000人未満	80世帯
100,000人以上 300,000人未満	100世帯
300,000人以上	150世帯

市町村人口と滅失世帯数

市区町村名	人口	滅失世帯数	市区町村名	人口	滅失世帯数
京 都 府	2,578,087	2,000	久 世 郡	15,250	
福 知 山 市	77,306	80	久 御 山 町	15,250	50
舞 鶴 市	80,336	80	綴 喜 郡	16,317	
綾 部 市	31,846	60	井 手 町	7,406	40
宇 治 市	179,630	100	宇 治 田 原 町	8,911	40
宮 津 市	16,758	50	相 楽 郡	43,139	
亀 岡 市	86,174	80	笠 置 町	1,144	30
城 陽 市	74,607	80	和 束 町	3,478	30
向 日 市	56,859	80	精 華 町	36,198	60
長 岡 京 市	80,608	80	南 山 城 村	2,391	30
八 幡 市	70,433	80	船 井 郡	12,907	
京 田 辺 市	73,753	80	京 丹 波 町	12,907	40
京 丹 後 市	56,860	80	与 謝 郡	22,020	
南 丹 市	31,629	60	伊 根 町	1,928	30
木 津 川 市	77,907	80	与 謝 野 町	20,092	50
乙 訓 郡	15,953				
大 山 崎 町	15,953	50			

注 人口は令和2年10月1日国勢調査による。

- 2 京都府の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が2,000世帯以上の場合であって、市町村の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が上記1の滅失世帯数の半数以上であること。
- 3 京都府の区域内で住家の滅失した世帯の数が9,000世帯以上あって、市町村の区域内の被害世帯数が多数であること。
- 4 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したものであること。

(例) ① 被害世帯を含む被害地域が他の集落から隔離又は孤立している等のため生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被害者の救助に特殊の補給方法を必要とするものであること。

- ② 有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため、被害者の救助が極めて困難でありそのため特殊の技術を必要とするものであること。
- 5 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当すること。
- (例) ① 船舶の沈没あるいは交通事故により多数の者が死傷した場合（紫雲丸遭難、第五北川丸遭難）
 ② 交通路の途絶のため多数の登山者等が放置すれば飢餓状態に陥る場合（上高地遭難）
 ③ 火山爆発又は有毒ガスの発生のため多数の者が危険にさらされている場合（十勝岳爆発、三宅島爆発）
 ④ 群衆の雑踏により多数の者が死傷した場合（弥彦神社圧死事件）
 ⑤ 豪雪により多数の者が危険状態となる場合（昭和52.2豪雪）
 ⑥ 山崩れ、がけ崩れにより多数の住家に被害が生じ、かつ、多数の者が死傷した場合（山形県大蔵村山崩れ災害）

第2節 被災世帯の算定基準

第1 住家の滅失の算定

災害救助法の適用基準にいう「住家の滅失」は次のとおり算定する。

- 1 住家が全壊、全焼又は流失した世帯は1とする。
- 2 住家が半壊、半焼したものにあつては2世帯をもって1とみなす。
- 3 住家が床上浸水又は土砂のたい積などにより一時的に居住することができない状態となった世帯にあつては3世帯をもって1とみなす。

第2 住家の滅失等の認定

1 全壊、全焼又は流失

住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その延面積の70%以上に達したもまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。

2 半壊又は半焼

住家の損壊又は焼失した部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のものまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。

このうち、損壊部分とその住家の延床面積の50%以上70%未満、またはその住家の損害割合が40%以上50%未満のものを大規模半壊という。

3 準半壊

住家の損壊部分とその住家の延床面積の10%以上20%未満のものまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のもの。

4 床上浸水

上記1～3に該当しない場合であつて浸水がその住家の床上に達した程度のもの又は土砂、竹木等のたい積のため一時的に居住することができないもの。

5 住家

現実にその建物を居住のために使用しているもの。

(解釈) 必ずしも一戸の建物に限らない。例えば炊事場、浴場又は便所が別であったり、離座敷が別であるような場合には、これら生活に必要な部分の戸数は合して1戸とする。

また、社会通念上住家と称せられる程度のものであることを要しない。したがって学校、病院等の施設の一部に住み込んで居住している者はもちろん、一般に非住家として取り扱われる土蔵、小屋等であっても現実に住家として人が居住しているときは住家とみなす。

6 世帯

生計を一つにしている実際の生活単位

(解釈) 同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となる。

また、マンションのように1棟の建物内で、それぞれの世帯が独立した生計を営んでいる場合も、それぞれひとつの世帯とする。

なお、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿その他これらに類する施設等に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、原則としてその寄宿舎等を1世帯として取り扱う。

第3節 災害が発生するおそれがある場合の災害救助法の適用

災害が発生するおそれがある場合において、国の特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部が設置され、対策本部の所管区域が告示された場合、当該所管区域内の市町村に救助を実施する。

第4節 活動計画

第1 府・市町村

災害救助法を適用する場合、速やかに次の措置を講ずる。

- 1 市町村単位の被害状況の実態把握又は避難者状況の予測
- 2 災害救助法の適用基準該当の有無判定
- 3 災害救助の種類判定
- 4 京都府災害救助資源配分計画に基づく供給計画の策定
- 5 救援救護活動

第2 市町村

- 1 災害に際し、市町村における災害が「本章第1節」の災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、当該市町村長は、ただちにその旨を知事に報告するとともに、災害救助法を適用する必要がある場合は、あわせてその旨を要請する。
- 2 災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、市町村長は災害救助法による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指示を受けなければならない。

第3 府

- 1 災害救助法適用の要請を受けた知事は、京都府災害対策本部会議を開き、災害救助法を適用すべきか否かを判断し、災害救助法を適用する必要があると認めるときは、直ちに法に基づく救助の実施について、当該市長村長に事務の内容及び期間を通知するとともに、内閣総理大臣あて報告する。

- 2 災害救助法を適用したときは、すみやかに告示する。
- 3 災害救助法適用後速やかに、市町村（京都市を含む。）等からの被害報告等から得た情報により推定した避難者数、被災者数、被災家屋数等に基づき資源配分の調整を行い、市町村（京都市を含む。）毎の配分資源の内容・数量、供給時期、供給方法等を定めた供給計画を作成する。
- 4 救助に必要な物資の供給等が適切かつ円滑に行われるよう、救助実施市の京都市及び関係機関との連絡調整を行う。
- 5 連絡調整の実効性を担保するため、京都府災害救助資源配分連絡会議を設置し、資源配分に係る手順、連携体制の確認等を行う。

第5節 応急救助の実施

災害救助法による救助の実施は、知事が行う。ただし、次の各号に掲げる救助については、災害ごとに知事が救助の事務の内容及び期間を市町村長に通知することにより、市町村長が救助を実施する。この場合において、市町村長は、速やかにその内容を詳細に知事に報告しなければならない。

- 1 避難所の設置
- 2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 4 医療及び助産
- 5 被災者の救出
- 6 被災した住宅の応急修理
- 7 学用品の給与
- 8 埋葬
- 9 死体の捜索及び処理
- 10 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
なお、次に掲げる救助については、市町村長は知事が実施する救助に協力する。
- 11 応急仮設住宅の給与

第6節 災害救助法による災害救助の方法、程度、期間及び実費弁償の基準

- 第1 災害救助法による救助の方法、程度、期間等
〔資料編3-5 災害救助法による救助の方法、程度、期間等早見表〕参照
- 第2 応急救助のための輸送費及び人夫費等
〔資料編3-5 災害救助法による救助の方法、程度、期間等早見表〕参照

第6章 消防活動計画

(危機管理部)

第1節 計画の方針

市町村は、災害発生時における出火防止、初期消火、延焼阻止等の消防活動を迅速かつ円滑に実施するため、消防機関の活動体制、消防相互応援体制等の整備充実を図るものとし、府は市町村の消防活動が円滑に行われるよう必要な措置を講ずる。

第2節 計画の内容

第1 消防の目的

消防施設及び人員を活用して府民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水・火災又は地震等の災害を防除してこれらの災害による被害を軽減する。

第2 非常事態における知事の指示権

1 指示権適用の根拠及び方針

知事は消防組織法第43条の規定に基づき、地震、台風、水・火災等の非常事態の場合において緊急の必要があるときは、市町村長、市町村の消防長又は水防法に規定する水防管理者に対して、あらかじめ協定してある内容の実施その他災害防御の措置に関し必要な指示をする。

(この場合における指示は消防庁長官の行う勧告、指導及び助言の趣旨に添うものであること。)

2 指示の範囲

応援の派遣、災害の防御鎮圧、その他必要な事項とする。

第3 火災・災害等の情報及び報告

火災・災害等が発生した場合において、主たる災害の発生した地域の市町村長は次により調査のうえ、災害対策に必要な情報に意見を添えて報告する。府はこの情報により計画に基づいて、必要な対策を講ずるとともに、消防庁に報告する。なお、この報告をもって、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号消防庁長官通知）に定める火災即報とみなすものとする。

1 調査報告事項

調査報告事項は、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号消防庁長官通知）による。

2 調査報告を要する規模

次のいずれかに該当する火災について報告するものとする。

(1) 一般基準

火災等即報については、原則として次のような人的被害を生じた火災（該当するおそれがある場合を含む）について火災・災害等即報要領 第1号様式により報告すること。

ア 死者3人以上が生じたもの

イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

(3)

次の火災については（1）の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む）について報告すること。

ア 火 災

(ア) 建物火災

- a 特定防火対象物で死者の発生した火災
- b 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したものの
- c 大使館・領事館、国指定重要文化財又は特定違反對象物の火災
- d 特定違反對象物の火災
- e 建物焼損延べ面積 3,000平方メートル以上と推定される火災
- f 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災
- g 損害額1億円以上と推定される火災

(イ) 林野火災

- a 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- b 空中消火を要請又は実施したもの
- c 住宅等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの

(ウ) 交通機関の火災

船舶、航空機、列車、自動車の火災で、次に掲げるもの

- a 航空機火災
- b タンカー火災の他社会的影響度が高い船舶火災
- c トンネル内車両火災
- d 列車火災

(エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの
(例示)

- ・消火活動を著しく妨げる毒性のガスの放出を伴う火災

(4) 社会的影響基準

- (1) 一般基準、(2)個別基準に該当しない火災であっても、報道機関に取り上げられる社会的影響が高いと認められる場合には報告すること

第4 消防機関等の活動状況の把握及び情報の収集調査

災害時において消防機関の活動状況を把握し適切な災害対策計画を樹立するため、市町村から次の情報を求めるとともに、必要と認める場合は、現地調査を実施する。

- 1 災害発生の日時、場所、気象状況
- 2 災害の種類、規模、被害状況
- 3 消防機関の名称、人員、機械、器具
- 4 消防機関の活動状況
- 5 災害に対する教訓

第5 市町村の消防活動計画

市町村は、大規模災害が発生した時には、消防計画に基づき、状況に応じて、迅速かつ的確に次の措置をとる。

- 1 消防職団員を中心とした災害の警戒及び防衛
- 2 災害の情報収集
- 3 火災警報等の発令、伝達及び周知

- 4 住民の安全及び避難路の確保
- 5 傷病者の救急救助
- 6 応援協定等に基づく応援要請

第6 救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。
また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

第3節 応援要請に関する計画

第1 計画の方針

府内において、大規模災害が発生し、被害の程度が甚大となるおそれが生じたときには、市町村長（又は委任を受けた消防長）は、消防組織法第44条の規定に基づき、緊急消防援助隊の派遣要請を行い、被害の軽減に努める。

第2 計画の内容

- 1 府は、緊急の必要があるときは、市町村又は消防機関に対し、消防相互応援の実施並びにその他災害防止の措置について、必要な指示をする。
- 2 被災市町村の被害が拡大する恐れがあり、府内の市町村の消防力では対処できないと認める場合、知事は国に対し緊急消防援助隊の派遣を要請する。
- 3 府は緊急消防援助隊を要請した場合、消防応援活動調整本部を設置し、消防機関活動の把握及び指示を行う。
- 4 緊急消防援助隊の応援要請に係る連絡等詳細に関しては、別途定める「京都府緊急消防援助隊受援計画」に基づき行うこととするが、市町村においても、あらかじめ次の各号に掲げる他府県応援部隊の受入に関する事項を整備しておくものとする。
 - (1) 応援要請に必要な手続きに関すること。
 - (2) 応援部隊の集結地への誘導に関すること。
 - (3) 災害現場活動に係る方針に関すること。
 - (4) 応援部隊が担当する災害現場活動に関すること。
 - (5) 補給物資の調達及び搬送に関すること。
 - (6) 災害活動の記録に関すること。
 - (7) 管内地図及び消防水利に関すること。
 - (8) 医療機関の所在地に関すること。
 - (9) その他応援部隊の受入れ及び活動に必要な調整に関すること。

※ 総務省消防庁への連絡方法

【平日9:30～18:15：国民保護・防災部防災課応急対策室】

tel 03-5253-7527（消防防災無線：9-90-49013）

fax 03-5253-7537（消防防災無線：9-90-49033）

【休日・夜間：宿直室】

tel 03-5253-7777（消防防災無線：9-90-49102）

fax 03-5253-7553（消防防災無線：9-90-49036）

第1号様式 (火災)

第 報

消防庁受信者氏名

※ 特定の事故を除く。

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他		
出火場所			
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	(鎮圧日時) 鎮 火 日 時	(月 日 時 分) 月 日 時 分
火元の業態・用途		事業所名 (代表者氏名)	
出火箇所		出火原因	
死傷者	死者(性別・年齢) 人 負傷者 重傷 人 中等症 人 軽症 人	死者の生じた理由	
建物の概要	構造 階層	建築面積 延べ面積	m ² m ²
焼損程度	全焼 棟 焼損半焼 棟 棟数 部分焼 棟 ぼや 棟	計 棟 焼 損 面 積	建物焼損床面積 m ² 建物焼損表面積 m ² 林野焼損面積 ha
り災世帯数	世帯	気象状況	
消防活動状況	消防本部(署) 消防団 その他(消防防災ヘリコプター等)	台 台 台・機	人 人 人
救急・救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第7章 水防計画

(府建設交通部)

第1節 計画の方針

京都府の地域における水防上必要な諸活動の大綱について定める。
京都府水防計画又は水防法に規定されているとおりである。

第2節 計画の内容

第1 水防の責任

1 京都府の責任

京都府内の水防管理団体が行う水防が十分に行われるよう指導し、水防能力の確保に努めなければならない。

2 水防管理団体の責任

水防管理団体たる市町村及び水防事務組合は、水防の第1次の責任者であり、それぞれの団体に所属する区域の水防を十分に果たさなければならない。

これは水防法の定めるところに従って水防組織を整備し、水防活動を行い、水防施設、器具、資材を整備する等水防に関するあらゆる準備行為、具体的水防活動等の責任を有する。

また、指定水防管理団体においては、当該団体の水防協議会に諮って、京都府の水防計画に応じた水防に関するあらゆる活動を当該団体の水防計画で定めるものとする。

第2 水防活動の組織

第3編第1章第2節及び第8節による。

第3 重要水防区域（箇所）等

京都府管内水防区域のうち、その現状から見て洪水の場合公共上に及ぼす影響が大きく、特に警戒防御をはかる必要が認められる河川について、その区域を重要水防区域（箇所）に指定する。

また、2m以上の築堤かつ人家連担の区間や近年の台風や集中豪雨等により大きな被害を受けた区間を重点的に警戒すべき箇所（河川重点警戒箇所）として位置づける。

第4 水防活動

1 水防体制

(1) 府庁における水防体制

ア 気象業務法第14条の2第1項の規定による大雨、洪水及び津波の注意報、大雨、洪水、高潮及び津波の警報が発表され、災害警戒本部が設置された場合、建設交通部河川課及び砂防課は水防体制に移り、予警報が解除されるまでの間、情報連絡等の事務を処理する。

イ 気象業務法第15条の規定により、大雨警報の通知を受けたときは、第3編第1章の機構の下に水防事務を処理する。

ウ ア及びイ以外の場合においても、知事が必要と認めたときは建設交通部河川課及び砂防課を水防体制に移す。

(2) 土木事務所の水防体制

府庁における水防体制が執られる予警報が発表されたとき、又は気象、水位及び雨量等によって洪水のおそれがあると認めるときは、土木事務所を水防体制に移し、必要に応じて所轄区域内の水防管理者及び河川課・砂防課あるいは災害対策本部河川・砂防班に連絡し、職員を現地に派遣して水防の指導等にあたらせるものとする。

(3) 広域振興局の水防体制

府庁における水防体制が執られる予警報が発表されたとき、又は水防担当区域内の気象、水位、雨量等によって洪水のおそれがあると認めるときは、広域振興局を水防体制に移し、あらかじめ定めておいた担当員を現地に派遣して、情報収集やため池等の水防指導にあたらせるものとする。

(4) 大野ダム総合管理事務所の水防体制

ア 京都地方気象台から降雨に関する注意報又は警報が発表された時は大野ダム操作規則第13条及び畑川ダム操作規則第10条の規定に基づき洪水警戒体制に入るものとする。

イ 洪水警戒体制時においては、大野ダム操作規則第14条各号の規定及び畑川ダム操作規則第11条各号の規定に基づき、災害対策本部河川・砂防班（河川課及び砂防課）、関係災害対策支部、その他関係機関との連絡並びに気象及び水象に関する観測及び情報の収集を密にし、必要な措置をとるものとする。

（府の水防体制（水防資器材）は「資料編3-7」参照）

(5) 水防管理団体の水防体制

ア 平時の巡視

水防管理者は堤防延長1kmないし2kmごとに1人の基準で巡視員を定め常に区域内を巡視させ、水防上危険な個所を発見した時は、所轄土木事務所長に連絡して必要な措置を求めなければならない。

イ 出水時の監視

水防管理者は堤防延長500mないし1,000mごとに監視1人、連絡員1人の基準で監視にあたらせ、特に重要水防区域及び河川重点警戒箇所については監視を厳にする。

また、地震による堤防の漏水、沈下等の場合、津波の場合も同様とする。

ただし、水防団員等の安全確保に十分配慮するものとする。

ウ 水防管理者は常に気象状況に注意し、気象警報、洪水警報等が発表された場合又は水防第1信号を受けたときは水防作業員が待機できるよう連絡方法を定めておかねばならない。

エ 水防作業員は第1号信号で出動を予期して待機し、第2号信号で出動（一番手、二番手、三番手に分割）するものとする。

オ 一番手の出動人員は定員の3分の1以内とする。

カ 水防管理者は、近年続発する局地的大雨による洪水にかんがみ、気象状況等の連絡の有無にかかわらず大雨に際しては特に厳重な警戒を行うものとする。

キ 水防管理者は、水防上警察署と密接な関係があるので、あらかじめ必要と認められる事項については所轄の警察署と協議しておくものとする。

〔水防管理団体一覧は「資料編3-8」、水防管理団体の水防体制（水防資器材）は「資料編3-9」参照〕

(6) ため池、頭首工、用水ひ門、排水ひ門、排水機各管理者の水防体制

ア 平時の巡視

ため池、頭首工、用水ひ門、排水ひ門、排水機各管理者は平常監視員1名を定め、常に区域内を巡視させ水防上危険な箇所を発見したとき（若しくはその操作を必要とするとき）は所轄の水防管理団体（市町村）に連絡して必要な措置を求めなければならない。

イ 監視員は平常工作物の点検をなし、出水時の操作に支障ないようにしなければならない。

ウ 出水時の監視

前項の各管理者は、監視員若干名と連絡員若干名を置き、水防作業を必要とするときは直ちに水防管理者に連絡できるよう体制をととのえておくこと。

エ 鉄道線路その他重要公共施設の川上にあたるため池の管理者はため池を操作する場合又は決壊のおそれのあるときは最寄りの駅その他重要な公共施設の管理者に急報しなければならない。

(7) えん堤管理者の水防体制

洪水期には特にえん堤管理規定を厳守すること。

えん堤管理者は洪水時の操作について、その操作が下流の鉄道線路に影響を及ぼすおそれがあるものについては、あらかじめ、所轄JR機関と連絡方法等について協定しておくこと。

2 水防管理団体の出動について

(1) 非常配置

各水防管理団体は水防法第16条に規定する水防警報その他諸種の状況を判断して配置につく時期及び解除について自主的に決定するものとする。ただし、水防上緊急を要するときは、知事は水防法第30条に基づき指示することができる。

(2) 出動

水防管理者は、次の場合直ちに管内水防団又は消防機関及びため池管理者にあらかじめ定められた計画に従い、出動させ警戒にあたらせる。

ただし、水防団員等の出動の指示に当たっては、安全に十分配慮して行うものとする。

ア 河川の水位が氾濫注意水位に達したとき。

イ ため池堤体に漏水が生じ、決壊のおそれがあるとき。

ウ 地震による堤防の漏水、沈下及び津波のおそれがあるとき。

エ その他気象予報、洪水予報、水防警報等により水防団の出動を要すると認めたとき。

(3) 出動の援助協力

ア 水防管理者は、大規模な水防の活動を要するため水防法第22条及び第23条の規定に基づき警察官及び他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めた場合には当該水防活動について応援を求めた現地の水防管理者は現地に責任者をおくものとする。

イ この場合、責任者は、目印として昼間は赤腕章、夜間は赤ランプによりその位置を明確にしておくこと。

3 出動、水防開始、堤防及びため池等の異常に関する報告

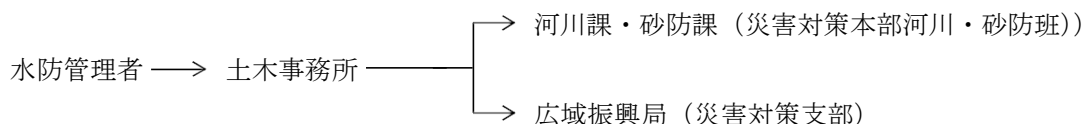
(1) 次の場合には、連絡系統図により直ちに報告するものとする。

ア 水防団及び消防機関が出動したとき。

イ 水防作業を開始したとき。

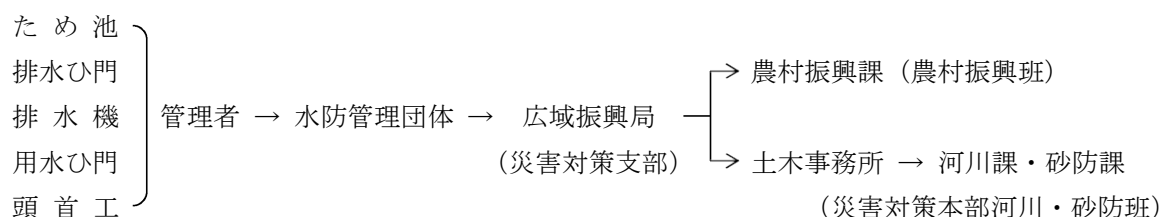
ウ 堤防等に異常を発見したとき（これに関する措置を含む。）

連絡系統図



- (2) ため池等の異常を発見したときは（これに関する措置を含む。）、次の系統により報告すること。

連絡系統図



4 決壊等の通報

堤防あるいはため池が決壊し、又はその恐れのある事態が発生した場合には、当該水防管理団体においては、水防法第25条の規定により、直ちにその旨を所轄の土木事務所及び広域振興局、氾濫する方向の隣接水防管理団体に通報しなければならない。土木事務所においては、これを直ちに河川課・砂防課、警察、その他必要箇所に連絡するものとする。

5 避難のための立ち退き

(1) 立ち退き計画の作成

水防管理団体においては、その長が所轄警察署と協議して立ち退き計画を作成し、予定立ち退き先、経路等必要な措置を講じておくこと。

(2) 立ち退きの指示

水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し水防信号第4信号、広報網、通信その他の方法により、避難のため立ち退くべきことを指示する。

地震による堤防の漏水、沈下等の場合、津波の場合は上記に準じて対応するものとする。

水防管理者が立ち退きを指示する場合、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

第5 水防活動報告

水防が終結したときは、その都度関係水防管理団体の長は、遅滞なく別途水防計画に定める様式により5日以内に土木事務所経由、知事に報告するものとする。ただし、警戒のみに終わった場合はこの限りでない。

第3節 市町村地域防災計画で定める事項

水防職団員の体制を強化し、その活動が迅速、適確に実施されるよう必要な計画を定めるものとする。

第1 雨量・水位の通報連絡

府土木事務所と緊密な連絡を行い、収集した資料を直ちに土木事務所へ通報するとともに必要な情報の収集伝達の組織を定める。

第2 水防活動体制

水防活動を迅速かつ規律ある団体行動にするための体制を定める。

第3 水防用資材の位置及び輸送等

水防倉庫の位置を明確にし、水防資材の輸送及び補充について搬送の方法を定める。

第4 公用負担

水防のため、緊急の必要があるときは水防管理者が水防の現場において公用負担の権限を行使できるが、この行使について必要事項を定める。

第8章 避難に関する計画

(各機関)

第1節 計画の方針

災害発生時には、府民が自らの判断で避難行動をとることが原則である。

府民は、気象予警報に注意を払い、特に要配慮者及びその支援者は避難行動を早めに開始する必要がある。このとき、府民は必要に応じて避難指示等発令前であっても、自主的に早めの避難行動を行うための目安に従った行動を開始することとする。また、市町村から避難指示が発令された場合は、速やかにあらかじめ決めておいた避難行動をとる必要がある。

さらに、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への自主的な避難のほか、自らの判断で上階への避難や高層階に留まる等により、計画的に身の安全を確保する屋内安全確保、また、それらの避難ができない場合は比較的安全な次善の避難場所への避難も重要である。

このため、市町村は、府民が自ら避難行動の判断ができるよう、台風発生情報や豪雨予測時に事前準備を呼びかけるとともに適切に高齢者等避難等を発令し、周知を徹底することとする。

なお、事前準備の呼びかけに当たっては、事前登録によるメールやSNS、アプリケーション等を積極的に活用する。

第2節 避難指示等

第1 実施責任者

高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の実施責任者は次のとおりとするが、知事は市町村が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市町村長の実施すべき措置の全部又は一部を代行する。

1 高齢者等避難

災害全般について 市町村長（内閣府「避難情報に関するガイドライン」）

2 避難指示

(1) 洪水

ア 知事又はその命を受けた職員（水防法第29条）

イ 水防管理者（水防法第29条）

(2) 地すべり

知事又はその命を受けた吏員（地すべり等防止法第25条）

(3) 災害全般

ア 市町村長（災害対策基本法第60条）

イ 警察官（警察官職務執行法第4条第1項、災害対策基本法第61条）

ウ 自衛官（自衛隊法第94条）

エ 海上保安官（災害対策基本法第61条）

3 緊急安全確保

災害全般について 市町村長（災害対策基本法第60条）

第2 避難指示等

1 市町村長の高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

災害による被害発生の恐れがあり、高齢者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始する必要がある時は、市町村長は高齢者等避難を発令する。

災害が発生が発生する恐れが高い場合で、人命の保護、その他災害の拡大防止等のため特に必要があるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示する。

さらに、既に災害が発生又は切迫している状況であり、指定緊急避難場所等に立退き避難することがかえって危険な恐れがある場合等において、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、命を守るための緊急安全確保を指示する。

なお、避難指示等の発令に当たっては、対象地域と危険が高まっている地域に限定するとともに、災害の切迫感・臨場感を住民に伝えることで避難行動を後押しするよう努める。

特に台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。夜間や暴風時の立退き避難は危険を伴うため、夜間に災害の状況が悪化する見込みがある場合はまだ日が明るいうちから避難情報を発令したり、暴風が吹き始める前に立退き避難が完了するように暴風警報が発表され次第避難情報を発令する等、居住者等が安全に立退き避難をできるよう早めに避難情報を発令する。

なお、府、指定行政機関、指定地方行政機関は、市町村から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言する。

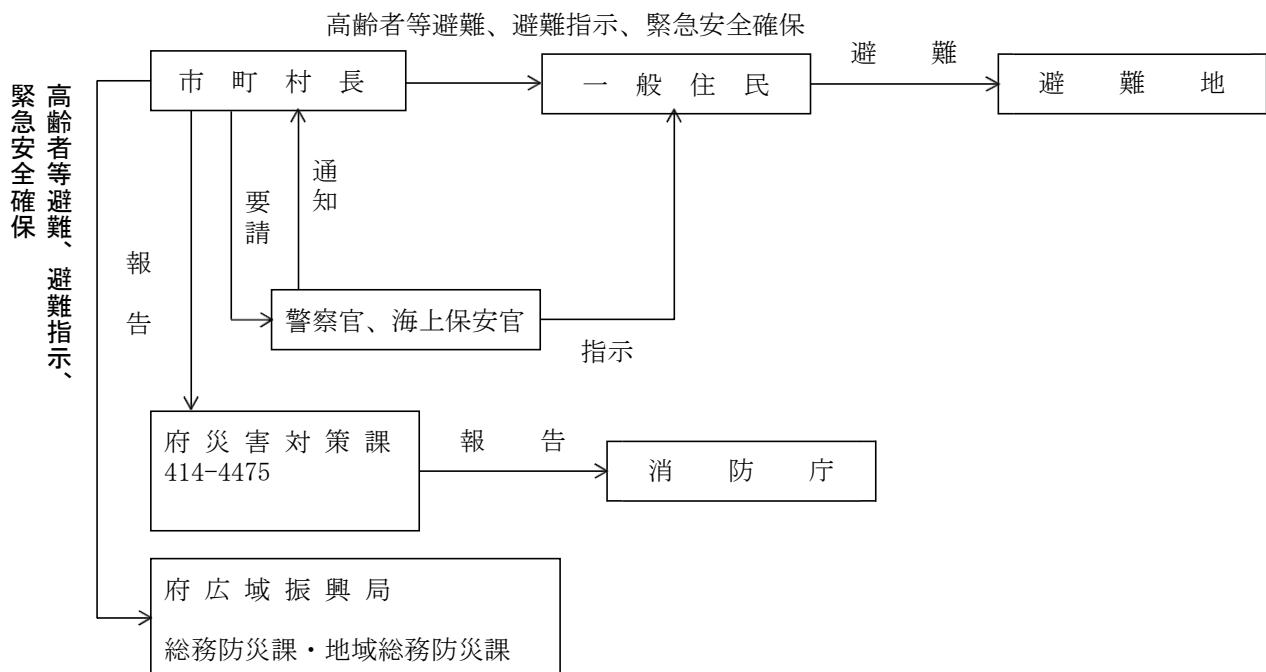
特に府は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、市町村に積極的に助言するものとする。

市町村長は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令したときは速やかに知事に報告する。報告を受けた知事は国及び関係市町村へ情報伝達する。

また、市町村長による避難の指示ができないとき又は市町村長から要請があったときには、警察官、海上保安官は必要と認める地域の住居者等に対して避難の指示をする。

避難指示等の連絡系統を次に示す。

高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の連絡系統



2 知事の指示

- (1) 災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事が当該市町村長に代わって1の全部又は一部を実施する。
- (2) 知事は、市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示する。
- (3) 知事は、1の市町村がその大部分の事務を行うことができることとなったと認めるときは、速やかに、当該代行に係る事務を当該市町村長に引き継ぐ。

- (4) 知事は、市町村長の事務の代行を終了したときは、速やかに、その旨及び代行した措置を当該市町村長に通知する。
- 3 警察官の指示（災害対策基本法第61条）
 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合でその必要性が認められる事態において市町村長が指示できないと認めるとき又は市町村長から要求があったときは、警察官は自ら避難を指示する。この場合、警察官は直ちにその旨市町村長に通知する。
- 4 海上保安官の指示（災害対策基本法第61条）
 (1) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合でその必要が認められる事態において市町村長が指示できないと認めるとき又は市町村長から要求があったときは、海上保安官は自ら避難を指示する。
 (2) この場合、海上保安官は直ちにその旨市町村長に通知する。
 (3) 第八管区海上保安本部、舞鶴海上保安部の指導
 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合でその必要が認められる事態においては第八管区海上保安本部、舞鶴海上保安部は次の指導連絡を行う。
 ア 在港船舶に対する避難指示指導
 イ 航行中の船舶に対する通報連絡
 ウ 遊泳者・磯釣者に対する通報連絡
- 5 自衛官の指示（自衛隊法第94条）
 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険があり、特に急を要する場合で、警察官がその場にはいない場合に限り、避難等の措置をする。
- 6 洪水のための指示（水防法第29条）
 災害に伴う洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、知事又はその命をうけた府の職員又は水防管理者は、立退き又はその準備を指示する。水防管理者が指示する場合には当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。
- 7 地すべりのための指示（地すべり等防止法第25条）
 災害に伴う地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、知事又はその命をうけた職員は必要と認める区域内の居住者に対し、避難を指示する。この場合、当該地区を管轄する警察署長にその旨を通知する。

第3 警戒区域の設定

災害対策基本法第63条の規定に従い市町村長は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため警戒区域を設定し、立入りを制限することができる。

また、同条第2項及び第3項並びに第73条の規定に従い警察官、海上保安官、自衛官又は知事は、市町村長の代行をすることができる。

第3節 避難の周知徹底

第1 避難の指示等の伝達方法

- 1 避難の指示等をする者は、次の内容を明示して実施する。
- (1) 避難対象地域
 - (2) 適切な避難行動のあり方（立ち退き避難、屋内安全確保又は緊急安全確保）
 - (3) 避難先
 - (4) 避難経路
 - (5) 避難指示等の理由

- (6) その他必要な事項
- 2 住民への周知徹底は、広報無線、消防無線、拡声装置、携帯電話、メール、Ｌアラート（災害情報共有システム）、ホームページ等によるほか、あらゆる広報手段を尽くして迅速な徹底を図る。
 - 3 できるだけ住民を恐怖状態におちいらせないようにするとともに火災の予防についても警告する。
 - 4 府及び市町村は、住民の円滑な避難を促すよう、指定緊急避難場所及び指定避難所の開設状況、混雑状況をホームページ等で周知するものとする。

第4節 避難の誘導及び移送等

避難行動は住民が自らの判断で行うことが原則であるが、警察官、消防職員その他の避難措置の実施者は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先への誘導に努める。

市町村は、災害時には避難行動要支援者本人（及び個別避難計画にあっては避難支援等を実施する者）の同意の有無にかかわらず、市町村防災計画に定めた避難支援等に携わる関係者に避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を提供し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行れるように努める。

第1 避難の順序

- 1 避難、立退きの誘導に当たっては、避難行動要支援者及び病傷人等を優先して行う。
- 2 災害が発生した時に、先に災害を受けると予想される地域住民者の避難を優先する。

第2 移送の方法

- 1 避難、立退きに際する移動及び輸送は、避難者が各自で行うことを原則とするが、自力では不可能な場合には、市町村が車両、舟艇等を配置して行う。
- 2 被災地が広範囲にわたって大規模な移送を必要とし、市町村において処置できない時は、関係支部へ連絡して応援要請する。

第3 携帯品の制限等

避難、立退きに当たっての携帯品は、必要最小限度（貴重品、食糧、飲料水、日用品等）に制限し、円滑な移動ができるよう指導する。

ただし、要配慮者ごとに必要な携帯品については十分配慮する。

第5節 二次災害の防止

地震等の災害により建築物又は宅地（擁壁・法面等を含む。）に著しい損傷が生じた場合、二次災害を防止するため、地震被災建築物応急危険度判定士による被災建築物の応急危険度判定及び被災宅地危険度判定士による被災宅地の危険度判定を実施することにより、居住者等に注意を喚起するものとする。

第6節 避難所の開設等

第1 避難所の開設

市町村長は災害の状況により必要に応じて指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図り、被災者を収容保護する。災害救助法を適用したときは、知事の通知に基づき市町村長が実施する。

指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。

なお、避難所の開設に当たっては、指定避難所のほか、災害の状況に応じ、土砂災害や浸水被害のおそれのない場所の施設を選定するとともに、あらかじめ施設の安全性を確認する。

さらに、要配慮者に配慮して、必要に応じて福祉避難所を開設するとともに、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設する等、多様な避難所の確保に努める。

また、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

なお、被災市町村と連携のうえ、府は、京都府旅館ホテル生活衛生同業組合との「災害等の発生時における宿泊施設提供等による支援協力に関する協定」に基づき、避難を必要とする地域住民や要配慮者等に対して、旅館・ホテル等の宿泊施設の一部を緊急的かつ一時的に避難する場所として提供することを検討する。

第2 避難所の運営管理等

1 市町村は、各避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、市町村は、避難所の運営に関し、開設が長期化した場合に備え、あらかじめ市町村や自治会との負担の分担、交代制を取り入れた住民自身による自主的な運営等を含む運営方法等についてのルールを明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

2 避難所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、国等への報告を行う。

また、在宅での避難者については、高齢者、障害者等多様な属性を持つと想定されることから、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害者福祉事業者等は、被災者台帳、避難行動要支援者名簿等を活用しながら、避難行動要支援者等の要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報については、市町村に提供するものとする。

3 避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。

そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。

また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、心身の健康問題の悪化防止や感染症等の疫病予防の必要な措置を講じるよう努める。

さらに、避難者が被害や避難情報等の収集を行えるよう、府と連携して、携帯電話会社の協力を得ながら臨時アクセスポイントの設置や携帯電話の充電器の配備など、通信環境の確保に努める。

併せて、必要に応じ、犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入体制について検討し、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

4 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。また、男女共同参画の視点による避難所運営に活用できるガイド等を策定し、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配付等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努めるものとする。

5 指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮

するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

- 6 市町村は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、地域の実情や他の避難者の心情等について勘定しながらあらかじめ定めた受入方法により、住民票の有無等に関わらず適切に受入れるものとする。
- 7 府及び市町村は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。
- 8 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

第3 災害救助法による避難所開設基準等

1 対象

災害のため現に被害を受け、又は受ける恐れのある者

2 設置方法

学校、公会堂、神社、仏閣、旅館等の既存の建物を利用するのが普通とするが、これがない場合は野外に仮設した幕舎、バラックを仮設する。

3 開設期間

災害発生から7日間

第4 災害救助法による福祉避難所開設基準等

1 対象

高齢者、障害者、乳幼児等避難所生活に何らかの支障をきたす者

2 設置方法

社会福祉施設等を利用して設置するが、この施設等が不足する場合は、公的な宿泊施設又は、旅館等を利用する。

3 開設期間

災害発生から7日間

第5 新型インフルエンザ等府内感染者発生時における対応

- 1 市町村は、避難所の収容人数を考慮してあらかじめ指定した指定避難所以外にも通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所を確保するとともに、必要に応じて、ホテルや旅館等を活用する。
- 2 市町村は、防災担当部局と福祉担当部局が連携して、避難者の健康状態の確認、手洗い・咳エチケット等の徹底、避難所の衛生環境の確保、十分な換気やスペースの確保を行う等感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。
- 3 発熱、咳等の症状のある者が出た場合は、専用スペース（可能な限り個室）やトイレを確保するとともに、一般の避難者とはゾーン、動線を分ける。
やむを得ず同じ兆候・症状のある者を同室にする場合はパーティションで区切るなどの工夫をする。

第6 大雪時における対応

大雪時における避難所の開設、運営管理等については「大雪時における安全確保のためのガイドライン」に基づき実施する。

第7節 避難者健康対策（府健康福祉部）

第1 活動の方針

災害発生から刻々と変化する中で、避難生活による精神的・身体的疲労等に伴う健康状態の悪化予防や生活環境の激変に伴う心身の変化への迅速な対応により、被災者の健康保持を図る。

第2 実施責任者

避難者の健康対策は、関係機関の協力を得て、府及び市町村がそれぞれの役割に応じ連携し実施する。

第3 支援活動体制及び活動内容

発災時には、被災者の健康問題に対応するため、保健医療福祉調整本部を組織し、以下に定める業務を行う。保健医療福祉調整本部においては、統括保健師長のもとに保健師・栄養士等の支援チームを編成し、「京都府 災害時保健師活動マニュアル」及び「京都府災害時栄養・食生活支援ガイドライン」により被災地市町村の支援活動を実施する。

また、災害派遣福祉チーム（DWA T）及び大規模災害リハビリテーション支援関連協議会（J R A T）を編成し被災地市町村の支援活動にあたる。

1 支援体制の企画・調整活動

ア 保健活動に関する情報収集等を行い、被災者の健康管理のために必要なスタッフの派遣を調整し、居宅及び避難所の支援体制を確立する。

イ 派遣支援者へのオリエンテーションを企画・実施する。

ウ 救護所や災害派遣精神チーム（D P A T）等関係部局や関係機関と連携を図り、必要な支援調整や情報の共有を図る。

エ 支援者の健康管理として、心身の疲労状況を把握し必要に応じて対処する。

オ 必要物品・設備の点検、整備及び調整を行う。

2 災害発生時から復興期までの支援活動

災害時の支援活動は、災害発生時から復興期までフェーズ0からフェーズ5までの6段階に分けて時期に応じた活動を実施する。

(1) 概ね災害発生後24時間以内（フェーズ0 初動体制の確立）

ア 保健師・栄養士等による初動体制を確立し、被災地の健康被害情報を収集する。

イ 災害時要配慮者の安否確認を行うとともに、医療機器・衛生材料等、避難生活の継続に必要な物品調達と電源確保を行う。

(2) 概ね災害発生後72時間以内（フェーズ1 緊急対策期）

ア 被災地の健康被害状況に基づき、国に派遣チームの派遣を要請し、支援体制を整備する。

イ 被災者リストを作成し、避難者の健康実態、衛生状態などの生活実態、栄養状態等について調査し、災害保健活動の方針を決定する。

ウ 避難者の健康課題や要配慮者の早期発見を行い、避難所等の環境整備や適切な場所への移動を支援し、感染症や疾病の重症化等二次的な健康被害を予防する。

エ 医療・看護・介護チーム等と連携し、避難生活における医療継続の体制整備を行う。

オ 感染症、エコノミー症候群、フレイル予防等保健・医療・福祉に関する情報提供を行う。

カ 各府保健所に精神科救護所を設置するとともに、医師等専門家で構成する巡回診療チームを構成し、各避難所等において巡回指導を行う。

キ 医療機関の開設情報、空床情報等の情報の集中管理を行うため、府精神障害者健康福祉総合センターに情報センターを設置する。

(3) 災害発生後概ね3日～2週間（フェーズ2 応急対策期 避難所が中心）

ア 新たな環境に適応できるよう、住民間交流やコミュニティづくりなど、自主的な避難所運営に移行できるように支援する。

イ 避難所での健康管理、感染症予防、環境調整、食品衛生管理、集団生活によるストレス状況への対応に留意し、派遣チーム・専門家チーム等との連携・情報共有を十分に行う。

- (4) 災害発生後概ね2週間から2か月（フェーズ3 応急対策期 避難所から仮設住宅入居まで）
- ア 避難生活の長期化に伴う身体的・精神的健康問題の変化を把握し、支援方法について検討し実行する。
 - イ 避難所から仮設住宅入居又は自宅等へ移る者及び仮設住宅から自宅へ戻る者等に対する生活環境等を支援する。
 - ウ 被災者のニーズに応じた心の健康保持のため、医療・保健・福祉の関係者で構成する支援組織を編成し、巡回相談や相談電話を実施する。
 - エ 連絡調整員（精神保健福祉相談員や保健師等により構成）を設置し、専門的なケアを必要とする者へ支援活動体制を確保する。
- (5) 災害発生後概ね2か月から1年まで（フェーズ4 復旧・復興対策期）
- ア 新たなコミュニティの再生及び生活環境の調整に向けた支援を行う。
 - イ 健康調査を実施し、各種健康相談やサロン活動を早期に実施し、孤独死や閉じこもりを予防する。
 - ウ 応援・派遣保健師等の調整、終了時期の検討等通常業務の再開と生活再建に向けた活動支援の計画・実施を行う。
- (6) 災害発生後概ね1年以降（フェーズ5 復興支援期）
- ア 住み慣れてきた復興住宅から、再び移動することに伴う生活不安や新たな健康問題を支援する。
 - イ 被災自治体職員や外部支援者へのこころのケアと健康管理を継続的に行う。

第4 精神保健対策の実施

1 医療を必要とする避難者への対策

(1) 精神科救護所の設置

医療中断した被災患者に対し診療の機会を提供するため、各府保健所に精神科救護所を設置（必要に応じて、他府県に精神科医療チームの派遣を要請）するとともに、医師等専門家で構成する巡回診療チームを編成し、各避難所等において巡回診療を行う。

(2) 診療情報の管理医療機関の開設状況、空床情報等の情報の集中管理を行うため、府精神保健福祉総合センターに情報センターを設置する。情報センターは、当該センターに集約された情報を府保健所及び医療機関に対し、定期的に提供し、医療中断した被災患者等の医療の確保に資する。

2 被災体験、避難所生活などのストレスによって生じる心の健康対策

(1) 関係者による支援組織の編成

府精神保健福祉総合センターを中心に、医療、保健、福祉、教育等の関係者で構成する支援組織を編成し、被災者のニーズに応じた心の健康保持のため、次の方策を検討・実施するとともに府保健所、市町村等が行う活動を支援する。

ア 知識の普及・啓発

イ 巡回相談の実施

ウ 相談電話の設置

エ アルコール問題等への対応

(2) 専門的なケアを必要とする者への支援

専門的なケアを必要とする者を早期に発見し、適切な医療に繋げるための連絡調整員（精神保健福祉相談員、保健師、保健衛生・福祉担当者、教員等により構成）を設置し、医療、保健、福祉、教育等の専門機関の行う支援活動と連携を図り相談体制を確保する。

(3) 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣

災害発生により、被災者等の精神的ケアが求められるとして、市町村から派遣要請があった場合、又は必要と認めたときは、被災市町村へ災害派遣精神医療チーム（DPAT）（医師、保健師又は看護師、臨床心理士又は精神保健福祉士等により構成）を派遣し、被災者、避難住民等に対する精神医療、カウンセリング等を行うものとする。

第8節 広域避難

第1 府内における広域避難

1 市町村

- (1) 市町村は、当該市町村の地域に係る災害が発生するおそれがある場合において、予想される災害の事態に照らし、当該市町村内の指定緊急避難場所その他の避難場所を立退き避難先とすることが困難であり、かつ、居住者等の生命・身体を保護するため、府内他市町村における広域避難の必要があると認めるときは、府に報告の上、府内他市町村に居住者等の受入れについて協議することができる。
- (2) 市町村は、府に対し、広域避難の協議先とすべき市町村及び当該市町村の受入れ能力（施設数、施設概要等）その他広域避難に関する事項について助言を求めることができる。

2 協議先市町村

- (1) 協議を受けた市町村は、居住者等を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、居住者等を受け入れ、避難所を提供する。

3 府

- (1) 府は、市町村から、広域避難の協議先とすべき市町村及び当該市町村の受入れ能力（施設数、施設概要等）その他広域避難に関する事項について助言等を求められたときは、助言を行う等必要な協力を行うよう努める。

第2 府外における広域避難

1 市町村

- (1) 市町村は、当該市町村の地域に係る災害が発生するおそれがある場合において、予想される災害の事態に照らし、当該市町村内の指定緊急避難場所その他の避難場所を立退き避難先とすることが困難であり、かつ、居住者等の生命・身体を保護するため、他の都道府県域における広域避難の必要があると認めるときは、府に対し、他の都道府県に居住者等の受入れについて協議するよう求めることができる。

2 府

- (1) 府は、他の都道府県域における広域避難の必要があると認めるときは、関西広域連合に対し、居住者等の受入れについて広域避難の協議先とすべき都道府県について調整を求めることができる。
- (2) 府は、他の都道府県に居住者等の受入れについて協議しようとするときは、内閣総理大臣に報告の上、協議する。

第3 他の都道府県から協議を受けた場合

1 府

- (1) 府は、他の都道府県から居住者等の受入れについて協議を受けたときは、府内の状況を勘案の上、受入れが可能と考えられる市町村に協議する。

2 市町村

- (1) 市町村は、府から1の協議を受けたときは、居住者等を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、居住者等を受け入れ、避難所を提供する。

第4 緊急を要する場合の府外における広域避難等

1 市町村

- (1) 市町村は、当該市町村の地域に係る災害が発生するおそれがある場合において、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、府に報告の上、他の都道府県内の市町村に居住者等の受入れについて協議することができる。

2 府

- (1) 府は市町村から1の報告を受けたときは、内閣総理大臣に報告する。

3 他の都道府県内の市町村から協議を受けた場合

- (1) 市町村は、府から協議を受けたときは、居住者等を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、居住者等を受け入れ、避難所を提供する。

第5 居住者等に対する情報提供と支援

- 1 市町村は、広域避難を受け入れた市町村の協力を得て、広域避難を行っている居住者等の状況を把握するとともに、居住者等が必要とする情報を確実に提供するための体制を整備する。
- 2 広域避難を受け入れた市町村は、市町村と連携し、受け入れた居住者等の状況の把握と、居住者等が必要とする情報を確実に提供できる体制の整備に努めるとともに、その生活支援に努める。

第9節 広域一時滞在

第1 府内における広域一時滞在

1 被災市町村

- (1) 被災市町村は、被災住民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、府内他市町村における広域一時滞在有の必要があると認めるときは、府に報告の上、具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示して、府内他市町村に被災住民の受入れについて協議することができる。
- (2) 被災市町村は、府に対し、広域一時滞在有の協議先とすべき市町村及び当該市町村の受入れ能力（施設数、施設概要等）その他広域一時滞在有に関する事項について助言を求めることができる。

2 協議先市町村

- (1) 協議を受けた市町村は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れ、避難所を提供する。

3 府

- (1) 府は、被災市町村から、広域一時滞在有の協議先とすべき市町村及び当該市町村の受入れ能力（施設数、施設概要等）その他広域一時滞在有に関する事項について助言等を求められたときは、助言を行う等必要な協力を行うよう努める。

第2 府外における広域一時滞在

1 被災市町村

- (1) 被災市町村は、被災住民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、府と協議の上、他の都道府県域における広域一時滞在有の必要があると認めるときは、府に対し、具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示し、他の都道府県に被災住民の受入れについて協議するよう求めることができる。

2 府

- (1) 府は、他の都道府県域における広域一時滞在有の必要があると認めるときは、関西広域連合に対し、具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示し、広域一時滞在有の協議先とすべき都道府県について調整を求めることができる。
- (2) 府は、他の都道府県に被災住民の受入れについて協議しようとするときは、内閣総理大臣に報告の上、具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示して協議する。

第3 他の都道府県から協議を受けた場合

1 府

- (1) 府は、他の都道府県から被災住民の受入れについて協議を受けたときは、府内の被災状況を勘案の上、受入れが可能と考えられる市町村に協議する。

2 市町村

- (1) 市町村は、府から1の協議を受けたときは、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れ、避難所を提供する。

第4 被災住民に対する情報提供と支援

- 1 被災市町村は、広域一時滞在を受け入れた市町村の協力を得て、広域一時滞在を行っている被災住民の状況を把握するとともに、被災住民が必要とする情報を確実に提供するための体制を整備する。
- 2 広域一時滞在を受け入れた市町村は、被災市町村と連携し、受け入れた被災住民の状況の把握と、被災住民が必要とする情報を確実に提供できる体制の整備に努めるとともに、その生活支援に努める。

第10節 被災者への情報伝達活動

第1 被災者への情報提供

被災者のニーズを十分把握し、地震の被害、地震活動の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

また、被災者が自ら被害や避難情報等を収集できるよう、大規模災害が発生した場合は、公衆無線LANのアクセスポイントの設置、避難所等への携帯電話の充電器の貸与について各通信事業者に要請し、通信環境を確保する。

第2 安否不明者等の氏名公表

- 1 市町村

市町村は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。
- 2 京都府
 - (1) 府は、発災時に安否不明者（行方不明者を含む）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町村等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確しておくものとする。
 - (2) 府は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。

第11節 駅、地下街における避難計画

駅、地下街においては、浸水や火災等による災害が発生した時は、施設の利用客の迅速かつ的確な避難誘導を行うとともに、施設の混乱を防止して災害応急対策に万全を期さなければならない。

第1 発災時の応急体制の整備

災害が発生した場合に、府及び関係防災機関は、被害情報の迅速な伝達とともに、応急対策を行うための体制を整備する。

1 府の活動体制

第3編第1章第2節第2「災害警戒本部の設置等」に基づき、災害警戒に当たるとともに、災害の規模に応じて、同編同章第7節「災害対策本部の設置及び閉鎖」、緊急消防援助隊又は警察災害派遣隊の派遣要請、同編第31章「職員派遣要請及び府職員の応援計画」に基づく指定行政機関、指定地方行政機関又は他府県の職員の派遣要請を行うものとする。

2 府警察本部の活動体制

(1) 対策本部等の設置

- ア 初動体制の確立
- イ 関係機関との連携強化
- ウ 警察部隊の応援派遣要請

(2) 警察部隊の編成

- ア 警察本部で編成する部隊
 - 一般部隊
 - 交通部隊
 - 特科部隊

イ 警察署で編成する部隊

警察本部に準じて部隊編成を行う。

3 市町村等の活動体制

- (1) 災害対策本部等の設置
- (2) 鉄道及び地下街管理者並びに関係事業者との連絡調整
- (3) 被害情報等の収集
- (4) 消火・救助・救護活動

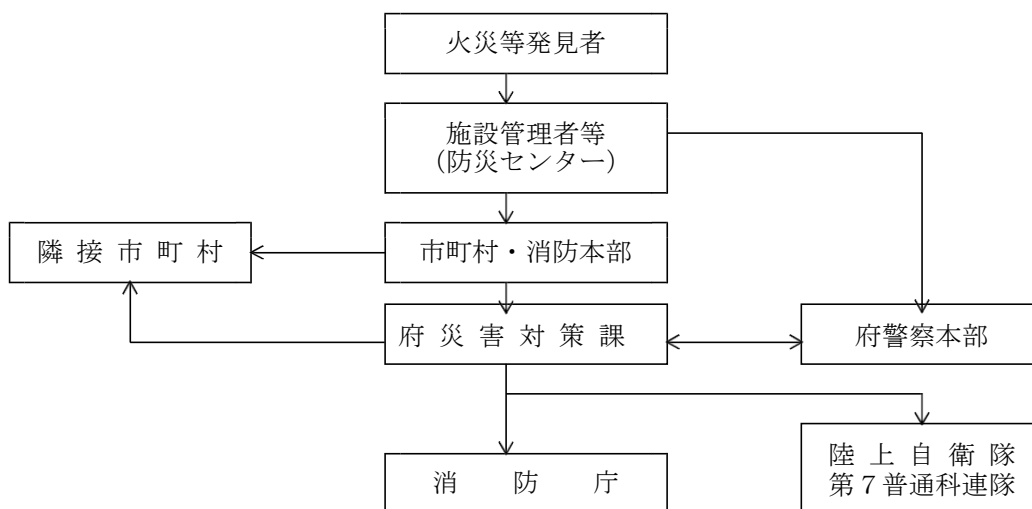
4 鉄道事業者の活動体制

- (1) 災害対策本部の設置
- (2) 情報連絡体制の確立
- (3) 鉄道関係各業種従事者の駅従事者に対する活動支援

5 地下街管理者の通報連絡体制の確立

- (1) 防災センターと消防機関等との通信手段を確保する。
- (2) 災害情報の収集・連絡系統図を次に示す。

地下街における災害情報の収集・連絡系統



第2 関係事業者の応急対策

1 鉄道事業者の応急対策

災害が発生した場合には被害を最小限にとどめ、速やかに災害復旧に当たり、旅客の安全確保を図るとともに輸送力の確保に努める。

2 地下街管理者の応急対策

- (1) 市町村、消防本部及び府警察本部に被害情報等を伝達する。
- (2) 停電に対して自家発電による非常電源への切替を行う。
- (3) 自衛消防組織等による消火、救助救出活動を指示する。

3 地下街事業者の応急対策

- (1) 自衛消防組織等が消火、救助救出活動、被災者の搬送に当たる。
- (2) 被害状況等について地下街管理者に連絡する。

4 関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社の応急対策

- (1) 電力需要の実態に鑑み、災害時においても、原則として、供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、対策組織の長は、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。
- (2) 二次災害の防止に配慮しながら、電力供給施設の応急復旧に努める。

5 大阪ガス㈱の応急対策

- (1) 災害時に、災害の拡大を防止するためにガス供給を停止する。
- (2) 二次被害の防止に配慮しながら、ガス供給施設の復旧を行う。

第3 駅及び地下街利用者の避難誘導

1 市町村等の活動

市町村長は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、人命の保護、その他災害の拡大防止等のため特に必要があるときは、駅及び地下街の利用者等に対して避難の指示を行う。

2 鉄道事業者及び地下街管理者の避難誘導活動

- (1) 構内の案内放送を活用して利用者等に対して避難を呼び掛ける。
- (2) 従業者等は、避難計画に基づいて、構内や地下施設内の利用者や滞留者等を安全な避難場所へ誘導する。その際、要配慮者の避難を優先する。
- (3) 他の鉄道機関、消防機関及び府警察本部との連絡調整を行い、滞留者等に対して代替交通機関を手配する他、避難場所への迅速かつ的確な誘導に努める。
- (4) 交通機関等の停止を伴う場合は災害情報の提供を行う。
- (5) 事業従事者に対する防災研修等を実施して、復興時の迅速かつ的確な避難誘導を図る。

第12節 車中避難計画

大規模災害発生時において、余震への不安やプライバシー確保、ペット同伴等の理由から車中泊避難が発生した場合に、避難者数の把握や救援物資の提供、エコノミークラス症候群による震災関連死等の課題に対応する必要がある。

また、車中避難場所（車により一時的に安全確保ができる場所）として位置付けられた施設管理者は、車による避難を受入れる。

第1 市町村

市町村は、地域の実情を踏まえ、車中泊避難に係る情報提供やエコノミークラス症候群防止をはじめとした健康対策を行う。また、指定避難所における車中泊避難者に適切に対応するとともに、車中泊避難から自宅への速やかな帰宅や指定避難所への移行を進める。

また、必要に応じて、車中避難場所（車により一時的に安全確保ができる場所）の開設を要請する。

第2 府

- 1 府は、人的・物的支援や、関係機関(国・府内市町村・全国知事会・関西広域連合等)への支援要請・調整などにより、市町村業務を支援する。

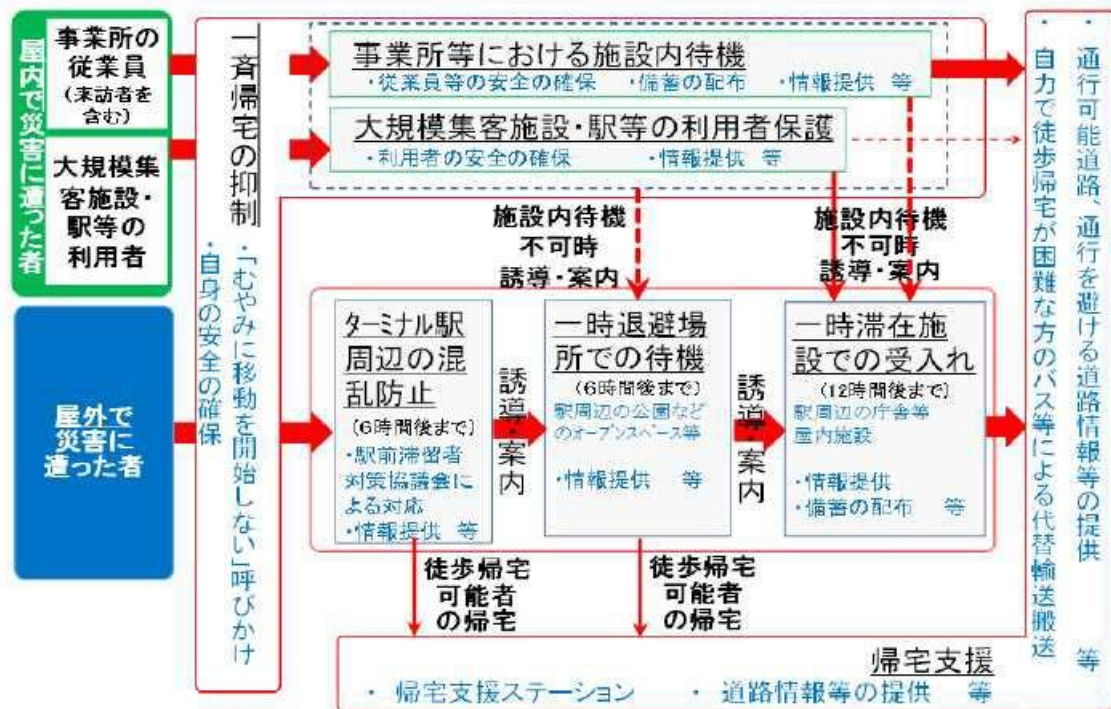
- 2 府は総合的判断により、広域車中避難場所の設置を決定し、適切に運用するものとする。
- 3 京都府ホームページで、登録制メール、SNS等の方法により、車中避難場所（車により一時的に安全確保ができる場所）の設置について周知する。

第9章 観光客保護・帰宅困難者対策計画

第1節 計画の方針

府及び市町村等は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により一斉帰宅の抑制を図るとともに、ターミナル駅周辺の混乱防止、観光客・帰宅困難者が安全に帰宅できるよう支援を図る。

(大規模地震発生時の帰宅困難者対策の流れ)



第2節 計画の内容

第1 観光客・帰宅困難者への広報

- 1 発災後の混乱が落ち着くまでは「むやみに移動を開始しない」ことの広報
出勤、帰宅時間帯の発災のときは、自宅又は事業所、学校等のいずれか近い方に向かうことの広報
- 2 災害用伝言ダイヤル(171)、携帯電話による災害用伝言板サービス等、複数の安否確認手段の活用

第2 交通情報の提供及び一時退避場所・一時滞在施設等の提供

- 1 駅での情報提供
 - (1) 駅構内・駅周辺の滞留者に対し、鉄道運行状況や避難施設等の情報を多言語により提供し、混乱を防止する。
 - (2) 災害用伝言ダイヤル(171)や携帯電話による災害用伝言板サービス等を利用した安否確認を推進する。
 - (3) 帰宅可能地域や帰宅ルート、代替交通手段等の情報を提供する。
- 2 一時退避場所の開設

- (1) ターミナル駅や観光地周辺における混乱を防ぐため、市町村は府と連携し、オープンスペースや公園、寺社等を一時退避場所として開設する。
- (2) 一時退避場所では、道路、交通及び一時滞在施設等の情報を発信する。

3 一時滞在施設の開設

- (1) 帰宅できない状況が長時間に及ぶ場合には、観光客・帰宅困難者を一時的に受け入れるため、市町村は府と連携し、公共施設や民間の集客施設等を一時滞在施設として開設する。施設の提供に当たっては、男女のニーズの違いや要配慮者等の多様なニーズに配慮した運営に努めるものとする。

なお、被災市町村と連携のうえ、府は、京都府旅館ホテル生活衛生同業組合との「災害等の発生時における宿泊施設提供等による支援協力に関する協定」に基づき、帰宅困難者に対して、旅館・ホテル等の宿泊施設の一部を緊急的かつ一時的に避難する場所として提供することを検討する。

- (2) 一時滞在施設では、道路・交通等、帰宅が可能かどうかの判断が可能な情報を提供するとともに、必要に応じて食料、飲料水、毛布、トイレ等を提供する。
- (3) 一時滞在施設の収容能力には限りがあるため、災害時要配慮者（高齢者・乳幼児・障害者・妊産婦）の受入を優先する。

第3 災害時帰宅支援ステーションの開設

災害時における帰宅困難者支援に関する協定に基づき、帰宅支援ステーション登録事業者に対して以下の帰宅支援サービスの提供の実施を要請する。

なお、自宅が近く徒歩で帰宅が可能なのは、直ちに徒歩帰宅することが想定されることから、発災直後から災害時帰宅支援ステーションを立ち上げ、徒歩帰宅者へ支援を行うこととする。

- 1 水道水・トイレ等の提供
- 2 地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報の提供

第4 ホテル・旅行者等に対する観光客への情報提供の要請等

府内のホテル・旅館業者、旅行者に対して、必要に応じ国内及び外国人観光客への情報提供や、一時滞在施設として一時収容を要請する。

第5 各機関、団体の役割

機 関 名	内 容
府	<ul style="list-style-type: none"> ○鉄道事業者等から情報を収集し、京都府ホームページやきょうと危機管理webを通じて、府民や外国人を含む観光客に提供する。 ○緊急速報メールによる注意喚起 ○帰宅支援（帰宅支援対象道路の設定、代替輸送の調整等） ○避難誘導・交通規制
市 町 村	<ul style="list-style-type: none"> ○駅周辺の一時的退避場所、一時滞在施設等の情報提供 ○一時退避場所、一時滞在施設の開設・運営 ○観光関係団体との連携
関西広域連合 ・隣接府県	<ul style="list-style-type: none"> ○府県域を超えた帰宅支援（帰宅支援対象道路の設定、代替輸送の調整等） ○他地域の道路状況・鉄道等の運行状況の情報提供 ○主要駅での滞留者に係る情報提供 ○帰宅ルートや帰宅支援ステーション等をインターネット上の地図で確認できる「帰宅困難者NAVI」の運用
近畿運輸局	<ul style="list-style-type: none"> ○所管区域の総合的な交通の情報提供 ○代替輸送の速やかな認可

鉄道事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○運行状況・折り返し運転・代替輸送手段・復旧状況等の多言語による情報の提供 ○他の鉄道機関の乗り継ぎ可能な路線の多言語による情報の提供 ○バス等による代替輸送手段の確保 ○計画運休や運転再開等の情報提供など行政機関との連携
観光協会、旅行会社、ホテル・旅館業者	○ホームページ等において、鉄道事業者等からの情報その他関連情報を集約し、外国人を含む観光客に提供
西日本電信電話株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ○災害用伝言ダイヤル（171）の運用 ○特設公衆電話の設置
ラジオ、テレビ等放送報道機関	○観光客・帰宅困難者向けの多言語による情報の提供 (府内及び近畿地方の被害状況、安否情報、交通関係の被害・復旧等の運行状況、発災時間帯別の避難対応)
大規模集客施設・駅等の事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○利用者を施設内や安全な場所で保護 ○施設の安全が確認できない場合は、利用者を一時退避場所へ案内

※大雪時における鉄道輸送障害等による帰宅困難者対策については「大雪時における安全確保のためのガイドライン」に基づき実施する。

第10章 食料供給計画

府危機管理部
府文化生活部
府健康福祉部
府農林水産部
近畿農政局生産部

第1節 計画の方針

被災者等に対して速やかに食料供給ができるよう、供給・調達その他必要な事項を定める。
被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

第2節 食料供給の実施方法

第1 実施責任者

食料の供給は市町村が行うものとする。府は被災市町村の要請があった場合又は必要と認める場合、隣接市町村等関係機関の協力を求め、必要な措置を実施する。市町村及び府は、第2編第19章第3節の計画に定めるところの調達・供給体制を速やかに確立する。

なお、災害救助法を適用した場合は、知事又は知事の通知に基づき市町村長が実施する。

第2 食料の供給系統

- 1 市町村があらかじめ指定した地域内輸送拠点予定地の中から、被災地の状況、交通状況等を考慮して、当該災害に係る地域内輸送拠点を定め、当該地域内輸送拠点を經由して避難所等に輸送、供給する。
- 2 災害の規模が甚大な場合には、府が調達した物資又は全国からの救援物資(府からの要請を待たずに緊急輸送されるプッシュ型支援によるものを含む。)について、府があらかじめ定めた広域物資輸送拠点予定地の中から、広域物資輸送拠点を定め、当該広域物資輸送拠点を經由して市町村の定める地域内物資輸送拠点に輸送する。なお、市町村の地域内物資輸送拠点が被災により機能しない等の場合は、代替施設の確保や広域物資輸送拠点から避難所等へ直接物資を届けるなど地域内物資拠点の代替に努める。
また、救援物資の支援要請に当たっては、国の「物資調達・輸送調整等支援システム」を活用する。
- 3 府は、府の広域物資輸送拠点が被災すること等により使用不能に陥った場合、又は、物資の滞留により円滑な物資供給を行うことができない場合には、関西広域連合に対し、代替施設として、救護物資の受け入れ等の役割を担う基幹的物資拠点(0(ゼロ)次物資拠点)を開設するよう要請する。
- 4 府はトラック協会及び倉庫協会と連携して、物流専門家の派遣支援を受けて物流専門組織を設置し、そのノウハウを活用することにより、被災地のニーズに沿って迅速に物資を配送し物資の滞留を防ぐ配送システムを運用するよう努める。
- 5 救援物資が大量に搬入され、2の広域物資輸送拠点では管理が困難な場合又は長期化が予想される場合は、府は救援物資の集積、保管、仕分け、搬送等を大手物流業者へ一任する。この場合、原則として広域物資輸送拠点を移転することとし、既存の物資を移動させることとする。

第3 食料供給の対象者

- 1 避難所、救護所等に収容されている被災者
- 2 住家被害で炊事のできない被災者

- 3 病院、ホテル等の滞在者及び縁故先の一時避難者
- 4 救助、救護、災害防止、災害復旧等の従事者及び災害ボランティア計画で定めるボランティア

第4 食料供給の内容

炊出し、給食業者からの米飯その他食品による給食とする。

なお、学校等公共施設の調理設備の利用、避難所への仮設炊事場の設置等により適温食の確保に努めるとともに、高齢者など配慮を必要とする者について適切な食料が供給されるよう努める。

第3節 給食に必要な米穀の確保

第1 災害の発生が予想される場合の事前措置

- 1 市町村長は、当該市町村内の米穀小売業者の手持状況を把握するとともに、必要に応じとう精を依頼し、精米の確保に努めるものとする。
- 2 市町村長は、卸売業者（支店等）及び広域振興局長等と密接な連絡を取り、精米及びその他応急対策用食料品の確保に努める。

第2 災害時における米穀の調達

- 1 市町村長は、当該市町村内の米穀小売業者からの調達が困難である場合、必要とする米穀の数量を、広域振興局長を経由して、知事に要請するものとする。
- 2 知事は、1の要請を受けた場合、近畿農政局長と連携しつつ、「農林水産省防災業務計画」に基づく供給支援を農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）へ要請し、米穀の確保に努める。知事からの要請を受けた農産局長は、米穀販売事業者に対し、知事又は知事の指定する者への手持ち精米の売渡しを要請する。知事又は知事の指定する者は農産局長からの要請を受けた者から手持ち精米を調達し供給する。

第3 災害救助法が適用された場合の米穀の調達

- 1 市町村長（京都市長を除く。以下、この項において同じ。）は、給食に必要な米穀の数量を広域振興局長を経由して、知事に報告するものとする。なお、京都市長は知事と事前調整を行う。
- 2 1の報告を受けた知事は、第2に基づき、米穀販売事業者の手持ち精米の確保に努める。
米穀販売事業者の手持ち精米が十分に確保できない場合には、「基本要領」に定めるところにより、農産局長に対し、政府所有米穀の供給を要請する。
- 3 市町村長は、知事に連絡がつかない場合、農林水産省農産局長に政府所有米穀の引渡を要請することができる。
この場合、市町村長は知事に、要請後速やかにその旨を報告するとともに、要請書の写しを送付する。
- 4 政府所有米穀の供給についての手続きは「災害救助用米穀の引渡方法等に係る具体的な事務手続きについて」に基づき、次のとおりとする。
ア 農産局長への要請は「災害救助用米穀の引渡要請書」等により行う。
イ 知事は、農産局長と供給する政府所有米穀及び引渡方法等を調整し「政府所有主要米穀売買契約書」を締結する。
ウ 知事又は知事の指定する引取人は、農産局長から指示された受託事業者から災害救助用米穀の引渡し（売渡し）を受け、玄米の場合は、とう精機所有者にとう精を依頼の上、市町村長に対して供給を行うものとする。

エ 農産局長は、災害救助用米穀の供給を迅速に行う必要がある場合であって、被災地等の状況その他の事情により知事と契約を締結するいとまがないと認めるときは、イにかかわらず、契約の締結前であっても、受託事業者に対し、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示することができる。

第4節 その他の食品の調達

知事は、市町村長からの要請があった場合、実費であつ旋するものとする。

また、供給すべき食品が不足し、調達の必要がある場合には、農林水産省に物資の調達を要請するものとする。

第5節 要請・連絡系統

食料の要請、調達、あつ旋等の連絡系統は、第2編第19章第3節に示すとおりである。

第6節 輸 送

食料の輸送は、事情の許す限り当該物資の調達先に依頼する。当該物資調達先に依頼できないときは、輸送計画の定めるところにより輸送する。

第7節 災害救助法による炊出しその他食品の給与基準

「資料編3-5」に示すとおり。

第8節 家畜飼料の供給

災害予防計画に基づき、災害地域周辺の農業協同組合等の取扱団体に備蓄された飼料を供給し不足を生じた場合は、全国農業協同組合連合会京都府本部と緊密な連絡のもとに措置する。

さらに政府関係機関とも協議して政府手持飼料についてもあつ旋するものとする。なお、一般民間業者保有飼料については、社団法人京都府配合飼料価格安定基金協会を通じて飼料メーカー等と調整する。

第9節 市町村地域防災計画で定める事項

第1 当該市町村内の販売業者の手持状況等の把握

第2 調達・連絡の計画

第3 炊出しの計画

1 実施責任者

2 炊出しの方法及び各種の協力団体

- (1) 現場責任者
- (2) 応急炊出し（給食可能人員）
- (3) 業者からの購入

3 炊出しの応援要請

4 炊出しの食品衛生

5 炊出しの施設、器材の状況

炊出し場はできる限り避難所に併設することが望ましいので、適当な場所を選定するとともに、炊出しに必要な器材も事前に把握しておく。

第4 その他による食品の供給計画等

第11章 生活必需品等供給計画

近畿経済産業局
府危機管理部
府総合政策環境部
府健康福祉部
府商工労働観光部
府総務部
府警察本部
近畿中国森林管理局

第1節 計画の方針

被災者に対する被服、寝具その他生活必需品及び応急復旧資材の確保と供給を迅速、円滑に実施し、災害時に不安混乱を生じないよう調達計画および配分要領等を定めるものとする。

被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

第2節 実施責任者

生活必需品の供給は、市町村が行うものとする。府は、被災市町村の要請があった場合又は必要と認める場合、隣接市町村等関係機関の協力を求め、必要な措置を実施する。

市町村及び府は、第2編第19章の計画に定めるところの調達・供給体制を速やかに確立する。

第3節 物資調達計画等

第1 生活必需品等の種類

本章において生活必需品等とは、次の品目をいう。

- 1 被服 下着・靴下・雨衣・防寒衣等の類
- 2 寝具 毛布・布団等の類
- 3 日用品等 石けん・タオル・ティッシュペーパー・バケツ・ごみ袋等の類
- 4 食器等 紙コップ・はし・鍋等の類
- 5 光熱材料 マッチ・ローソク・乾電池・灯油等の類

第2 応急復旧資材

本章において応急復旧資材とは、おおむね次の品目をいう。

ガラス・セメント・木材・畳・トタン板・ベニヤ板・くぎ・針金・かわら等の類

第3 物資調達方法

- 1 被災市町村は、備蓄物資の提供及び調達協定を締結するなどによりあらかじめ把握している事業者からの迅速な調達に努めるものとし、当該市町村のみで調達できない場合は、府に対し物資の供給あっ旋を要請する。

- 2 京都府は、関係機関の協力を得て、事前に各種物資の保有業者、物資名及び在庫数量を把握し、要請があった場合には直ちに調達あるいはあっせんのできる体制を確立しておくものとする。

3 京都府は、府の地域に必要な物資の備蓄倉庫を設け、輸送及び配分が迅速に行われる体制を確立しておくものとする。

現在備蓄倉庫の設置は、第2編第19章第3節で定めるとおり。

4 京都府は、府の地域内において物資の欠乏を生じたときは、政府緊急災害対策本部又は他府県と緊密な連絡をとり必要物資の確保と搬入をはかるものとする。

5 物資の要請、あつ旋、調達等の連絡系統は、第2編第19章第3節に示すとおりである。

第4 物資の供給系統

1 市町村は、必要に応じて、あらかじめ指定した地域内輸送拠点予定地の中から、被災地の状況、交通状況等を考慮して、地域内輸送拠点を定め、当該地域内輸送拠点を經由して物資を避難所等に輸送、供給する。

2 府は、発災後必要と認める場合は直ちに、備蓄倉庫に保管する必要物資を市町村の定める地域内輸送拠点に輸送する。また、災害の規模が甚大な場合には、府が調達した物資又は全国からの救援物資(府からの要請を待たずに緊急輸送されるプッシュ型支援によるものを含む。)について、府があらかじめ定めた広域物資輸送拠点予定地の中から、広域物資輸送拠点を定め、当該広域物資輸送拠点を經由して市町村の定める地域内物資輸送拠点に輸送する。なお、市町村の地域内物資輸送拠点が被災により機能しない等の場合は、代替施設の確保や広域物資輸送拠点から避難所等へ直接物資を届けるなど地域内物資拠点の代替に努める。

3 府は、府の広域物資輸送拠点が被災すること等により使用不能に陥った場合、又は、物資の滞留により円滑な物資供給を行うことができない場合には、関西広域連合に対し、代替施設として、救護物資の受け入れ等の役割を担う基幹の物資拠点(0(ゼロ)次物資拠点)を開設するよう要請する。

4 府はトラック協会及び倉庫協会と連携して、物流専門家の派遣支援を受けて物流専門組織を設置し、そのノウハウを活用することにより、被災地のニーズに沿って迅速に物資を配送し、物資の滞留を防ぐ配送システムを運用するよう努める。

5 救援物資が大量に搬入され、2の広域物資輸送拠点では管理が困難な場合又は長期化が予想される場合は、府は救援物資の集積、保管、仕分け、搬送等を大手物流業者へ一任する。この場合、原則として広域物資輸送拠点を移転することとし、既存の物資を移動させることとする。

第4節 災害救助法による生活必需品等の給(貸)与基準及び配分要領

第1 対象、品目、費用の限度、給(貸)与期間

「資料編3-5」に示すとおり。

第2 物資配分要領

1 災害救助法による物資配分は、知事が各市町村の世帯別構成員別被害状況に基づき、配分額を決定し、備蓄物資倉庫の物資保管責任者に蔵出しを指示する。

2 指示を受けた物資保管責任者は直ちに物資を仕分、梱包のうえ各市町村に輸送する。

3 物資を受領した市町村長は、世帯別構成員別の配分計画をたて被災者世帯に配分し、受領書を受け取る。

なお、配分にあたっては、その世帯の構成員数に応じて世帯別限度額の範囲内で配分計画をたて、いやくも限度額を超えて配分しないよう注意すること。

第5節 輸 送

物資の輸送は、可能な限り当該物資調達先に依頼する。当該物資調達先に依頼できないときは、輸送計画の定めるところにより輸送する。

第6節 応急復旧資材の調達あつ旋

第1 市町村から要請される応急復旧資材については、京都府において調達のあつ旋を行う。

第7節 暴利行為等の取締り

災害発生に伴い、生活必需物資の急激な需要の増大から暴利、売り惜しみ、買い占め等が予想されるので、関係法令の適切な運用と取締りを行い一般府民の経済的不安の除去に努める。

第8節 燃料の確保

第1 重要施設の管理者又は運営者（以下「重要施設の管理者等」という。）は、自力で電力を確保できない場合、府へ燃料供給を要請する。

第2 府は、前号の要請を受けて、京都府石油商業組合に対し、協定に基づき、緊急輸送車両等への優先的な燃料供給要請を行う。

第3 経済産業大臣が石油備蓄法に基づく「災害時石油供給連携計画」の実施を勧告した場合には、石油精製業者等は、系列を超えた事業者間での情報共有、施設共同利用等による供給体制を速やかに構築し、被災により供給が不足する事態が生じた地域の燃料供給体制を早期に復旧させる。

第4 府は、災害が発生した場合に、重要施設（災害拠点病院、警察、消防署等、社会的に重要性が高い公共施設のうち、府が指定した施設）の燃料確保が困難な場合、府の区域内の個々の要請案件について、要請する燃料の油種や数量、案件の優先度等を提示し、政府緊急対策本部に対して緊急供給要請を行う。

第9節 電源の確保

第1 重要施設の管理者等は、自家発電設備がない又は自家発電設備への燃料供給ができない場合、府へ電力確保を要請する。

第2 府は、前号の要請を受けて、次の措置を講ずるものとする。

- 1 重要施設に自家発電設備がない場合、関西電力送配電株式会社へ電力の優先復旧又は臨時供給を要請する。
- 2 前号の優先復旧、臨時供給ができない又は時間を要する場合、（一社）日本建設機械レンタル協会との協

定による発電機の貸出しを又は三菱自動車工業（株）等若しくは京都トヨタ自動車（株）等との協定による電気自動車等の貸出しを協定締結先の事業者へ要請する。

- 3 前号の発電機の貸出しができない場合、別に定める「行政機関等が所有する発電機等の貸出し要領」による発電機等の貸出しを行政機関等へ要請する。

第3 府から前項各号の要請を受けた機関は、迅速な優先復旧若しくは臨時供給又は発電機等の貸出しに努める。

第10節 市町村地域防災計画で定める事項

被災者に配分する生活必需品等の確保と供給を迅速確実に実施するため、特に給（貸）与の責任分担と協力者等による配分計画を定めるものとする。

第1 実施責任者

被災者に対する支給は、市町村長が行うことになるので、受領、配分の責任者を明確に定める。

第2 給（貸）与の方法

- 1 物資の配分計画の樹立
- 2 物資の集積場所
- 3 支給要領

地区ごとに物資支給責任者を定め、被災者への支給が迅速、適確に行われるよう詳細な要領を定める。

第12章 給水計画

〔府総合政策環境部
府建設交通部〕

第1節 計画の方針

災害又は汚染により飲料用水、医療用水、生活用水等（以下「飲料用水等」という。）に適する水を得ることができない者に対する供給体制の確立を図る。

第2節 計画の内容

第1 実施責任者

飲料用水等の供給は原則として市町村が行うものとするが、被災市町村において実施できないときは、応援協定締結先の市町村等の協力を得て実施するものとし、災害救助法を適用した場合（知事の通知に基づき市町村長が実施する場合を除く。）及び知事が必要と認めた場合の給水は、府が市町村相互間の連絡調整を行い、関西広域連合及び公益社団法人日本水道協会と連携・調整を図りながら、広域的な見地からその確保に努めるものとする。

また、知事は状況に応じ、国（自衛隊を含む）、他府県の関係機関に対して広域的な支援の要請を行う。
なお、給水の連絡系統を、「給水の連絡系統」に示す。

第2 応急給水の基本方針

- 1 応急給水の期間と水量については、被災直後から水道施設の復旧の状態にあわせ、順次給水量を増加させていくこととする。（「応急給水の目標水量等」参照）
- 2 被災が大規模な場合や被災により職員が集合できない場合を想定して体制整備を図るとともに、水道事業者、災害ボランティア等の外部支援者の受入れ体制を整備する。

第3 応急給水の水源

- 1 主要水源
応急給水の水源は、浄水場、配水池、耐震性貯水槽等の水道施設を主体とする。
- 2 補助水源
水源がさらに不足する場合は、井戸水、自然水、プール、受水槽、防火水槽などの水を必要に応じ、井戸替え、ろ過、消毒し、水質検査を行って供給する。（「井戸に対する塩素消毒薬基準注入量」参照）
- 3 外部水源
被災地において確保することが困難なときは、被災地周辺の浄水場等から給水車、容器等により運搬給水する。

第4 応急給水用資機材の確保

給水車、給水タンク、移動式浄水装置、パック水製造装置等については、被災地の給水人口に応じて必要量を確保することとし、災害の規模により、被災地周辺水道事業者等、他府県、自衛隊などの応援を受けて確保する。

第5 応急給水方法

1 拠点給水

応急給水は、指定避難所、医療機関、福祉施設、学校、市町村役場などの拠点給水とし、必要に応じ要所に水槽を設置する。

2 要配慮者等への配慮

高齢者等の要配慮者や中高層住宅の住民などが行う水の運搬への支援に配慮するとともに、自治会等を通じた住民相互の協力や災害ボランティア活動との連携を図る。

3 給水場所等の広報

地区ごとの給水場所、給水時間、給水された水の衛生確保等についてはラジオ、テレビ、新聞等の報道機関などとも協力して広報に努める。

第6 市町村における対策

1 災害発生時に備え、次の事項についてあらかじめ、その体制をたてる。

(1) 水道施設関係

ア 隣接市町村に対し応援給水の要請に備え、その要請方法、供給対価等につき事前に協議する。

イ 気象庁の気象情報に対処し、災害が予想される時は低地におけるポンプの取り外し、あるいは配水池の満水、各家庭における用水の確保等の対策措置を講ずる。

ウ 応急復旧工事に必要な器具資材を整備点検し、その保管場所、方法について配慮する。

エ 停電時に備え、予備動力等の整備点検を行い、またその運転方法について関係者によく熟知させる。

オ 事務系統職員の応援あるいは指定水道工事業者の応援の対策をたてる。

(2) その他

ア 災害時給水活動の円滑を期するため、平時より給水源（井戸等）の所在地、給水可能戸数を調査し水質検査をしておく。

イ タンク車、給水容器、容器運搬用車両の準備をする。

ウ 飲料水の消毒薬品（晒粉、次亜塩素酸ソーダ、塩素等）は必要量を確保し、交通途絶事態にも対処できるようなその保管場所、配置場所もよく検討する。

エ 飲料水の消毒効果を確認するための残留塩素測定器はいつでも使用できるようできる限り多く備える。

2 発生時対策措置

(1) 水道施設関係

ア 水道施設の被害状況を速やかに調査し、応急復旧工事により給水できる場合は直ちに仮工事を実施し、水道による給水を行う。

なお、伝染病等の発生を伴うことが多いため、給水に際しては、必ず消毒の強化を実行し、かつ残留塩素の確認を怠ってはならない。

イ 復旧についての資材、人員、工事業者等の手配関係を迅速に行う。

ウ 被害状況、復旧費、復旧期間、復旧方法については、判明次第直ちに府関係当局へ電話等で報告し、後日別に定められた様式により文書で報告する。

(2) その他

ア 被害地において水道施設がなく井戸等を利用している場合及び水道断水のため地区内の井戸を利用する場合は、必要に応じ井戸替え、ろ過、消毒等を行った上で、生活用水として利用し、飲用には利用しないよう指導する。やむを得ず飲用に利用する場合は、飲用適否のための水質検査を行い、飲用に適合していることを確認し、かつ、煮沸、消毒等を行った上で利用するよう指導する。

イ 井戸替え及び消毒は、塩素、晒粉、次亜塩素酸ソーダ等を投入し（別表基準量の10～20倍使用）水が十分かわるまで汲み出し外観検査の結果、無色透明で異物の浮遊、沈殿が認められず、かつ残留塩素が0.2mg/l以上検出されるようにする。

ウ 生水をさけ、必ず煮沸した水を飲用するよう広報する。

第7 災害救助法による飲料水の供給基準

「資料編3-5」に示すとおり。

ただし、供給期間については、災害状況等によって、7日を超えて対応が必要となる場合については、適切な期間について関係機関と協議を行うものとする。

第3節 市町村地域防災計画で定める事項

第2節第6の対策について、具体的な体制等を定める。

応急給水の目標水量等

災害発生からの日数	目標水量	住居からの運搬距離	用途
3日まで	30ℓ/人・日	概ね1000m以内	生命維持に最小限必要 (飲料等)
4～10日	20ℓ/人・日	概ね250m以内	日周期の生活に最小限必要 (飲料、水洗トイレ、洗面等)
11～21日	100ℓ/人・日	概ね100m以内	数日周期の生活に最小限必要 (飲料、水洗トイレ、洗面 風呂、シャワー、炊事等)
22～28日	被災前給水量 (約250ℓ)	概ね10m以内	ほぼ通常の生活 (若干の制約はある)

注 住居からの運搬距離は、可能な限り短くなるように努める。

井戸に対する塩素消毒薬基準注入量

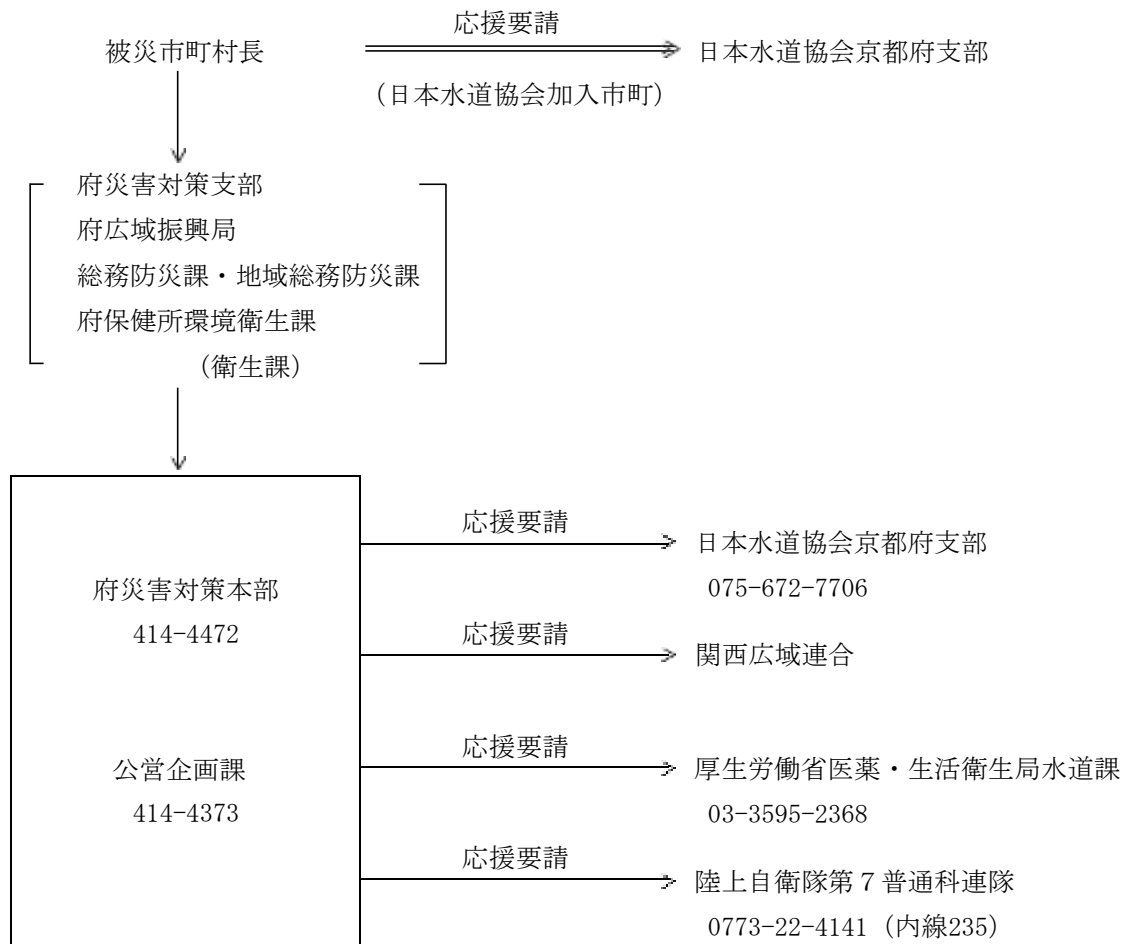
例 10%有効塩素含有次亜塩素酸ソーダ液を使用したときの基準注入量はおおむね次表のとおりである。(ただし注入率1mg/l)

井戸の口径 水深	井戸の口径			
	1.0m	1.5m	2.0m	2.5m
0.5m	4g	9g	16g	25g
1.0m	8g	18g	32g	50g
1.5m	12g	27g	48g	74g
2.0m	16g	36g	63g	99g
2.5m	20g	45g	79g	123g
3.0m	24g	54g	95g	148g
3.5m	28g	63g	110g	172g
4.0m	32g	71g	126g	197g
4.5m	36g	80g	145g	221g
5.0m	40g	89g	157g	246g

注1 水質の状況により注入率を増すときは上表より算出する。

2 実際にあたっては井戸の汚染状況により塩素の消費量が異なるので残留塩素を確認して注入率を決めること。

給水の連絡系統



注1 給水支援については、日本水道協会を主体とする支援体制を基本とし、府は、必要に応じて補完するとともに、日本水道協会非加入町村（伊根町、笠置町、和束町、南山城村）に係る応援要請を日本水道協会京都府支部あて行うものとする。

2 京都市が応援要請をする場合は、直接府災害対策本部又は担当主管課あて行うものとする。

3 府災害対策本部設置後は、市町村からの応援要請についてはすべて府災害対策支部を通じ、府災害対策本部あて行うものとする。

第13章 住宅対策計画

府建設交通部
府文化生活部
近畿中国森林管理局

第1節 計画の方針

災害時における被災住宅の入居者に対する応急住宅対策は、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急仮設住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急仮設住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。

第2節 被災住宅に対する措置

第1 一般住宅に対する措置

一般民間住宅については、災害直後における措置として、次の第3節による応急仮設住宅の建設、第4節による住宅の応急修理を実施するとともに、独立行政法人住宅金融支援機構が実施する災害復興関連融資制度について、指導にあたりるとともに、直ちに当該融資に必要な業務をあわせて行う。

第2 公営住宅に対する措置

災害（火災にあつては、地震による火災に限る。）により、公営住宅が滅失し、又は著しく損傷した場合に事業主体が公営住宅の再建又は補修（既設公営住宅の復旧）を行うときは、公営住宅法第8条の規定により、国は、復旧に要する費用の一部について補助することができることになっている。

1 対象

災害による被災の規模等に係る要件は設けられていないが、一戸当たりの復旧費が11万円以上で合計額が290万円以上（ただし、市町村においては190万円以上）となる場合について国庫補助の対象となっている。

2 査定及び補助率

事業主体が既設公営住宅の復旧計画を有する場合は、国により滅失（再建設費）及び補修費の査定を受ける。補助率は復旧に要する費用（再建設費が標準建設費を超えるときは、標準建設費とみなす。）の1/2である。ただし、激甚災害の場合は補助率のかさあげが行われることになっている。

3 復旧の手順

- (1) 災害現況の現地調査
- (2) 既設公営住宅復旧計画書の提出
- (3) 再建設費、補修費及び宅地復旧費の査定

第3節 応急仮設住宅

第1 仮設住宅の建設

一般災害については、市町村長が建設し、災害救助法を適用した災害については、知事が建設する。市町村及び京都府においては、平常においてあらかじめ二次災害の危険のない応急仮設住宅建設適地を選定し、早期

着工ができるよう準備しておくものとする。

知事は、応急仮設住宅の建設に当たって住宅建設業者のあっせんその他の協力を得るため、一般社団法人プレハブ建築協会及び一般社団法人全国木造建設事業協会とそれぞれ「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」を締結しておくものとする。

なお、応急仮設住宅の建設に当たっては、高齢者・障害者等仕様住宅も含めた必要戸数の確保に努める。対象等の基準については「資料編3-5」に示すとおり。

第2 既存公的施設の利用

京都府及び市町村においては、平常においてあらかじめ一時居住住宅として利用可能な既存公的施設を選定しておき、応急仮設住宅の供与までの間の居住の安定に資するものとする。

なお、公営住宅など応急仮設住宅と同様に利用できる施設については応急仮設住宅として取り扱うものとする。

第3 民間住宅・旅館等の利用

京都府においては、応急仮設住宅及び一時居住住宅として民間住宅やホテル・旅館等の民間施設を借上げ、被災者の居住の安定に資するものとする。

このため、京都府においては、関係業界団体からの利用可能施設に係る情報提供システムを確立し、空家等の把握に努めるとともに、あらかじめ関係業界団体と借上げ施設の確保体制を確立しておくものとする。

第4 仮設住宅等の供与

- 1 応急仮設住宅、既存公的施設及び民間借上施設（以下「応急仮設住宅等」という。）の入居者の選考にあたっては、十分な調査を基とすべきであり、必要に応じ、民生委員の意見を徴する等、被災者の資力その他の生活条件を十分調査のうえ決定するものとする。
- 2 応急仮設住宅等は、被災者に一時居住の場所を与えるためのものであるので、入居者にこの趣旨を徹底させるとともに、住宅のあっせん等を積極的に行うものとする。

第5 応急仮設住宅の運営管理

応急仮設住宅は、男女共同参画による適切な運営管理を行うものとする。その他、男女双方の視点等に配慮した安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じ、犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入体制について検討し、周囲の人に迷惑をかけないように飼養管理する責任等を遵守できる飼い主については、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

第4節 住宅の応急修理

一般災害については、住宅所有者が行うものとし、災害救助法を適用した場合（知事の通知に基づき市町村長が実施する場合を除く。）自らの資力により応急修理できない者等に対しては日常生活に欠くことのできない部分に限定して、知事が応急修理を行う。

対象等の基準については、「資料編3-5」に示すとおり。

第5節 建築資材の調達

特に必要が生じた場合には、国有林野産物の供給について、近畿中国森林管理局に要求するものとする。

第6節 市町村地域防災計画で定める事項

災害救助法による応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理が迅速かつ的確に行われるよう、その方策を定めるものとする。

第1 応急仮設住宅

- 1 入居者選考の機関の設置（入居者の決定は知事が行い、市町村長はその補助機関とする。）
- 2 建設予定地の選定（平常においてあらかじめ選定しておく。）

第2 住宅の応急修理

- 1 修理を実施する際の対象戸数の選定方法

第14章 医療助産計画

府健康福祉部
日本赤十字社
(一社)京都府医師会

第1節 計画の方針

災害により、被災地域の医療の機能がなくなり、若しくは著しく不足し、又は医療機関が混乱した場合において、負傷者等の医療及び助産の万全を期する。

第2節 実施責任者

災害時における医療及び助産は、市町村が応急対策として実施するが、災害救助法を適用した場合（知事の通知に基づき市町村長が実施する場合を除く。）、市町村の要請があった場合及び府が必要と認めた場合には府が行う。

また、府は状況に応じ、国（自衛隊を含む）、他府県等の関係機関に対して広域的な支援の要請を行うものとする。

第3節 計画の方法及び内容

第1 医療の方法及び内容

医療は原則として救護班により行う。ただし、患者の症状又はその状況により必要と認められるときは、基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院又は医療機関に移送する。

また、その医療内容は、診療、薬剤の投与又は治療材料の支給、処置、手術、施術、看護等の応急的な医療とする。
(府内救急告示病院一覧は「資料編3-4」参照)

第2 救護班の編成

- 1 救護班は、医師、薬剤師、看護師及び補助員、運転員をもって編成することとし、その編成に当っては、被災地域の状況を勘案し広域的な編成に努めることとする。救護班は、災害対策本部の指示を受けた基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院が編成することとし、その救護班編成数は次のとおりである。

京 都 府 18班

日赤京都府支部 15班

京都府医師会 26班

- 2 府は市町村から応援要請のあった場合、又は必要と認めるときは、被災市町村へ救護班を派遣し、被災地の負傷者の応急処置を行い、重病傷者は後送医療機関に移送するものとする。後送医療機関については、基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院が公立・公的病院、国立病院機構病院、地域医療機能推進機構、民間病院、医師会等関係医療機関と連携して対処する。
- 3 日本赤十字社京都府支部は、府の要請があった場合、被災市町村へ救護班を派遣し、前記の2に準じて対処する。
- 4 公立・公的病院、国立病院機構病院、地域医療機能推進機構（前記2及び3に該当する病院は除く。）は、府の要請があった場合、救護班を編成して応援出動に応じる。
- 5 京都府医師会は、府の要請があった場合、救護班を編成し、救護所において応急的な医療を行う。

- 6 救護班は、原則として、自動車編成とし、災害用救急医薬品等及び次の資機材を携行する。
診療録、死亡届、出生届、感染症発生届、医療用品等資器材一覧、トリアージタグ及び使用簿

第3 災害派遣医療チームの派遣

- 1 府は、被災現場における救出困難者の発生又は多くの傷病者の同時発生により、速やかな医療措置が求められるとして、市町村から派遣要請があった場合、又は必要と認めたときは、予め定めた医療機関に対して、被災市町村へ災害派遣医療チームを派遣するよう指示する。
- 2 災害派遣医療チームは、災害・事故等の現場における医療措置、被災地等に所在する医療機関の支援、患者搬送等を行うものとする。また、こうした活動に必要な資機材を携行する。

第4 災害医療コーディネーター等の活動要請

災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、府から要請があった場合、又は自ら必要と判断したときは、保健医療福祉調整本部や保健医療福祉調整支部、府災害対策本部や市町村等に対する災害医療体制の確保についての助言、被災地外への患者搬送及び受入医療機関の確保のための調整、被災地内外から派遣される医療救護班等の配置の調整、関係機関に対する医療の復旧のために必要な調査、その他災害時における医療提供体制の確保に関すること等を行うものとする。

第5 応援要請の連絡系統

被災市町村から府に応援要請をする場合の連絡系統、被災市町村から府を通じて国公立病院等に応援要請する場合の連絡系統及び空輸のための応援要請をする場合の連絡系統を「市町村から府に救護班の応援要請をする場合の連絡系統」、「市町村から府を通じて国公立病院等に応援要請する場合の連絡系統」及び「空輸のための応援要請をする場合の連絡系統」に示す。

第6 救護所

状況により第一次的には、最寄りの府保健所を救護所とするほか、日本赤十字社京都府支部所有の移動救護所用具並びに基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院の資材により、仮設救護所を設置する。また、災害が激甚の場合は、小学校、公民館等適当な施設を選定して救護所を開設する。

第7 助産等

- 1 妊婦は、原則として医療機関又は助産施設に移送して適切な処置を行う。交通途絶等により医療機関又は助産施設に収容できない場合は、仮設救護所に移送する。
- 2 人工透析を必要とする腎不全患者や難病患者等については、関係機関の協力を得る中で患者の所在を把握するとともに、必要な医療が得られる医療機関に移送することに努める。

第8 広域医療搬送拠点の設置

府は、自ら必要と認める場合又は災害医療コーディネーター等から要請があった場合は、災害派遣医療チーム等の協力を得て、あらかじめ定めた広域医療搬送拠点の中から、被災地の状況、交通状況等を考慮して、当該災害に係る広域医療搬送拠点を設置する。

第9 医薬品等の供給

- 1 医薬品等供給体制の確保
 - (1) 府は、医薬品等関係業者の協力を得て、医薬品等の安定した供給体制を確保するとともに、医薬品等集積所を設置する。

(2) 府は、救護班等の医薬品等の需給状況を把握し、備蓄医薬品、救護医薬品等の配分を行うとともに調達する。

2 医薬品等集積所

(1) 医薬品等集積所は、他府県等からの救護医薬品、調達医薬品等の受入れ、仕分け、保管管理及び搬送の拠点となる広域集積所と被災地内に設置する現地集積所とする。

(2) 現地集積所は、救護班等の医薬品等の需給状況を把握し、必要な医薬品等を府に要請し、広域集積所から搬入された医薬品等を保管の上、要請に応じ救護班等に配分する。

(3) 医薬品等集積所における医薬品等の取扱いには、府薬剤師会等関係団体の協力を得て、薬剤師等を当てるものとする。

3 救護班が使用する医薬品の補給

救護班が使用する医薬品等の補給には、府の備蓄医薬品等を活用し、必要に応じ医薬品等関係業者から調達する。

4 医療機関が使用する医薬品等の供給

被災地の医療機関への医薬品等の供給については、医薬品等関係業者が対応することを原則とするが、状況に応じて府の備蓄医薬品等を供給する。

第10 輸血用血液製剤の供給

災害時に、緊急に多量の血液が必要になる場合には、府は日本赤十字社京都府支部等の協力を得て輸血用血液製剤の供給を行う。さらに災害の状況に応じては、血液の確保を図るために次の措置を講じる。

1 被害の軽微な地域にて献血を受ける。

2 血液がなお不足する場合には、隣接する日本赤十字社府県支部に応援要請して、他府県等から血液の供給を求める。

3 血液を空輸する必要が生じた場合には、自衛隊に支援を要請する。

第11 災害救助法による医療基準

「資料編3-5」に示すとおり。

第12 災害救助法による助産基準

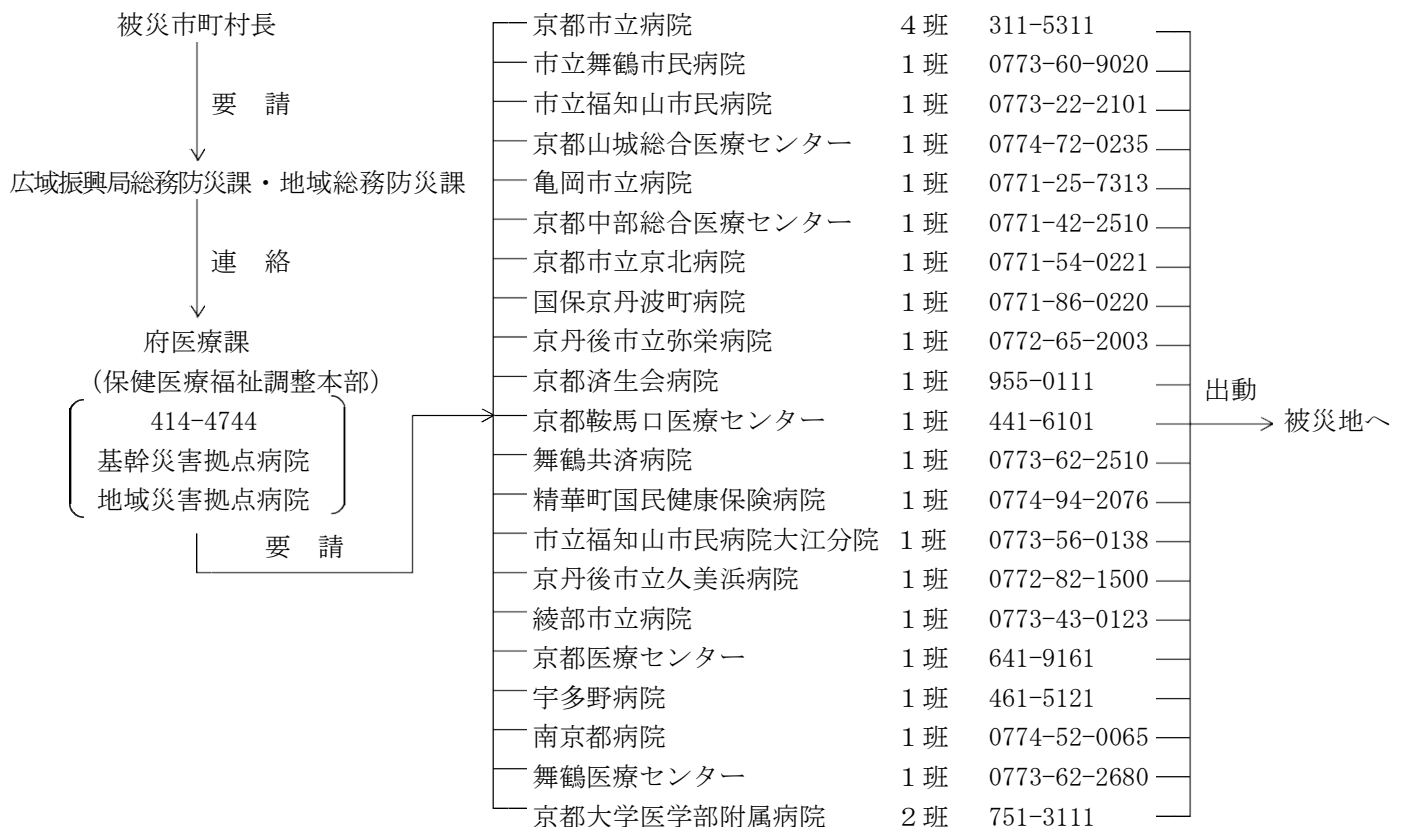
「資料編3-5」に示すとおり。

市町村から府に救護班の応援要請をする場合の連絡系統



- 注1 京都市が応援要請をする場合は、直接府災害対策本部又は担当主管課あて行うものとする。
- 2 府災害対策本部設置後は、市町村長からの応援要請についてはすべて府災害対策支部を通じ、府災害対策本部あて行うものとする。
- 3 府立医大の救護班の連絡員又は運転員、車両は府災害対策本部で調整する。

市町村から府を通じて国公立病院等に応援要請する場合の連絡系統

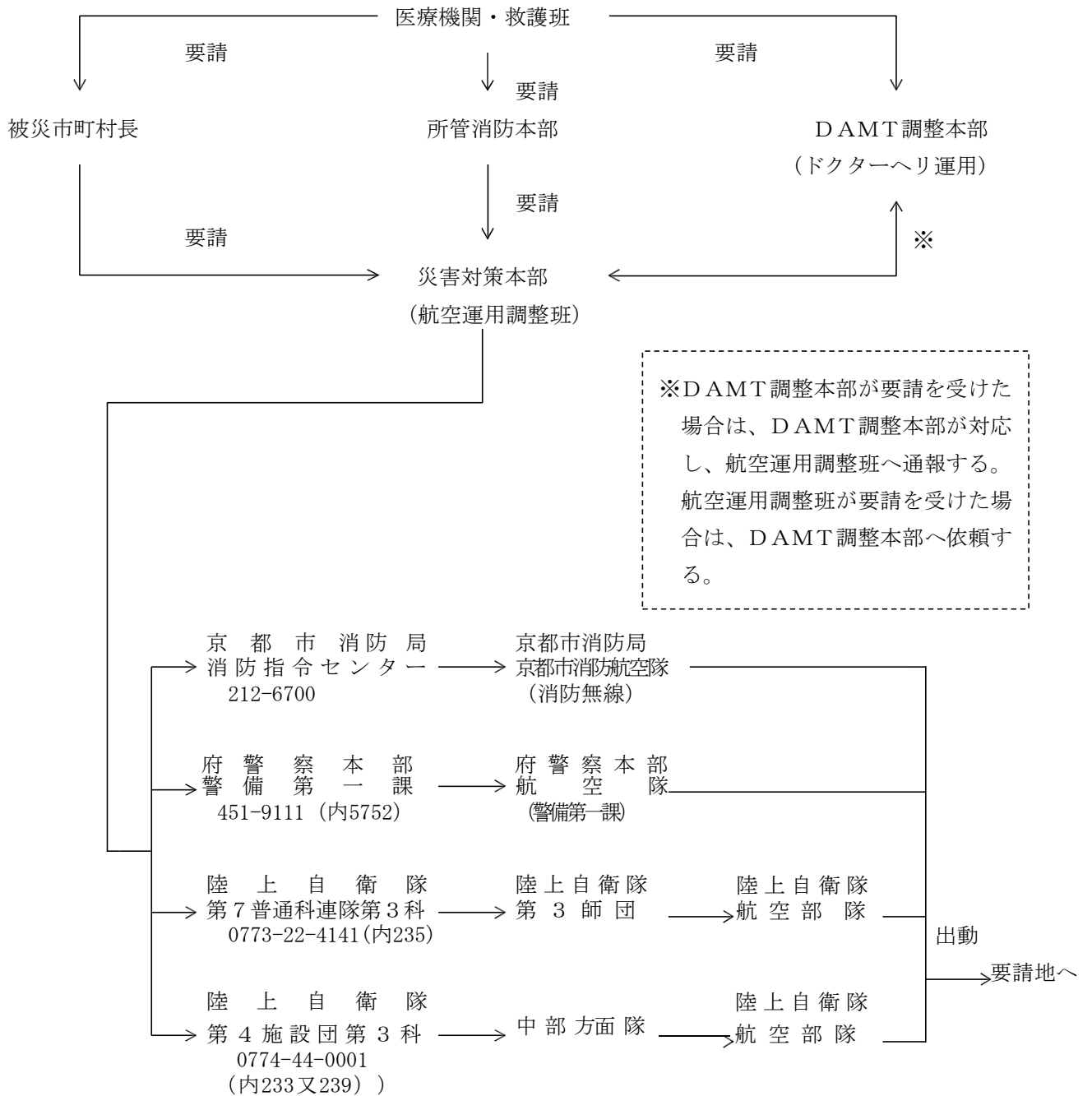


注 救護班の編成は、おおむね次の人員により編成する。

医師1 薬剤師1 看護師2 連絡員1 運転員1

〔日本赤十字社京都府支部の編成はおおむね次のとおりとする。〕
医師1 看護師長1 看護師2 主事1 運転員1

空輸のための応援要請をする場合の連絡系統



※DAMT調整本部が要請を受けた場合は、DAMT調整本部が対応し、航空運用調整班へ通報する。航空運用調整班が要請を受けた場合は、DAMT調整本部へ依頼する。

注 陸上自衛隊第4施設団は京都府南部において災害が発生した際の連絡先とする。

第15章 保健衛生、防疫及び遺体処理等活動計画

第1節 防疫及び保健衛生計画（府文化生活的部・府健康福祉部・府農林水産部）

第1 計画の方針

災害発生時には廃棄物や腐敗物が散乱し、生活環境の悪化、り災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件となり、感染症等が発生しやすいので、防疫措置を迅速に実施して感染症の発生及び流行を未然に防止し、防疫対策上万全の措置を講ずる。

食品の衛生対策については、市町村と連携し、（公社）京都府食品衛生協会、食品製造業界等の関係団体の協力も求めて、食品の調達・支給状況を把握し、その衛生確保を図る。

また、家庭動物の保護及び収容対策については、市町村及び関係団体等と連携し、災害で被災放置された犬や猫等の家庭動物を保護・収容することにより、動物由来感染症の予防、人への危害防止及び動物愛護の保持に努める。

第2 防疫活動

防疫活動は、災害の規模が甚大でその活動が長期化する場合等には必要に応じて、防疫班を編成して行うものとする。

1 府が実施する対策

(1) 健康調査及び健康診断

感染症の発生防止のため、滞水地域、家屋密集地域、避難所その他衛生条件の良くない地域を重点に健康調査を行う。健康調査の結果、感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に対し検便等健康診断受診の勧告・措置を行う。

(2) 感染症が発生したとき又はその恐れのあるときの措置

発生状況を調査し、感染症伝播の媒介となる飲食物の販売、授受の禁止又は廃棄及び多数の人の集合する場所に予防上必要な設備を設置する等の防疫措置を講ずるとともに、清潔方法、消毒方法、家庭用水（井戸水）の消毒等必要な防疫指導を行う。

(3) 感染症患者の入院勧告等

感染症患者が発生した場合、感染症法に基づく入院の勧告等必要な措置を行う。

(4) 市町村への対応

市町村から要請があった場合、防疫用薬品のあっ旋又は調達、提供を行う。

災害が発生し、市町村が行うべき防疫業務が実施できないときは、府が近隣市町村の協力を得て実施する。

(5) 備蓄資材等

ア 防疫用薬品

京都府医薬品卸協会との委託契約により塩化ベンザルコニウム液をランニングストック方式により備蓄する。

イ 防疫用機械

防疫用動力噴霧器等を府保健所に配備する。

2 市町村が実施する対策

(1) 消毒等の実施

衛生環境が極端に劣悪で、感染症等が発生しやすい場合は、これを未然に防止するため、感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いのある場所等の消毒等防疫活動を行う。

災害のため防疫機能が著しく阻害され、市町村が行うべき防疫業務が実施できないときは、府に実施を要請する。

(2) 備蓄資材等

防疫活動に必要な防疫用薬品及び防疫用機械を備蓄・配備するとともに卸売業者等から迅速に調達できる体制を確立しておく。

(3) 感染症患者の入院勧告等

保健所を設置する市（京都市）においては、入院の勧告等必要な措置を行う。

第3 食品衛生活動

1 災害発生初期の対策

関係機関及び関係団体は相互に連携し、協力して食品衛生の確保を図る。

(1) 良好な製造所の確保及び適切な輸送・管理の確保

食品の調達・支給に当たっては、業界の協力を得て衛生面等に良好な製造所を把握し、保冷車等による適切な輸送・管理の確保に努める。

(2) 避難所における食品衛生確保（病院・ホテル等避難者が一時滞在する施設に関しても、これに準じて取り扱う。）

避難所管理者は、「災害時食品衛生管理の取扱」に基づき避難所における食品の衛生管理を行う。

(3) 炊き出しによる食事提供時における衛生確保

市町村等炊き出し実施者は、「災害時食品衛生管理の取扱」に基づき炊き出し時における衛生管理を行う。

2 二次対策

保健所は、初期対策に引き続き、関係機関の協力を得て、被災者への食品衛生に係る啓発等の二次対策を講ずる。

(1) 被災者への啓発

避難所入所等被災者に対し、適正な食品管理について啓発を図る。

(2) 食品関係施設の被災状況の把握及び状況に応じた改善指導

食品関係施設の被災状況を把握し、必要に応じ、食品関係施設に対し「災害時食品衛生管理の取扱」に基づき施設改善を指導する。

第4 家庭動物の保護及び収容対策

1 実施機関

災害で被災放置された犬、猫等の家庭動物の保護及び収容について、「災害時における動物救護対策マニュアル」に基づき、動物救護対策本部を設置し、市町村及び関係団体等と協議し、連携・協力して対処するものとする。

2 実施方法

(1) 放浪している動物を保護し、収容する。

(2) 負傷や病気の動物を治療し、収容する。

(3) 飼い主が飼養困難な動物を一時預かる。

(4) 被災動物（同行避難した動物数等）の情報を収集する。

(5) 飼養されている動物に餌を配布する。

(6) 動物の所有者や新たな所有者を探すため、情報の収集や提供を行う。

(7) 特定動物が逃走した場合、人の危害防止を図るため、必要な措置を講ずる。

(8) 家庭動物に関する相談窓口を設置する。

第5 家畜伝染病の予防

災害発生に伴う家畜伝染病の予防及びまん延防止については、家畜伝染病予防法の規定に基づき、家畜保健衛生所（4か所）を主体として検査、予防注射及び消毒等を実施する。なお、精密な病性鑑定については、中丹家畜保健衛生所が実施する。

第2節 し尿処理対策計画

第1 災害により発生するし尿処理の対策について定める。

第2 内容

1 府の措置

- (1) 市町村からの要請により、府内各市町村や関係団体に対して、広域的な応援要請を行うとともに、応援活動の全体調整を行う。
- (2) 被災市町村や府内市町村でし尿の処理を行うことが困難である場合は、広域的な処理体制を確保するため、必要に応じ他府県や関係省庁に対し、支援を要請する。
- (3) 大規模災害時に、市町村から要請がある場合は、仮設トイレを斡旋する。

2 市町村の措置

(1) 情報の収集及び連絡

避難所等の避難人員及び場所を確認し、水道の復旧状況を勘案のうえ、当該避難場所等の仮設トイレの必要数やし尿の処理見込みを把握する。

(2) し尿処理施設の被害状況と稼働見込みの把握

し尿処理施設の被害状況と稼働見込みを把握し、必要により、仮設トイレを避難所等に設置する。

(3) 消毒剤等の資機材の準備及び確保

仮設トイレの管理にあたっては、必要な消毒剤等を確保し、十分な衛生上の配慮をする。

(4) 府等への応援要請

ア し尿の処理に必要な人員、処理運搬車両又は処理能力が不足する場合には、近隣市町村に応援要請する。

イ 近隣市町村で応援体制が確保できない場合には、府に対して、広域的な支援の要請を行う。

第3 市町村地域防災計画で定める事項

- 1 実施責任者
- 2 清掃班の編成
- 3 し尿処理の方法
- 4 仮設トイレの保有・調達
- 5 資機材の保有・調達
- 6 し尿処理施設の応急復旧
- 7 その他必要な事項

第3節 遺体の搜索、処理及び埋火葬計画 (府文化生活部)

第1 計画の方針

災害による被災者特に遺族の精神的な安定を図る上からも関係機関、団体と緊密な連絡をとり、早急に死亡者に対する対策を実施する。

第2 遺体の搜索

1 搜索の対象

行方不明の状態にある者で、被災の状況によりすでに死亡していると推定される者

2 搜索の実施

- (1) 実施主体 市町村（災害救助法を適用した場合は、知事の通知に基づき市長村長が実施する。）
- (2) 協力機関 市町村長は、必要に応じ消防機関、警察官、海上保安官等及び地域住民に協力を要請することができる。
- (3) 機材借上 市町村長は、搜索に必要な機械器具を借り上げるものとする。

3 災害救助法による基準

「資料編3-5」に示すとおり。

第3 遺体の処理

1 処理の対象

災害の際、その遺族が混乱期のため遺体鑑別等に必要な洗浄、縫合、消毒の処置、遺体の安置あるいは検案を行うことができない遺体

2 処理の内容

(1) 遺体の洗浄、縫合、消毒の処置

- ア 目的 身元確認、腐敗の防止等
- イ 実施者 救護班
- ウ 処理場所 市町村が借り上げ、指定した場所

(2) 遺体の一時安置

- ア 目的 身元確認、腐敗の防止等
- イ 実施者 市町村（災害救助法を適用した場合は、知事の通知に基づき市長村長が実施する。）
- ウ 安置場所 市町村は、あらかじめ体育館、運動場、公園等の公共施設を遺体安置場所予定地として指定しておくものとする。
なお場所の指定に際しては、避難場所指定地との重複を避けるとともに、遺体取扱い業務の特性にかんがみ、遺族対応や検視業務等を視野に入れた施設を指定すること。
また、指定施設が災害によって損壊し使用できないことを想定し、複数の施設を指定すること。

(3) 検案

原則として救護班により行う。

警察官、海上保安官が遺体を発見し、又は発見の届出を受けたときは、刑事訴訟法、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律、検視規則、死体取扱規則又は海上保安庁死体取扱規則等の諸規程に基づき検視その他所要の措置を行う。

3 災害救助法による基準

「資料編3-5」に示すとおり。

第4 遺体の埋火葬

1 埋火葬の対象

災害の際に死亡した者で、その遺族が混乱期のため埋火葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がいない遺体

2 埋火葬の実施

(1) 実施者 市町村（災害救助法を適用した場合は、知事の通知に基づき市長村長が実施する。）

(2) 方法 土葬又は火葬

(3) 留意点

ア 埋火葬を円滑に実施するため、迅速に埋火葬計画を作成する。

イ 事故死等による遺体については警察機関から引継ぎを受けた後、埋火葬する。

ウ 身元不明の遺体については、警察機関に連絡し、その調査に当たる。

エ 被災地以外に漂着した遺体のうち身元が判明しないものの埋火葬は、行旅死亡人としての取扱いによる。

3 埋火葬体制の整備等

(1) 府は、市町村相互間及び近隣府県との協力のもとに、別途定めた「京都府広域火葬計画」により、災害時における遺体の円滑な火葬を支援するための広域的な協力連携体制を確立するとともに、災害時には市町村と連携して、広域的な埋火葬の実施を支援する。

(2) 府は、多数の遺体の搬送を円滑に行うため、関係業者との連携による霊柩車等の確保、自衛隊、警察等の協力によるヘリコプターの活用等の措置を講ずる。

(3) 府は、遺体の保存及び円滑な埋火葬の実施のため、民間事業者との連携により必要な資材を確保する。

4 災害救助法による基準

「資料編3-5」に示すとおり。

第5 災害救助法の適用された市町村以外の地域に漂着した遺体の取扱い

1 漂着した遺体が当該災害によるものと推定できる場合

(1) 漂着地の市町村は、直ちに災害救助法の適用市町村長に連絡して、関係市町村長に遺体を引き取らせること。

ただし、引き取る暇のない場合においては、知事に遺体の漂着の日時・場所等を報告するとともに、必要に応じ、知事の指揮を受けて、漂着地の市町村長が埋火葬又は遺体の処理を行うものとする。

(2) 他府県に漂着したときは、府から漂着地の市町村に対し、前号の例による措置を依頼するものとする。

2 漂着した遺体が当該災害によるものと推定できない場合

漂着地の市町村長が「行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）」の定めるところに従って、その遺体を措置する。

措置した後において、その遺体の漂着が当該災害によるものと判明した場合、判明時期が当該救助の実施期間内であるときは、法による救助の実施とみなして取り扱うものとする。

第6 国及び近隣府県等への協力依頼

被害者が多く、府において対応しきれないときに備え、府は、国、近隣府県等とあらかじめ協議し、別途協議要請手順を定めるものとする。

第7 市町村地域防災計画で定める事項

市町村長は、災害によって死亡したと推定される者の搜索及び遺体の収容、処理、埋火葬の実施に関する計画を定めるものとする。

1 遺体の捜索

(1) 実施者及び方法

(2) 応援要請の方法、内容

市町村のみでは捜索の実施が困難であり、隣接市町村の応援を要する場合、又は遺体が流失等により他市町村に漂着していると考えられ、府及び隣接市町村並びに遺体漂着が予想される市町村に応援を要する場合には、次の事項を提示する。

ア 遺体が埋没又は漂着していると思われる場所

イ 遺体数、氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、着衣等

ウ 応援を要請する人数、舟艇及び器具等

2 遺体の収容処理

(1) 実施者及び方法

(2) 変死体の届出

(3) 関係者への連絡体制

遺体の移動に際しては、身元不明とならないよう対策を講じるとともに、遺族の問合せに対し、的確に対応できる体制を組むこと。

(4) 遺体の処理

(5) 検案から埋火葬許可証発行までの処理体制

遺体の処理、検案、遺族への遺体引渡し、安置における遺族の付添い、死亡届、埋火葬許可証の交付等が円滑に行えるよう配慮すること。

3 遺体の埋火葬

(1) 実施者及び方法

(2) 関係者への連絡

(3) 応援要請

4 機械器具の確保等

第16章 救出救護画

府 危 機 管 理 部
 府 健 康 福 祉 部
 府 警 察 本 部
 第八管区海上保安本部
 日本赤十字社京都府支部
 陸上自衛隊第3師団
 陸上自衛隊第7普通科連隊
 陸上自衛隊第4施設団
 海上自衛隊舞鶴地方総監部

第1節 計画の基本方針

災害発生後、被災者の生命・身体の安全を守るため、府及び市町村をはじめ、警察、消防、自衛隊、海上保安庁、災害派遣医療チーム（DMAT）等の関係機関が、緊密な連携のもと、迅速・的確に救出救護活動を行うための計画について定める。

第2節 計画の内容

第1 救出救護の対象

- 1 災害のため、生命・身体が危険な状態にある者
- 2 当人と連絡が取れず、行方不明者となる疑いのある者、または当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者（以下「安否不明者等」という。）

第2 救出救護の方法

救出救護の方法は、災害の種別、被災地域の状況等災害の条件によってそれぞれ異なるが、関係機関が所有する設備、資機材、技能、要員等の全機能を総合的に発揮し、相互に緊密な連携を保ってその活動を実施する。なお、活動にあたっては、各要員の安全確保に十分配慮するものとする。

第3 安否不明者等の氏名公表

1 市町村

市町村は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

2 京都府

- (1) 府は、発災時に安否不明者（行方不明者を含む）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町村等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくものとする。
- (2) 府は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。

第4 活動拠点の確保

- 1 府及び被災した市町村は、関係機関の部隊の展開、宿営等の確保を図るものとする。
- 2 国土交通省及び高速道路会社は、高速道路のサービスエリア等を関係機関の部隊の展開、宿営、物資搬送設備等の拠点として使用させるなどの支援を行うものとする。

第5 資機材等の調達等

- 1 救出救護に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとする。
- 2 府及び被災した市町村は、必要に応じ、民間からの協力等により、救出救護のための資機材を確保するものとする。

第6 活動の調整

- 1 府及び市町村の災害対策本部等は、関係機関が行う活動が円滑かつ効率的に行われ、医療提供体制が確保・継続されるよう、災害医療コーディネーターと連携しながら、総合調整を行うものとする。
- 2 関係機関は、府及び市町村の災害対策本部等による総合調整の円滑化を図るため、積極的な情報提供を行うとともに、活動現場付近の適当な場所に合同調整所を設置するなどして、綿密な活動調整を行うものとする。

第7 惨事ストレス対策

救出救護活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

第8 災害救助法による救出の基準

「資料編3-5」に示すとおり。

第3節 市町村地域防災計画で定める事項

災害のため、生命・身体が危険な状態にある者、又は行方不明の状態にあり、かつ、諸般の情勢から生存していると推定され、若しくは生死が不明の状態にある者に対する救出救護のための計画を策定する。

- 1 救出救護の方法
- 2 活動拠点の確保
- 3 資機材等の調達等
- 4 活動の調整
- 5 惨事ストレス対策

第17章 障害物除去計画

府健康福祉部
府建設交通部
近畿地方整備局
第八管区海上保安本部

第1節 計画の方針

災害により堆積した土砂、木材等の障害物を除去し、日常生活の支障を取り除くとともに交通路の確保を図る対策について定める。

第2節 計画の内容

第1 住宅関係障害物除去

1 除去活動の実施要領

- (1) 障害物の除去は、市町村が行う。
- (2) 第一次的には、市町村保有の器具、機械を使用して実施する。
- (3) 労力又は機械力が不足する場合は、災害対策基本法第67条に基づき他の市町村からの応援を求める。
- (4) 労力又は機械力が相当不足する場合は、府内の民間団体からの資器材・労力等の提供を求める。

2 災害救助法を適用した場合の障害物除去の基準

「資料編3-5」に示すとおり。

第2 河川、ダム関係障害物除去

河川、ダムの障害物については、それぞれの管理者が処理する。

第3 航路障害物除去

- 1 海難船舶又は漂流物、沈没船その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれのあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずることを命じ、又は勧告する。
- 2 水路が損壊し又は水深に異状を生じたと思われる場合は、応急的な水路の検測及び啓開を行う。

第4 道路障害物除去

避難用道路及び緊急輸送を確保するため、各種団体との災害協定等を活用し、応急工事及び障害物除去を早急に実施する。また、必要に応じ国土交通省、関係市町村、所轄警察署等と協議し交通規制を行うとともに、住民に的確な情報提供を行う。

第18章 廃棄物処理計画

(府総合政策環境部)

第1節 計画の方針

被災地のごみ及びし尿等に係る廃棄物処理業務等を迅速適切に実施し、生活環境の保全を図る対策について定める。

なお、この防災体制の整備に当たっては、関係者との連携協力を図るとともに、必要に応じ、災害廃棄物の広域処理を行うものとする。

第2節 計画の内容

第1 府の施策

- 1 府は、発災直後から、被災市町村の処理施設の被害状況、仮設便所の必要数、生活ごみの発生量見込み、廃棄物（がれき）の発生量見込み等について、情報収集を行うとともに、環境省に報告する。
- 2 府は、被災市町村からの要請があった場合又は被災状況から判断して必要と認める場合には、府内市町村及び関係団体に対して、広域的支援を要請するとともに、支援活動の調整を行う。また、必要に応じ他府県に対する支援要請及び環境省に対する全国的な支援要請を行う。

第2 市町村の施策

- 1 被災市町村は、災害により生じた廃棄物の処理を適正に行う。
- 2 被災市町村は、処理施設の被害状況、仮設便所の必要数、生活ごみの発生量見込み、建物被害状況と廃棄物（がれき）の発生量見込み等について、府に報告する。
- 3 被災市町村は、廃棄物の収集・処理に必要な人員、収集運搬車両等が不足する場合には、府に支援を要請する。
- 4 被災市町村は、被災者の生活に支障が生じることのないよう、し尿のくみ取りを速やかに行うとともに、仮設便所の設置をできる限り早期に完了する。
仮設便所の設置に当たっては、障害者への配慮を行う。
- 5 被災市町村は、水道や下水道の復旧に伴い水洗便所が使用可能になった場合には、仮設便所の撤去を速やかに進め、避難所等の衛生の向上を図る。
- 6 被災市町村は、発災後の道路交通の状況などを勘案しつつ、遅くとも発災数日後には廃棄物の収集を開始し、一時的に大量に発生した生活ごみ等を早期に処理するように努める。
- 7 被災市町村は、廃棄物（がれき）の処理に当たって、危険なもの、通行上の支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。また、選別・保管等のできる仮置場の十分な確保を図るとともに、大量の廃棄物（がれき）の最終処分までの処理ルート確保を図る。
- 8 被災市町村は、応急活動後、処理・処分の進捗状況を踏まえ、廃棄物（がれき）の破碎・分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図る。また、アスベスト等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の規定に従い、適正な処理を進める。
- 9 被災市町村は、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

第3節 市町村地域防災計画で定める事項

第2節第2に定めた計画に基づき、その対策を定めるものとする。

第19章 文教応急対策計画

(府文化生活部・府健康福祉部・府教育庁)

第1節 計画の方針

第1 方針

災害発生時における文教応急対策については、児童生徒等の生命・身体の安全を第一義とし、情報の収集・伝達、施設・設備の緊急点検等、学校等における安全対策、教育に関する応急措置、学校等における保健衛生及び危険物等の保安、被災者の救護活動への連携・協力等について万全を期する。

第2 実施責任者

- 1 府立学校、その他の教育機関については府教育長
- 2 市町（組合）立学校については市町村長又は組合管理者（委任を受けている場合は市町（組合）教育長）
- 3 私立学校については当該学校長及び当該園長（以下「校長」という。）
- 4 市町村に対する指導助言は府教育長

第2節 情報の収集・伝達

第1 発災情報の把握

災害に関する情報の収集を図るほか、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報にも留意し、広範な情報の把握に努める。

第2 被害情報の収集・伝達

災害の規模・程度に応じ、迅速に情報収集に関する体制をとり、被害情報について被災地域の学校等から必要な情報を収集する。

情報の収集は発災後、できるだけ迅速に行い、順次精度を上げるよう努め、学校等において各々の計画に基づき災害に対する所要の応急措置を講ぜられるよう必要な情報の伝達を行う。

災害により固定電話、ファックス等の通信が途絶した場合、携帯電話や電子メール等の通信機器のほか、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報など、必要に応じ、あらゆる手段での情報の収集伝達に努める。

第3節 施設・設備の緊急点検等

災害が発生する恐れがある場合、学校等において施設・設備の緊急点検及び巡視を実施するとともに、必要に応じ、重要な教材・教具、書類等の損失、損傷を防護し、安全な箇所への移動等適切な措置を講じる。

第4節 学校等における安全対策

第1 学校における安全対策

- 1 在校時の対策

児童生徒等の在校時に発災した場合は、災害の状況に応じ、安全な場所への避難等の安全対策に万全を期す。

2 寄宿舎等の対策

寄宿舎等においては、災害の状況に応じ、児童生徒等の安全な場所への避難等の安全対策に万全を期す。

3 在校時以外の対策

児童生徒等の在校時以外に発災した場合は、児童生徒等及び保護者に関する安否の確認等を速やかに実施する。

4 保護者への児童生徒等の引渡し

児童生徒等を引渡すことが適切と判断される場合には、あらかじめ定めた方法により速やかに保護者と連絡を取り、安全、確実に実施するとともに、保護者の安全にも十分に留意する。

第2 学校以外の教育機関における安全対策

学校以外の教育機関においては、災害の状況に応じ、利用者の安全な場所への避難等の安全対策に万全を期す。

第5節 教育に関する応急措置

第1 授業の中断等の措置

学校において、授業を継続することにより児童生徒等の安全確保が困難と思われる場合、臨時に授業を行わないこと等の適切な措置を講じる。

第2 私立学校等

私立学校については、本節の計画に準拠して検討し、自主的に対策計画を策定できるよう指導する。

第3 施設・設備の安全点検・応急復旧等

災害発生後、二次災害の防止や学校再開等のため、施設・設備の安全点検をできるだけ早急に行い、被災により教育の実施が困難となった場合、必要に応じ、危険建物の撤去、応急復旧や仮設校舎の設置等の措置を講じる。

第4 私立学校

被害状況について関係機関の協力を得て調査し処理する。

第5 学用品の調達及び配分

1 災害救助法が適用された場合

(1) 教科書

ア 教育部は市町（組合）立学校以外の公立学校（国立大学法人及び独立行政法人が設置する学校を含む。以下同じ。）及び私立学校の補給必要冊数をまとめ、京都府教科図書販売株式会社に補給を依頼し、教科書を補給、配分を実施する。

イ 市町（組合）立学校（京都市立学校を除く。）については、市町村長が調査して教育部に報告し、教育部の調整のもと調達、配分を実施する。

(2) 文房具及び通学用品

- ア 教育部は市町（組合）立学校以外の公立学校の補給必要品数をまとめ、直接調達、配分を実施する。
- イ 文化スポーツ部文教班は私立学校の補給必要品数をまとめ、直接調達、配分を実施する。
- ウ 市町（組合）立学校（京都市立学校を除く。）については、市町村長が調査して教育部に報告し、教育部の調整のもと調達、配分を実施する。
- エ 府立特別支援学校の小学部及び中学部については、教育部が直接調査、調達、配分を実施する。

(3) 学用品の給与基準

「資料編3-5」に示すとおり。

2 災害救助法が適用されない場合

(1) 教科書

ア 市町（組合）教育委員会は、被害状況を調査し教科書をそう失又はき損した要保護、準要保護等の児童生徒で再購入困難と認める場合は、災害発生の日から1か月以内に、府教育委員会を通じて社団法人教科書協会に無償補給の申請をするとともに京都府教科図書販売株式会社に補給を依頼し、教科書を補給する。

イ 府立特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒については、府教育委員会が上記に準じて行う。

(2) 文房具及び通学用品

市町（組合）教育委員会は、直接調査、調達、配分を実施する。

第6 学校給食の対策

学校給食物資の確保及び応急的な給食の実施については、公益財団法人京都府学校給食会等と協議し、必要な措置を講じる。

第7 児童生徒等の転入学に関する措置

被災地から一時的に転校する児童生徒等に対し、災害の状況等に応じ、速やかに転入学の受入れ及び教科書、学用品等の支給が行われるよう必要な措置を講じる。

第8 教職員の補充確保

教職員の被災に伴う補充措置について、与えられた権限内において市町（組合）教育委員会が措置し、必要な場合には府教育委員会に派遣を要請する。

第9 卒業、入学試験、就職活動に関する措置

教育に関する応急措置の期間が卒業、入学試験、就職活動等の時期に及ぶ場合は、必要に応じその円滑な実施のため適切な措置を講じる。

第6節 学校等における保健衛生及び危険物等の保安

第1 保健衛生

災害発生時における児童生徒等及び教職員等の保健衛生に留意し、建物内外の清掃、飲料水の浄化及び伝染病の予防等の措置並びにそれらの必要な防疫用薬剤及び機材の確保が適切に行われるよう努める。

第2 危険物等の保安

学校等において管理する電気、ガス（高圧ガスを含む。）、危険薬品、アルコール、石油等その他の危険物の災害発生時における保安のため、管理上必要な措置を講じる。

第7節 被災者の救護活動への連携・協力

学校等が避難所やボランティアの活動拠点となる場合は、早期の教育機能の回復に配慮しつつ、円滑な運営等に関し市町村災害担当部局等と連携を図る。

また、必要に応じ、学校給食施設等を活用した炊き出し等について協力するとともに、災害の状況に応じ、教職員が災害救援活動等に協力できるような人的支援体制を整備するなど円滑な活動が行われるよう努める。

第8節 府立学校の防災体制

第1 災害の発生が予想される場合、また災害発生時における学校の防災体制については、各学校ごとの防災に関する計画等により災害対策本部教育部（災対支部）の指示に基づき所要の人員を配置する。所要の人員数については、絶えず災害対策本部と連絡調整すること。

第2 市内府立学校については本部直轄とする。

第3 京都市以外府立学校については災害対策支部に所属する。

第9節 市町村地域防災計画で定める事項

第1 気象及び災害情報の収集・伝達に関する事項

第2 施設・設備の緊急点検等に関する事項

第3 児童生徒等の安全対策に関する事項

第4 教育に関する応急措置に関する事項

第5 保健衛生及び危険物等の保安に関する事項

第6 被災者の救護活動への連携・協力に関する事項

第20章 輸送計画

府 危 機 管 理 部
 府 総 務 部
 府 健 康 福 祉 部
 府 警 察 本 部
 近 畿 運 輸 局
 京 都 運 輸 支 局
 第 八 管 区 海 上 保 安 本 部
 西 日 本 旅 各 鉄 道 株 式 会 社
 日 本 通 運 株 式 会 社

第1節 計画の方針

災害時における被災者の避難及び応急対策に必要な要員、物資等の迅速確実な輸送を確保するため、陸上及び海上輸送等の対策について定める。

第2節 輸送力の確保

第1 京都府

- 1 京都府の公用車については、総務部入札課で集中管理し、各部の要請に応じる配車要領等の細部については、災害対策本部各部活動計画において定めるものとする。
- 2 府が市町村から輸送の確保について要請を受けたとき及び府公用車に不足を生じたときは、近畿運輸局京都運輸支局に車両借上げを要請し、輸送力の確保に万全を期する。
 また、必要のある場合は、ヘリコプター、自衛隊等他の関係機関にも協力を要請する。
 なお、自衛隊への要請については、第3編第30章第5節に、また、他の連絡系統は「輸送計画の連絡系統」に示したとおりである。

第2 市町村

市町村は、それぞれの防災計画に基づき車両等の調達先及び予定数を明確にしておくとともに、災害発生時に必要とする車両等が調達不能となった場合は、府に対して調達・あっ旋を要請する。

第3 府警察本部

現有の車両、舟艇を常に点検整備し、状況に応じて各署配置の車両及び舟艇を統制して輸送の円滑効果的な運用をはかるほか、不足を生じたときは必要な借上げ調達を行う。

第4 近畿運輸局（京都運輸支局）

防災業務計画等に基づき、必要な措置を講ずるとともに、府の要請等により、輸送機関等に対し、調達のあっ旋を行う。

第5 第八管区海上保安本部

傷病者、被災者、医師、その他救済活動に必要な人員、資材、器材及び救援物資の緊急海上輸送を行う。
 その連絡系統は別図のとおりである。

第6 日本通運株式会社

近畿運輸局京都運輸支局と連絡を密にし、緊急、代行輸送体制及び集配体制を確立し会社の公共的使命の遂行に万全を期する。

第3節 輸送の方法等

第1 実施機関

輸送は、応急対策を実施する機関が行うものとする。

ただし、災害が激甚のため実施機関において確保することが困難な場合は、関係機関の応援を求めて実施するものとする。

第2 輸送の方法

輸送は、被害の状況及び地形等により判断し、次のうち最も適切な方法により行うものとする。

- 1 トラック、バス等による輸送
- 2 船舶、舟艇による輸送
- 3 鉄道等による輸送
- 4 航空機、ヘリコプターによる輸送
- 5 人力等による輸送

第3 輸送の要請

応急対策実施機関所有のものを使用してもなお不足する場合は、民間又は他機関及び自衛隊所有の車両、船舶あるいは航空機等を使用又は借上げるものとする。この場合おおむね次の事項を明示して要請するものとする。

- 1 輸送区間及び借上げ期間
- 2 輸送人員又は輸送量
- 3 車両等の種類及び台数
- 4 集合場所及び日時
- 5 その他必要な事項

第4節 西日本旅客鉄道株式会社

西日本旅客鉄道株式会社は、府等関係機関の要請に基づき、列車の特発、迂回運転、災害応急対策用人員の優先輸送等の必要と認められる措置をとり、その万全を期する。

第5節 緊急通行車両の取扱い (府警察本部)

第1 事務の取扱者

交通規制課長、高速道路交通警察隊長及び警察署長（以下、この節において「交通規制課長等」という。）は、災害対策基本法施行令第33条第1項に規定する緊急通行車両等の確認を行う。

第2 確認に関する手続

1 確認の申請

交通規制課長等は、車両の使用者等から、緊急通行車両の確認申請があった場合は、別記様式第5「緊急通行車両等確認申請書」（以下この節において「確認申請書」という。）及び輸送協定書等の当該車両を使用し行う事務又は業務内容を疎明する書類（輸送協定書等がない場合は、指定行政機関等の上申書等）を提出させるものとする。

2 確認証明書の交付

確認申請書を受理したときは、その申請に係る車両が、第2編第24章第2節に規定する「緊急通行車両として確認を行う車両」に該当する場合は、次の要領によること。

- (1) 別記様式第6「緊急通行車両等確認申請書受理簿」に、各所属別の確認番号を付し所定の事項を記載する。
- (2) 災害対策基本法施行規則の別記様式第3「標章」に所定の事項を記入の上、申請者に交付する。
- (3) 災害対策基本法施行規則の別記様式第4「緊急通行車両確認証明書」に各所属別の確認番号を付し、各所属別の確認番号を付し、所定の事項を記載の上、申請者に交付する。

3 事前届出車両の確認

緊急通行車両の事前届出制度により、あらかじめ届出済証（別記第5号様式）の交付を受けている車両については、次の手続きにより確認を行う。

- (1) 確認申請があった場合は、他に優先して再確認を行う。この場合において、必要な審査は省略する。
- (2) 確認申請においては、届出済証を提出させるとともに、緊急通行車両確認証明書に必要事項を記載させることにより手続きを行う。

第3 緊急通行車両として通行を認める区間・期間及び指導事項

緊急通行車両として通行を認める区間・期間及び指導事項については、次のとおりとする。

1 通行を認める区間

緊急通行車両証明書の通行経路欄は、通行を認める区間を必要最小限の範囲とするため、個々具体的に記載すること。

2 通行を認める期間

緊急通行車両として通行を認める期間は、当該災害の規模、態様、被災状況、道路の復旧状況等を勘案して弾力的に運用することとなるが、反復継続して同一の区間を通行するものについては、標章の発行の日の翌日から起算して1箇月後の日とすること。

3 指導事項

その他事案に応じて必要と認める事項

第4 警察本部交通班への連絡

高速道路交通警察隊長及び警察署長は、第2の2及び3により標章及び緊急通行車両確認証明書を交付したときは、速やかに、警察本部交通班へ連絡すること。

第6節 災害救助法による輸送基準

「資料編3-5」に示すとおり。

第7節 人員及び救助物資等の輸送

第1 人員輸送

広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災者（以下「被災者等」という。）を避難させる必要が生じた場合は、原則として市町村が実施する。

府は被災者等の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者等の運送を要請する。

なお、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無く、要請に応じないときは、被災者等の保護の実施のために特に必要がある認めるときに限り、当該運送を行うべきことを指示する。

第2 救助物資等の輸送

救助物資等の輸送は、府の関係部局がそれぞれの所管に従い、市町村の協力を得て実施する。

第3 輸送機関等の協力

J R及び私鉄等は、車両の増発等を行って府の援助活動に協力する。

第8節 市町村地域防災計画で定める事項

災害時における輸送体制を確立するため、府及び隣接市町村並びに関係機関と密接な連絡協調を図って具体的な対策を定めるものとする。

第1 輸送方法

輸送の方法は、災害の程度、輸送物資等の種類、数量、緊急度及び現地の交通施設等の状況を勘案した具体的方法を定める。

第2 車両等の確保

1 市町村車両等の確保

2 車両の要請

市町村内で車両等の確保が困難な場合、府及び隣接市町村へ協力を要請する要領を定める。

3 人力による輸送

辺地あるいは孤立予想地域に対する物資等の輸送については人力による輸送方法を定める。

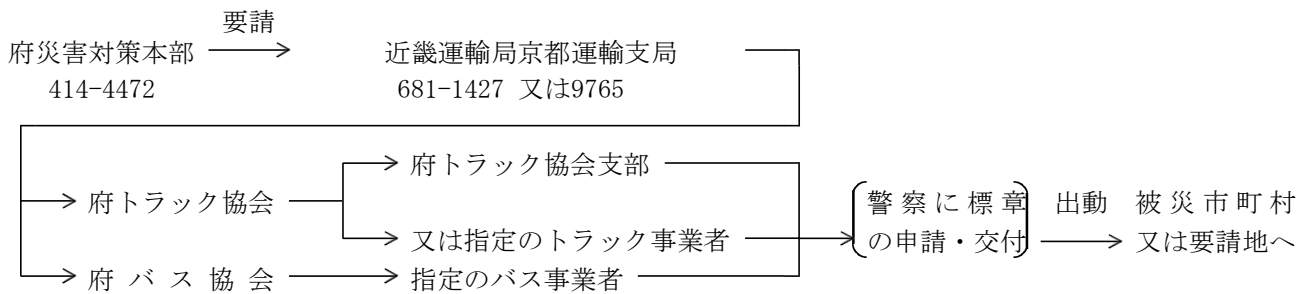
第3 ヘリコプター発着及び物資投下可能地点の選定

航空機輸送に備えヘリコプター発着地及び物資投下可能地点を選定し、その場所、面積等必要事項を定める。

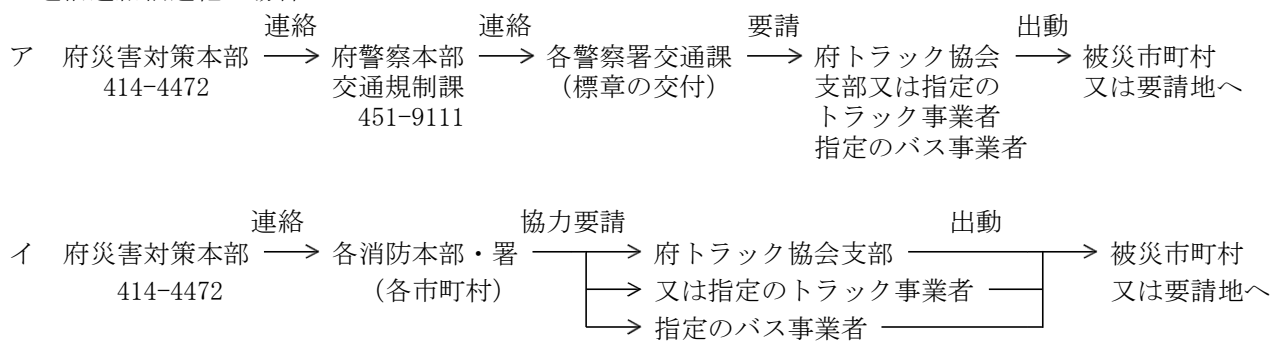
輸送計画の連絡系統

1 陸上輸送を要請する場合

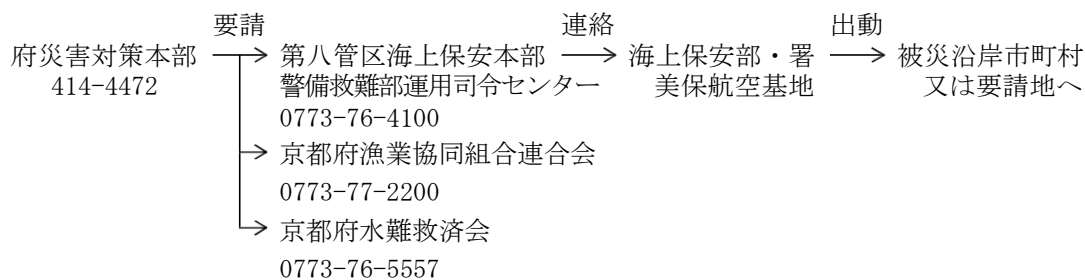
(1) 通常の場合



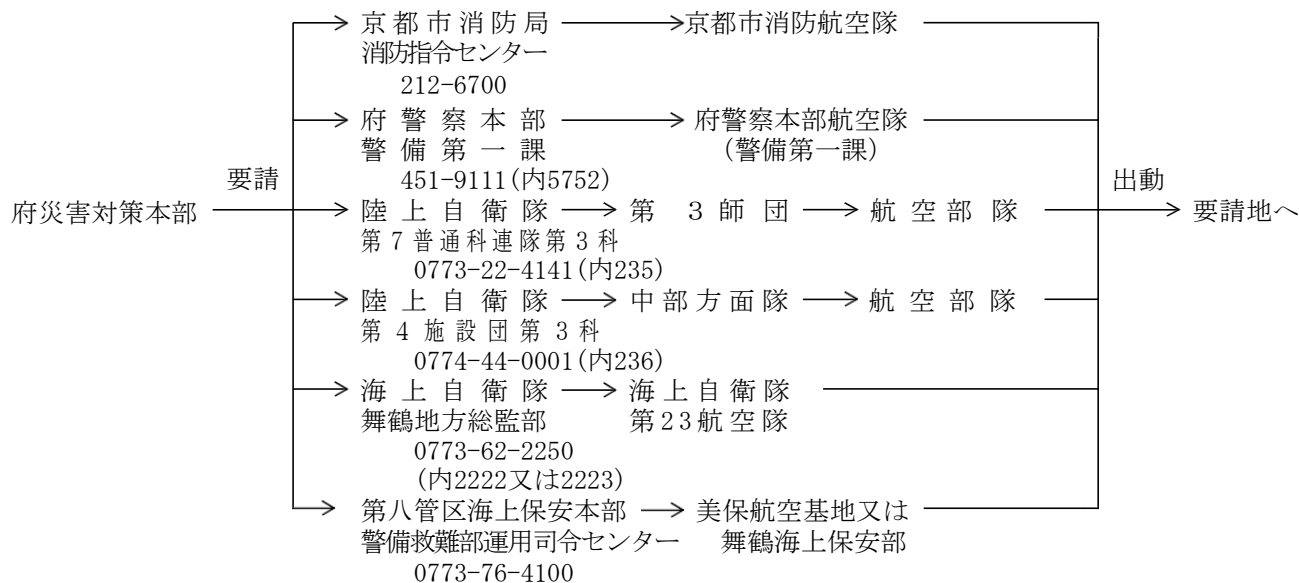
(2) 通信連絡網途絶の場合



2 海上輸送を要請する場合



3 ヘリコプターによる空輸を要請する場合



注1 陸上自衛隊第4施設団は、京都府南部において災害が発生した際の連絡先とする。

別記第1号様式

(A4判)

災 害 緊急事態応急対策用 地震防災 国民保護措置用		
緊急通行車両等確認申請書		
年 月 日		
京都府公安委員会 殿		
申請者 住所 電話 氏 名		
㊞		
事前届出の有無	有 (届出済証番号) 無	
指定行政機関等	1 指定行政機関 2 指定地方行政機関 3 地方公共団体 (執行機関を含む。) 4 指定公共機関 5 指定地方公共機関 6 関係機関・団体 7 その他	
	名称	
番号標に表示 されている番号		
災害・緊急事態 ・地震防災応急対策 又は国民保護措置 の 内 容	1 警報の発令等 2 消防、水防等応急措置 3 救難・救助・保護 4 児童・生徒 の応急の教育 5 施設・設備の応急の復旧等 6 清掃、防疫等保健衛生 7 犯罪 の予防、交通の規制等社会秩序の維持 8 緊急輸送の確保 9 災害の発生の防御、 拡大の防止 10 食糧、医薬品その他の物資の確保 11 放射線量の測定、放射性物質 による汚染の除去 12 輸送及び通信の措置 13 国民生活安定の措置 14 被害の復 旧	
車両の用途 (緊急輸送 を行う車両にあつては 輸送人員又は品名)		
使 用 者	住 所	電話
	氏 名	
通行 (輸送) 日時		
通行 (輸送) 経路	出 発 地	目 的 地
注 1 届出済証の交付を受けている車両については、この確認申請書を2通作成し、当該届出済証を添付の上、最寄りの警察本部 (交通規制課)、警察署、交通検問所等に提出してください。 2 届出済証の交付を受けていない車両については、この確認申請書を2通作成し、それぞれに、輸送協定書等の当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類 (輸送協定書等がない場合にあつては、指定行政機関等の上申書等) の写しを添付の上、最寄りの警察本部 (交通規制課)、警察署、交通検問所等に提出してください。		

別記第3号様式

登録(車両)番号

緊急

有効期限 年月日

15

21

注1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。

注2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。

注3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別記第4号様式

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
		公安委員会 印	
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）			
使用者	住所	() 局 番	
	氏名		
通行日時			
通行経路	出発地	目的地	
備考			

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

別記第5号様式

記号及び受理番号	京 事前第 号	受理年月日	年 月 日	京 事前第 号
災害 緊急事態応急対策用 地震防災 国民保護措置用	緊急通行車両等事前届出書			災害 緊急事態応急対策用 地震防災 国民保護措置用
京都府公安委員会 殿	年 月 日			緊急通行車両等事前届出済証
	申請者 住所 電話 氏名			左記のとおり事前届出を受けたことを証する。
	Ⓜ			年 月 日 京都府公安委員会 図
指定行政機関等	1 指定行政機関 2 指定地方行政機関 3 地方公共団体（執行機関を含む。） 4 指定公共機関 5 指定地方公共機関 6 関係機関・団体 7 その他			注 1 災害発生時、原子力緊急事態宣言時、警戒宣言発令時又は武力攻撃事態等時には、この届出済証を最寄りの警察本部（交通規制課）、警察署、交通検問所等に提出し、所要の手続を受けてください。 2 この届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損したとき又は記載事項に変更が生じたときは、事前届出を行った警察署に申し出て再交付又は記載事項の変更を受けてください。 3 届出済証に係る車両が次のいずれかに該当するときは、速やかに事前届出を行った警察署にこの届出済証を返納してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 廃車となったとき。 (3) 緊急通行車両等として必要でなくなったとき。
	名称			
番号標に表示されている番号				
災害・緊急事態・地震防災応急対策又は国民保護措置の内容	1 警報の発令等 2 消防、水防等応急措置 3 救難・救助・保護 4 児童・生徒の応急の教育 5 施設・設備の応急の復旧等 6 清掃、防疫等保健衛生 7 犯罪の予防、交通の規制等社会秩序の維持 8 緊急輸送の確保 9 災害の発生の防御、拡大の防止 10 食糧、医薬品その他の物資の確保 11 放射線量の測定、放射性物質による汚染の除去 12 輸送及び通信の措置 13 国民生活安定の措置 14 被害の復旧			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）				
使用者	住所			
	電話			
出 発 地				
京都府外での災害応急対策に関する活動計画の有無及びその活動地域	有	滋賀県・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県		
		その他（ ）		
注 この届出書は、2通作成し、それぞれに、指定行政機関等が保有する車両に係る事前届出の申請にあっては自動車検査証の写しを、指定行政機関等が保有する車両以外の車両に係る事前届出の申請にあっては自動車検査証の写し及び輸送協定書等の当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類（輸送協定書等がない場合にあっては、指定行政機関等の上申書等）の写しを添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。				